

君、内閣官房内閣審議官濱谷和久君、法務省大臣官房訟務総括審議官都築政則君、外務省大臣官房参事官正木靖君、国税厅長官官房審議官成田昌稔君、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長木村陽一君及び環境省大臣官房審議官平岡英治君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。井野俊郎君。

○井野委員 おはようございます。自由民主党、群馬二区選出の井野でございます。

今回は、先々月発生いたしました、私の地元にも被害がありました雪害に関して質問をさせていただきます。

今回の雪害については、私の地元であります群馬県の平地でも観測史上最大の積雪があつたため、ビニールハウスが倒壊し、園芸農家に多大な損害を与えました。

私の地元では、これから出荷最盛期を迎える小玉スイカやニラ、ホウレンソウ、トマト、キュウリなどがビニールハウスで栽培されており、今回雪の重みで、そのビニールハウス約九割が倒壊し、生産者はこれからというところで収入手段を断たれたという状況でございます。

私も、大雪の翌日の朝から、早速、地元農家の方から連絡を受け、被害状況を確認させていただきました上で、地元JAの皆さんと林大臣に陳情に上がらせていただきました。大臣には、本当に忙しい中、お時間をとつていただきまして、大変感謝を申し上げます。

その上で、今回、農水省から撤去費用の定額補助、またビニールハウス再建の五割助成と早々に農家支援策を出され、また多くの農家は、この支援策を歓迎され、失いかけて営農への意欲を取り

戻しつつあるところです。

たします。

今回の大雪によりまして、ビニールハウスの損壊につきましては、三月二十八日現在で約二万七千件の報告が上がっております。ハウスにつきまして再建することになりますと、通常年の年間需要量は大体五万から六万トンでございます。

そこで、今回は、こういった支援事業の課題について質問をさせていただきたいと思つております。

まず一点目が、パイプハウスの再建についてであります。

先日、農家の方向けの補助事業説明会が地元でございましたが、その席に出席させていただき、特に問題となつていただけたのが當農再開の時期、見通しでございました。これだけ多くのビニールハウスが倒壊しましたので、資材取得の見通しが全く立たず、いつまでにどのような措置を講じればよいのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。當農再開が来年に間に合わないと、違約金を支払わなければならないと訴え、契約栽培をされている農家の方もいらっしゃいました。また、資材調達が間に合わないのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。

ハウスが倒壊しましたので、資材取得の見通しが全く立たず、いつまでにどのような措置を講じればよいのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。當農再開が来年に間に合わないと、違約金を支払わなければならないと訴え、契約栽培をされている農家の方もいらっしゃいました。また、資材調達が間に合わないのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。

Aでございましたが、その席に出席させていただき、特に問題となつていただけたのが當農再開の時期、見通しでございました。これだけ多くのビニールハウスが倒壊しましたので、資材取得の見通しが全く立たず、いつまでにどのような措置を講じればよいのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。當農再開が来年に間に合わないと、違約金を支払わなければならないと訴え、契約栽培をされている農家の方もいらっしゃいました。また、資材調達が間に合わないのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。

ハウスが倒壊しましたので、資材取得の見通しが全く立たず、いつまでにどのような措置を講じればよいのか、そういうことがわからないという声が多く聞かれました。

そこで、パイプ等の資材の供給状況について、現時点においてどの程度農水省として把握されているのか、わかっている範囲で結構でござりますので、御教示ください。

また、今回、資材が不足することが予想され、ビニールハウスの再建が困難であるということも予想されます。

そこで、今回、補助事業について、ぜひとも来年度以降も継続していただきたいと考えておりますが、財務当局との折衝もございますが、その点について、農水省の考え方についてもあわせてお伺いさせていただきます。

まず、早急に復興を目指してまいりますが、た

だ、資材不足等のために、御指摘のような事態があるとすれば、そのときには、現場の実態に応じて対応してまいりたいと思います。

○井野委員 本当に早期に取り組んでいただきたいという点と、私から一つ要望させていただきますと、ぜひとも農家の不安、いつまで、どうして

いいかわからない、不安がまだ残つておりますので、パイプ等について、いつまでに何とかなりそうだという、その都度、わかる範囲で、ぜひとも、

地元といいましょうか農家の方には、情報提供をお願いしたいと思つております。

続きまして、一つ質問を飛ばさせていただきまして、支援事業の活用についてお伺いさせていただきます。

多くの農家は、今回の雪害によって現金収入の道が断たれ、生活していくのが困難になつていています。特に施設園芸は、労働集約型

状況にござります。特に施設園芸は、労働集約型と言われているため、手広くやつている園芸農家は多くのビニールハウスを所有し、また、雇用者、多数の人を雇用して生産していた農業生産法人などもございました。ところが、今回の雪害によつて生産活動がとまつてしまつたため、こういった労働者の雇用維持が困難となつてゐる状況にあります。

この点、農水省としては、雪害に関して、次世代経営者育成派遣研修事業を活用して雇用維持に努めるというような事業をしていて、雇用維持ができる点でございますけれども、少なくとも、私の地元でこれだけ壊滅した状況にありますと、他の生産法人も、同じように、結局は壊滅している状況でござりますので、雇用してもらうというのは困難な状況でございます。

また、農業に従事する方というのは、比較的の地域、つまり地元の方が多いわけでございます。

いきなり、例えば、この生産法人でだめだつたから、では、どこか遠く、他の生産地へ行って農業に従事しようというようなことはちょっと、なかなかそういうことはできない難しい状況でござい

ます。そういう意味では、現状としては、なかなか農水省のせつかくの事業が活用されていないというような状況にあります。

そういう意味では、せつかくの事業でござりますので、少しでも雇用される農業者、営農意欲を維持してもらえる環境整備をしていくべきだと考えておりますが、こういった農水省の課題、そして事業の活用方法についてどのように考えていられるかをお聞かせください。

○奥原政府参考人 法人の従業員の雇用の維持の観点の御質問でございます。

今回の大雪で被災をされました農業法人等の従業員の雇用の維持の対策といったしましては、従業員をほかの農業法人等に研修目的で派遣をいたしました農の雇用事業の中の次世代経営者育成派遣研修というものを使うということにいたしまして、この件で助成を行なっています。

これにつきましては、被災された農業法人の方にこの情報がきちんと行き渡るようについてことで、ホームページでの情報提供もやつておりますが、それに加えまして、日本農業法人協会あるいは全国農業会議所、こういったところを通じた情報提供の徹底に努めているところでございます。

今後、各都道府県の農業会議を通じまして、被

災された法人側の事業活用の一環を具体的に把握いたしますとともに、既に全国農業会議所の方では、これは必ずしも被災者だけではございませんけれども、研修生として受け入れ可能な農業法人の数を数えてリストも公表しております。全国で百三十八の法人が受け入れ可能ということで、固有名詞を含めて既に公表されております。これも活用いたしまして、出し手、受け手のマッチングを進めまして、スムーズな研修の開始につなげていきたいというふうに考えております。

○井野委員 やはり、どちらかというと、雇用されている方、農業者の声受け手だけではなくて、出していく方の声と、いうものもぜひお酌み取りをいただきたいと思っておりますので、そこら辺はぜひ御配慮をお願いいたします。

続きまして、農業共済についてお伺いいたしま

す。

本来であれば、こういった雪害等、自然災害は、農業についてはつきものでございますので、こういった灾害においては、保険によって保険金が支払われ、そのお金によって生活支援また経営再建

というものが図られるべき姿であります。

しかしながら、私の地元もそうですが、農業共済に加入しているらしくやらない農家の方が実態として多くあります。そういうこともありまして、今回の農水省の補助事業という形になつたのかと思います。

そこで、まず、今回、特に被害の大きかつた群

馬、山梨、埼玉の各県における被害農家のうち、農業共済、特に園芸施設共済事業及び果樹共済事

業に加入されていた割合はどの程度であったのか、お伺いいたします。

あわせて、園芸施設共済事業についてでござい

ますけれども、附帯施設、施設内農作物等の附帶

保険についての加入状況についてもお聞かせくだ

さい。

○奥原政府参考人 共済の加入状況でございま

す。

まず、園芸施設共済全体の加入率、これは面積

ベースでございますが、平成二十四年度で、全国

平均では約四七%でございます。県別に見ますと、

群馬県が約三四%、埼玉県が約三五%、山梨県は

約三六%というふうになつております。

また、園芸施設共済の加入者のうち、附帯施設、

これは温湿度の調整施設ですとかん水の施設等

でござりますが、附帯施設も契約をされている方

の割合、これは全国平均で約十四分の一でござ

ますけれども、群馬県では約六分の一、それから、

埼玉県では約五分の一、山梨県では約十七分の一

というふうになつております。

それから、園芸施設共済で、施設の中の農作物

について加入をされている方は、全国平均で見ま

すと約五分の一ですが、群馬県では約三分の一、

埼玉県では約四分の一、山梨県では約五十分の一

というふうになつております。

一方で、果樹共済の方でございますけれども、

この面積ベースの加入率でございますが、全国

平均では約二五%、群馬県では約一一%、埼玉県

は約二二%、山梨県は約一九%というふうになつ

ております。

○井野委員 お話を聞くと、それこそ余り高くな

いといふことがわかるかと思うんです。

今回、補助事業としては、再建については二分

の一、そして撤去について定額補助という意味で

は、手厚い保護をしていただいたという点は本当

にありがたいわけでござりますけれども、共済の

加入者と非加入者を今回の補助については区別な

く補助対象にされているかと思いますけれども、

そうすると、結局、共済に加入していた農家と加

入していない農家とのバランスといいましょう

か、そういう意味では、共済に加入していた方

のメリットというものは薄れてきているよう思

われるところも否めません。

そこで、加入者と非加入者とのバランスについ

てはどのように考えていらっしゃるのか、農水省

の考え方をお聞かせください。

○奥原政府参考人 今回の豪雪により被害を受け

た農業者に対しましては、経営体育成支援事業に

よりまして、これは国費でござりますけれども、

再建、撤去費用の二分の一相当、これを国費から

補助するということにしております。

この際には、園芸施設共済の加入者に対しまして

は、共済金は全額お支払いをするということを前

提にいたしまして、共済金の二分の一相当は国庫

の低い原因というものは、やはりビニールハウスが

償却が早くして、最終的に五年で二〇%まで償却が

進んでしまって、それ以降は二〇%がふえること

もないということになります。そのあげくに、今

回の雪害に実際遭つて、ある農家の方が言つて

いましたけれども、毎年、ことしも同じでいいで

すねとかいう形で、特に説明もなく毎年毎年四万

円ぐらい共済金を払つていらつしやつたんですね。

そして、実際にこういう雪害が起きたら、そ

のハウスが十年以上経過してしたものですから、

ほとんど出ませんなんという説明に來た。それ

に対して、こんなのは詐欺じゃないかとその農家の

方はすごく怒つていらつしやつたということございました。

給をされるということになります。共済金の中に半分でござりますけれども、これは当然支給されることになりますので、この分は、園芸施設共済に入つていかない方に比べて当然プラスアルファといふことで、手取りが多くなるということになつてまいります。したがいまして、共済に入つている方のメリットはあるということでございます。

○井野委員 共済金は全額支払われるというこ

とでござりますけれども、私の地元群馬県では、

国の今回の補助率二分の一に加えて県が上乗せ補

助という形で、大体九割補助に実はなるわけでござります。そうすると、変な話でございますけれども、共済金が入ると、かえつて、焼け太りとは言いませんけれども、手取りが手元に残るのが逆に多くなっています。そういう形で、大体九割補助に実はなるわけでござります。そうすると、変な話でございますけれども、共済金が入ると、かえつて、焼け太りとは言いませんけれども、手取りが手元に残るのが逆に多くなっています。このことは言いませんけれども、そういう実態も考えられるわけでござります。こうしたことちよつと指摘させていただきたいと思います。

私の問題意識としては、結局こういうものは、やはり原則論に立ち返つて、本来であれば共済で

いるような実態も考えられるわけでござります。

ういうふうなことも、正直私としては、いいのか

などとは言いませんけれども、そういう実態もある

ことがあります。そういうことをちよつと指摘させていただきたいと思います。

結局、私が農家の方から話を聞いた主な加入率

の低い原因というのは、やはりビニールハウスが

償却が早くして、最終的に五年で二〇%まで償却が

進んでしまって、それ以降は二〇%がふえること

もないということになります。そのあげくに、今

回の雪害に実際遭つて、ある農家の方が言つて

いましたけれども、毎年、ことしも同じでいいで

すねとかいう形で、特に説明もなく毎年毎年四万

円ぐらい共済金を払つていらつしやつたんですね。

そして、実際にこういう雪害が起きたら、そ

のハウスが十年以上経過してしたものですから、

ほとんど出ませんなんという説明に來た。それ

に対して、こんなのは詐欺じゃないかとその農家の

方はすごく怒つていらつしやつたということございました。

そういう意味では、こういった、余り共済のメリットというものが少ない中において、では、実際に、農水省としては加入率が低い理由及びその対策についてどのように考へているのかをお聞かせください。

○小里大臣政務官 加入率につきましては、非常に地域差が大きいんですね。新潟県とか秋田県のようにほんどの農家が加入している地域もあれば、加入率が二〇%程度にとどまっている地域もあります。その要因の大きなところとしては、豪雪被害等に遭いやさしいかどうかといったようなどころが大きく影響しておるよう思います。

そこで、園芸施設共済の加入促進につきましては、例えば、農家が支払う掛金の二分の一を国が負担するといったことがあります。そしてまた、これまで、掛け金補助の対象となる共済金額の上限を引き上げてまいりました。また、全国をグルーブ分けしまして、災害発生率の低い地域では掛け金が安くなる、いわゆる危険段階別共済掛け金率の設定といったようなことも行つてきたところでござります。

こういった措置を活用して、特に今回被害が大きかった地域、しかし日ごろは被害が余りない地域等においても、しっかりと加入が促進されるように図つてしまいたいと思います。

○井野委員 共済でも補助金でも、国費を投入する意味では、結局根っこは一緒になつてくるわけあります。それだったら、私は、まだ共済の方にお金を使った方が、その都度、補助をお願いしますというのではなくて、しっかりと農家にも自己責任を持たせた上で、共済加入を積極的にぜひ農水省としても支援していただきたいと思ひます。

私の質問を終わります。本日はありがとうございました。

○坂本委員長 次に、稲津久君。

○稲津委員 おはようございます。公明党の稲津久でございます。

きょうは、大要二点をお伺いしたいと思つてお

ります。一つは、日豪EPA交渉について、それからもう一つは、酪農における支援事業についてということです。今までまいりたいと思っておりました。

最初に、日豪のEPA交渉についてなんですかね。先月二十六日に、オーストラリアのロブ貿易相が来日なさって、林大臣、また経済産業大臣と相次いで会談をされたという報道がありました。

日豪のEPA交渉は、御案内のとおり、平成十九年から十五回ですかにわたりて交渉を重ねてきましたが、これは会談の前から、オーストラリア側の方から見ると、やはり大詰めのところに来ている、何とかと、向こうのそういう意向も示されておりましたが、これは会談の前から、オーストラリア側の方からは、牛肉それから乳製品等について、特に牛肉は関税をぜひ半減してくれ、こういう強硬姿勢、こんなことが報道されておりました。

日豪のEPA交渉は、もうこれは当然ですけれども、国会決議に基づいて粘り強い交渉を行つていいことが最も大事だというふうには認識しています。

まずけれども、林大臣も、会談の前から、期間を区切つて交渉することはないんだ、こういう合意期限を設定する考えはないことを示しておられました。その意味で、私も安心しているんですけども、ただ、この交渉の状況は、報道で知る由しかないんですが、余り伝わってこない。詳細は難しくどうしても、示すことができるところについては示していただければ、こう思つておるんです。

そこで、まず伺いますが、今回のこのロブ貿易相との会談でどのようなことが話し合われたのか、概要で結構でござりますので、お答えいただきたく思います。

○林国務大臣 三月二十六日でございますが、オーストラリアのロブ貿易・投資大臣と会談を行つたわけでございます。

会談では、日豪EPAを含む二国間の経済関係につきまして議論を行わせていただきました。日本

でも意見交換を行つたところがありますが、引き続き、協議を継続していく、こういうことになります。

たところございます。

どの品目についてどういう数字がというような具体的な内容は、これは委員もよく御承知のとおり、交渉が継続中でござりますので、なかなか申し上げることはできないわけですが、やはり我々

として、農林水産省としては、日豪EPAについては衆議院の農林水産委員会の決議がござりますので、この決議を踏まえて、真摯に交渉に取り組んでいきたい、こういうふうに思つております。

○稻津委員 具体的な内容を示すことができないのは当然承知をしておりますが、その意味でも、今大臣から概要についてのお話をいただきました。

そこで、一つだけ具体的に伺つておきたいと思うんですけども、報道では、オーストラリアの関心事の一つは、まあ、これが最もなんでしょうけれども、牛肉ということで、ロブ貿易相は半減

となることを強く求めた、このように報道されいましたけれども、この点についてはどうでしょうか。

○林国務大臣 いろいろな報道があるのは私も拝見をいたしましたけれども、一つ一つの報道についてコメントすることは差し控えたいと思いますが、先ほど申し上げたように、農産品の市場アクセスについても意見交換を行つて、引き続き、協議を継続していこう、こういうことになつたわけ

でござります。

先ほど申し上げたように、しっかりと決議を踏まえてやつていただき、こういうふうに思つております。

○稻津委員 例えは、牛肉の関税が半減された場合、どういう影響が起きるか。これは幅広い影響があると思うんですけども、とりわけ気になるのは、ホルスタインの雄を飼育している産地につ

いては相当打撃が出るだろう、まあ、仮置きの話でございます。

○林国務大臣 これに関連して、アボット豪首相、オーストラリアの首相が、四月五日から八日かけて訪日をされて、七日に日豪首脳会談、この予定どおりに開催されました。一方で、豪委員からお話をあったように、日豪EPAについては、双方に利益となる協定を実現するべく、早期妥結を目指して交渉に臨んでいます。一方的に、いついつまでに取り組んできたわけですが、具体的な交渉妥結の期限について決めているわけではないといふことがあります。一方的に、いついつまでに

こちらはやるつもりだけ、こういうことを申し上げれば、当然相手はその足元を見てくる、こういふことでござりますから、期限について決めてい

るわけではないということを申し上げた上で、繰り返しになりますけれども、衆参の農林水産委員会の決議を踏まえて、真摯に交渉に取り組んでまわつてくる中で、今度は、輸入禁止が解けた状況の中で、逆にアメリカ産が貿易でふえてくる、こういうこともありますので、とりわけ、何とてもこのところはきちんとこちら側の主張も重ねて言つていただきたい、このように思つております。

それで、もう一つだけ、この日豪EPAに関して伺つておきたいと思うんです。

それは大臣の日豪EPAに対する基本姿勢でございまして、これは今回の二回の答弁の中で既に示していただいておりますけれども、大臣の基本的な姿勢というのは、今回の会談の中にもありますように、期限を切らない、それから、国会決議に基づいて慎重に丁寧に交渉していくんだ、このように、期を切らぬで、それから、国会決議に基づいて、このままでは、オーストラリアの関心事の一つは、まあ、これが最もなんでしょうけれども、牛肉ということで、ロブ貿易相は半減することを強く求めた、このように報道されましたが、この点についてはどうでしょうか。

○林国務大臣 いろいろな報道があるのは私も拝見をいたしましたけれども、一つ一つの報道についてコメントすることは差し控えたいと思いますが、先ほど申し上げたように、農産品の市場アクセスについても意見交換を行つて、引き続き、協議を継続していこう、こういうことになつたわけ

いりたい、これが基本姿勢であります。
○稻津委員 ぜひよろしくお願いをいたしたいと思つています。

先般、韓国がオーストラリアとFTA、この中で、關税を十五年後には撤廃ということで合意をした、そういう報道もありました。

いよいよ今月に入つて、大臣から今お話をあつたように、アボット首相も来日された。日豪EPAのこととは、当然TPPのことにも連動していくわけでございまして、期限ありきでなく、しっかりと国会決議に基づいた交渉をよろしくお願いしたいと思います。

二点目です。二点目は、酪農における支援事業御案内のとおり、このセンターについては、混合飼料の製造、供給の事業を展開する中で、最近、地域のニーズも大変ふえてきておりまして、特に酪農の現場では、牛の飼育管理に集中できるということで、その役割が重要視されてきている、このように承知をしております。

そこで、まず伺いますけれども、TMRセンターの全国での設置状況についてお示しをいただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 稲津先生の御質問にお答えいたします。

今先生の方からございました、牛の完全混合飼料でございますTMRを畜産経営に供給するTMRセンターにつきましては、労働力不足への対応、あるいは良質飼料の供給を推進する中で、非常にふえてきております。

具体的には、全国で平成十五年度には三十二ヵ所ございましたが、平成二十五年度には約二倍の百十カ所に増加しております。北海道につきましては、平成十五年には七ヵ所ございましたが、平成二十五年度には約七倍の五十一ヵ所というふうに相なつてきているところでございます。

○稻津委員 設置と稼働がふえてきているという

ことでございまして、TMRセンターについては、現場でも非常に有益なものとして認識をされてきている。

それともう一つは、いわゆる混合飼料の製造、供給ということのみにかかわらず、TMRセンターについて、最近、新しい事業に取り組む傾向が見受けられている、このように承知しています。

例えば、これは北海道の幌延町のTMRセンターですけれども、乳牛の飼育の支援も始めたところはこれから、ようやく始まつたということで、例えれば、これから新規参入をする

ターやTMRセンターで勤務する方のことを考えたとき、将来、酪農経営者になつていく、そういう新規参入の受け入れにもなつてきているというところで、ここは非常に注目していきたいと思うんですね。

酪農の経営者側から見ると、今申し上げましたように、労力の大半を搾乳ですとかあるいは飼育管理の方に向けることができる。それから、新規参入者からは、TMRセンターで勤務したことによつて、学んだ、蓄積したそういう技術、それが将来、結果として酪農経営者になることができたとか、こういう展開が期待されておるわけでございまます。

TMRセンターの新しい事業展開をどのようにお伺いしたいと思います。

○江藤副大臣 先生のおっしゃるとおり、私も何度も北海道のTMRセンターの現地も視察をさせていただきました。

キロ当たり三十五円ぐらいで餌も供給されていて、しかも、いろいろな食品残渣を、例えば油か

すであるとか、いろいろな食品残渣を、例えれば油かしかし、一トン単位でパッキングをして、そして農家に真空パックをしたものを作成させて運ん

で、そして農家の庭先まで持つていつて、そうすると、いわゆる効率も極めて高い、労力もかからず

ない、経営効率もいい、いわゆる搾乳、肥育に集中できる。経営を支援する上では極めて有効な施策だと思います。

我が宮崎県でも、実は、これは乳牛じゃありませんけれども、肉用牛でもTMRセンターをつくつていろいろということで、二ヵ所、実はもう稼働が始まつております。これから新規参入を進める上で、これから酪農経営を、経営に着目した経営支援を行なう上でも、TMRセンターをこれからさらに広げていくことは極めて有効な施策であるというふうに認識いたしております。

○稻津委員 ありがとうございます。

それで、今TMRセンターについて伺つてしまつたけれども、このほかに酪農を支援する事業として、コントラクター、それから酪農ヘルパーがございます。これらが今後どういう展開になつていくのかということも非常に気になるんですけど、その前に、まず、この酪農ヘルパー、それからコントラクター、TMRセンターへの支援事業についてお示しいただきたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。

まず、先生の方からお話をございましたコントラクターでございますが、これにつきましては、二十五回の補正予算あるいは二十六年度の当初予算におきまして、例ええば飼料の収穫作業を受託した場合には一ヘクタール当たり二万八千円を交付いたしまして、一二、三年目は半額になりますが、そうしたことによる支援といったものを講じていろいろなことがあります。

また、このコントラクター組織あるいはTMRセンターにつきましては、どうしてもハードの整備が必要でございますので、飼料の生産、調製保管を行うために必要な機械のリース導入や施設整備の支援といったことで、強い農業づくり交付金等によりまして対応しているところでございまます。

また、酪農ヘルパーでございますが、これにつきましては、資質の向上のための各種研修といつ

ることに対する助成のほかに、傷病時あるいは育児の際に酪農ヘルパーを利用する際の負担軽減と

いうことで、組合により異なりますが、多くは二分の一に軽減するなどといったような支援が行われているところでございまして、今後とも、こうした支援策の充実強化を図つていただきたい、こんなふうに考えておるところでござります。

○稻津委員 今幾つか支援体制の施策についてお話をいただきましたけれども、一定程度進んできているんだと思います。

皆さんのお手元に、「銀の匙 Silver Spoon」のチラシをお配りさせていただいていますけれども、実は、これは北海道の帯広を舞台にして、農業高校の学園ストーリーというか青春ドラマというか、いろいろなテーマがあるんですけれども、私もこの間、ロードショヨを見てまいりました。非常に、もちろんおもしろいものもあるんですけど、それが漫画でブームになつたということもうなづけました、大臣も見られたといふふうに認識してますけれども。

私は、この映画を見たときに、そういう基本的にはおもしろい部分もそうなんですねけれども、考えさせられました。何を考えさせられたかというと、酪農の現状を非常にわかりやすく、抱えている課題も明確に伝わってきた。

このストーリーの中で、主人公の八軒君の友人の酪農家のところが、お母さんとその高校生の同級生、二人で仕事しているんですね。ところが、残念ながら、借入金が返せない。それから、牛も、やはり新しい牛を飼うこともできなければ、餌づくりをやつたり、牛舎を掃除したり、乳搾りをしたり、この二人でないとあらゆることをやつていけるわけですね。結果として、立ち行かなくなつて離農する。

もう一人の同級生の女の子の方は、おじいちゃん、おばあさん、お父さん、お母さん、その女の子も含めて五人で、一家五人で仕事をしている。ここはやはりそれなりに、重耕馬を飼つたりとか、そういうことができるぐらいの余裕ができるといつ

る。

こういう現実を見たときに、やはり酪農における労力を、いかに家族労働の中で搾乳とか飼育の方に集中できる体制をつくるか。これはこれから酪農業における大きなポイントだというふうに私は思っております。そんなことを考えさせられた映画でしたけれども、機会があればぜひ皆さんもご覧いただきたいと思います。

最後になりますけれども、TMRセンター、酪農ヘルパー、コントラクター、酪農の支援事業は非常に大事だと思っていますが、これが個々に動いてるんじゃなくて、コンソーシアム連動して動いていく、あるいは、地域の中で、地域ぐるみでこれに取り組んでいく。私は、そういう意味で、今後はそういう考え方やスキームをつくっていくことが農水省としては大事な仕事だと思っておりますが、この点についてお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 「銀の匙」につきましては、原作が実はコンテンツの大賞か何かをとったということもありまして、農水省でも試写会をこの間、封切りの一日前に、監督にも来ていただいてやつたわけでございます。

まず私が感じたのは、非常に豚の子供はかわいくて、主人公が名前をつけようとする、そんなことをやると、後で殺して食わないといんだからやめた方がいい、こういうようなことを周りや先生が言うんですが、そういうことを主人公が学びながら、命と向き合つて酪農をやっていくことを学んでいくという非常にすばらしいお話を聞くと、後で殺して食わないといんなどと思いますが、先生のような専門家がごらんになると家族労働というところに着眼点があるんだな、こういうふうに思わせていただきました。

まさに配合飼料の価格の高騰や労働力不足というところで、酪農の生産基盤の弱体化といふものが懸念される中で、生産基盤の維持拡大を図るために、やはり経営安定対策、自給飼料の生産振興、今お聞きいただいたTMRセンター、ヘルパー、コントラクター等々で支援をやつてきたところで

あります。

北海道の浜中町なんかでは、地域の関係者が一丸となって品質管理を取り組んで、大きく収益力を高めている。こういう事例もあるわけでございまして、平成二十六年度においては、地域ぐるみで収益力を向上させる取り組みを支援するため

に、高収益型畜産体制構築事業ということを初めて講じることにしております。

市町村やJAの区域を超えた広域な取り組みも支援の対象になっておりますので、やはりこうやって収益力向上のための地域ぐるみの取り組みも含めてしっかりと支援をしていきたい、こういうふうに思つております。

○稲津委員 終わります。

○坂本委員長 次に、後藤斎君。

○後藤(斎)委員 後藤でございます。

大臣、連日大変お疲れさまでございます。
きょうはアドウの話を中心にしながら、その前に、再生エネルギーの部分もちょっとあわせて御確認をしたいと思います。

きょう四月一日から消費税八%へ増になるということで、この一週間、二週間、いろいろな資材、また生活用品を含めて、たくさんの皆さんがたくさん物を買ってしまったというふうなことであります。大臣、これから農業資材も上がってしていくわけですから、それにどういふうに農水省としても対応していくのかということが求められていく

きょうは工務省の方にも来ていただいていますので、冒頭ちょっとお伺いをしたいんです。

再生エネルギーの固定買い取り制度がスタートして二年弱が経過をし、やはり太陽光の方にはほとんどどのウエートが割かれてしまつて、ほかの再生エネルギーの部分の利活用というのがまだ具体化をななかなかできないという中で、実は、地熱、地中熱というのは日本じゅうどこでもあります。地中熱

園芸の農家の方にも多分非常にプラスになつていくというふうに私は思います。

これは言うまでもなく、再生エネルギーの部分は、地産地消というよりも、バランスをどう分散型へとるかということが私は大切だと思うんです。地中熱、地熱の発電というのは、再生エネルギーの中に占める割合も本当にまだ微々たるものであります。今後、これをエネルギーとしてどういうふうに支援しながら、どの程度まで目標として対応していくのか、支援制度の概要も含めてお示しをいただきたいというふうに思います。

○木村政府参考人 お尋ねの地熱発電、地中熱のことです。再生エネルギー資源、また分散エネルギー資源として、その導入を図つていくことは重要なと考えてございます。

地熱発電につきましては、我が国の地熱資源量は世界第三位ということでございます。日本に豊富な国産資源の一つでございますけれども、現時点では、まだ全国で十七カ所、合計出力で五十二万キロワットの発電所が稼働しているという状況でございます。

支援策といたしましては、まずは、御指摘のとおり、固定価格買い取り制度の対象にするということで、投資回収の見通しをしつかりつけていくことで、地熱開発のリスクの高さに鑑みまして、支援制度を措置しております。

例えば、その一つでございます地熱資源開発調査事業というのがございまして、平成二十六年度には、当初予算六十五億円を措置させていただけますけれども、これに基づいて、平成二十五年度までに、全国で二十の地点の案件が採択されておりますけれども、これに基づいて、平成二十一

して、導入が進んでいる状況にございます。

経済産業省いたしましては、導入の促進に向けて、平成二十三年度から、地中熱もカバーいたします再生可能エネルギー熱設備の導入について、民間であれば三分の一、自治体等公的団体の関与があれば二分の一の補助率の支援、予算措置を実施てきておりまして、地中熱につきましては、これまで二百十件の設備の導入を支援しておこなっているところでございます。

今年度から新たに技術開発の予算を五億円相当でございます。今後ともしっかりと推進をしてまいりたいと考えてございます。

○後藤(斎)委員 今部長がお答えいただいたよう

に、いろいろな施策はあるんですが、なかなか地域の方々に十分理解ができるていない部分で進んでいないというのも、多分、一方であると思うんです。

今部長がお答えをいただいたように、世界有数の地熱資源を有しているということとは誰も異論がないところだと思いますが、それでも、初期のエネルギーコストが高いものの、発電コストから見れば低いということや、設備利用率が高いということとで、これは地熱資源を持つそれぞれの地域にもっと周知をしながら、今のような制度を使ってもらうということが必要だと思うので、その点については、その初期の、いろいろな説明会のコストも負担をしてくれるよう仕組みがありますけれども、そういうものをやはり県や市町村にもきちんと理解をしてもらうような努力は、ぜひこれからもしていただきたいと思います。

あわせて、きょうは環境省にも来ていただいて

います。

環境省でも同じように、二酸化炭素の排出削減の観点ということが強調されているようありますけれども、やはり地熱、地中熱利用というものの取り組みに、非常にこの数年で加速をしていました

だいております。

そういう意味で、技術開発の点も環境省の方は特に力を入れているということで、従来は、いわゆる地中熱利用だと、間接方式という手法から、最近では、それよりも少し効率が高いと言われて直膨方式の仕組みもあわせて導入を促進させようとしているということをお聞きしました。

この間接方式と直膨方式、なかなか一般の方には理解できませんが、多分、私のイメージでは、この二つの手法というものが仮に地中熱利用の仕組みとしてあるのであれば、これはやはり両輪として育てていくのが大切ではないかなというふうに思います。

多分、間接方式で対応が進む産業分野や地域、直膨方式を使って対応を進みたい地域、上手にバランスをとることが必要だというふうに思っていますけれども、環境省として、地熱、地中熱などのよう利用促進していくのか、その取り組みについてお聞きをしたいというふうに思います。

○平岡政府参考人 環境省におきましても、地中熱利用につきましては、「酸化炭素の排出抑制につながる」ということでございまして、平成二十五年度から、特に、環境に配慮した地中熱利用ということで、補助事業を実施してございます。今年度、四月に入りまして、二十六年度におきましては、この予算額も拡大をいたしまして、補助事業の充実を図つておられるという状況でございます。

御指摘のように、現在普及が進んでおりますのは間接式と呼ばれるものでございます。ヒートポンプを用いた方式の中に間接式、直膨式というものがあるわけでございますが、この間接式に比べまして、直膨式というものは、熱交換の効率がよく、また省エネ性とかコストパフォーマンスにすぐれるという面があると承知しております。一方で、地中部の配管の材質について、直接冷媒を地中に持つていくということで、若干技術的な配慮も要るというようなことはございます。

こういった耐久性等の配慮もしていただくといふ必要はございますが、直膨式、間接式ともに、

地中熱の促進ということで、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

○後藤(斎)委員 大臣、後でブドウの話に移りますけれども、今お聞きをいたいたように、工不

すけれども、実は地熱、地中熱利用の普及促進という、そんな制度を持つて、やっています。

最後に、聞いていて、大臣、後でお答えをいた

だきたいんですけども、やはりこういう各省連携してやつてあるものを、その成果として上手に

農水省のこれから、特に果樹や野菜の施設園芸の部分で取り組むという姿勢が私は必要だと思つておるんです。

特に、ちょっと話を飛ばしてもらつて恐縮です

が、きのうから第五回目の日・EUのEPA交渉

が行われております。その中で、大きなテーマで、

特にEU側の最大の関心事の一つでもあるワイン

関税の引き下げの問題があります。

きのうからのスタートで、五回目ということで、

ありますけど、このワイン関税の取り扱いについて、交渉の中で今どの程度進んでいるのか。報道では、

もう幾つかの提案、打診というものが報道されて

いますけれども、今の現状と、今後どういう形で

ワイン関税の部分がまとまっていくのか、もしその辺の見通し、方向感をお話いただければ、お

示しをいただきたいと思います。外務省、よろしくお願いします。

○正木政府参考人 お答えいたします。

ただいま御質問の日・EU・EPA交渉におけるワインの関税の取り扱いということでございま

すが、現在、御指摘のとおり、ワインを含む日・

EUのそれらの関心品目及びそれに対する双方

の対応につきましては、これまでEU側とのや

りとりの中でも緊密に議論を行つてきております。

今週行つておられる交渉の中でも議論されており

ます。

ただ、特定品目、分野の関税削減に関する具

体的な交渉の現状につきましては、まさに現在交渉

中でござりますので、お答えを差し控えさせていただきます。

いずれにしましても、センシティブな品目について配慮を行いつつ、包括的かつ高いレベルの協定を目指すということにつきましては、EU側と

もおおむね理解を共有しております。

○後藤(斎)委員 この問題は、確かに、この委員会でも決議をされたTPP、国際二国間交渉も含められた部分の重要な五項目には、ワインは実は入っておりません。

そういう意味で、これは一月の雪害のときにも、大臣初め農水省の皆さん方にもいろいろな仕組みをつくつていただきて、それがこれから生きるかどうかという、このワイン関税の問題がどう決着をするのかというのも、実は農家の方から見れば重要な一つの視点になつています。

特に、日本のワイン市場というのは、皆さん、ワインをたくさん、大臣もお好きですから、言うまでもありませんけれども、輸入者が七割で国産が三割。その三割のうちも、輸入が七割で国産が三割。その三割のうちも、輸入原料を使つたものでいう形で、本当に原料として国産のブドウを使つたものは、全体の五、六%だというふうに言われています。

実は、この原料用ブドウがなかなか、日本のブドウの食べ方というのは生食がやはりメインであつて、原料用ブドウは、むしろ生食で食べられない時期や品質のものを出していくというのがかなり長い間行われてきました。

ワインは健康にいいのかどうかは別としても、飲み過ぎたらどんな酒でもダメですけれども、健康にいい面もあるということで、やはり消費は上がり下がったりもありますけれども、ここに来て、少しづつまた上がり調子であります。特に、大臣も雪害のときにごらんいただいたように、地域にワインをつくるブドウ農家もあり、その景観もあり、そしてそれが観光資源になつていて、いろいろな要素が実はあります。そういう意味で、全体の農業を守るためにという視点も当然あるんですが、やはりワインはワインとして、それをつくるブドウ農家の方々も含めて、どういうふうに対応していくのかというのが実は問われると思う

んです。

実は、ワイン 자체は農水省ではなくて国税庁さんですから、そういう意味で、ちょっとと国税庁の方に、簡潔で結構ですから、ワイン生産振興についてどのような取り組みを今なさっているのか、お示しをいただければというふうに思います。

○上羅政府参考人 お答え申し上げます。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

国税庁におきましては、我が国ワイン産業の健全な発達を図る観點から、例え、国際ブドウ・

ワイン機構に対しまして、我が国のワイン用ブドウであります甲州及びマスカット・ベリーAを登録いたしまして、これらの品種名の表示による

EUへのワインの輸出を可能としたほか、昨年七月には、ワインに関します国内最初の地理的表示として山梨を指定したところでございます。

引き続き、こういう努力を積み重ねていきたいと考えております。

〔谷川委員長代理退席、委員長着席〕

○後藤(斎)委員 あと五分しかないので、まとめておきます。

今国税庁がお答えいただいたように、地理的表示の部分で山梨というブランドを登録していただ

いて、それを中心に海外に打つて出る。海外に打つて出る前に、国産のブドウ、原料用も含めたブドウの作付というのは、この近年、実はだんだん減っています。

この雪害の部分もあわせてどこまで減るかというのが実は問われておつて、前回の農水委員会でも、特に野菜については、この際、大きな痛手を負つた農家の方々に、やはり次世代型の復興支援をお願いしたいということをお話ししました。

先ほどの地中熱ではあいませんけれども、農水省も、少しづつですが、今果樹についてもヒートポンプを使って冷房除湿を活用するという形で、

これは特にミカンなんかがメインなんですが、このヒートポンプ方式の対応をすると、設備投資が若干、普通のものよりも百万、百五十万かかるようになりますけれども、トータルとして長い目で

見ると、重油からヒートポンプに切りかえた効果というのは、コストの削減が、重油代が四〇%くらい減るというふうな効果も実は出ているようですね。あわせて、除湿、冷房をすることで着果率が高まるということで、要するに、生産量が、それによる量がふえる。この二つの効果で所得増が図れるというふうないろいろなデータを実は以前お示しいただきました。

以前からお話をしているように、特にワイン原料用ブドウというのはオリジナルな部分が、山梨とか十勝かは別としても、その地域、日本の中で原料用ブドウをつくっている。それをワインにしていくという一連の生産過程というのが、先ほどの国税庁さんの地理的表示とあわせて、今最終盤に差しかかっているというふうに聞いていますけれども、いわゆる農産物全体の地理的表示の法律をつくっていこうという大臣の強いお気持ちの部分も合わせわざで、やはり国内だけではなくて海外にもというふうに持つていかないと、ワインの部分は五、六%しか国産の原料を使つていないというのが実際の現状ですから、そこにどう下支えをしてということを考えながら、あわせて、果樹についても、どうしてもミカンとリンゴという伝統的な、生産量が一番多いところに技術研究や研究開発というものがやはりウエートが高くなり過ぎているというのが現状だと思つんです。

ですから、ぜひ大臣、先ほどの経産省の支援の仕組み、環境省の技術開発も含めた支援の仕組みも含めて、これをやはり農業の現場特に施設園芸の現場でも、こういう今の流れで、いけば、先ほど外務省さんはお話しできることですが、いろいろな報道を見れば、一月の第四回の交渉では、十年間という猶予期間はダメで、きのうの提案は七年間だとかいう報道も実はあるので、その真偽はともかく、いずれそういうふうな状況になるということをやはり事前に見据えながら施策をつくっていく、制度をつくっていくといふことが一番必要だと思うんです。
ぜひ、そういう意味では、経産省や環境省も連

携をしながら、もちろん目的はちょっとずつ違いますが、それでも、それは施設果樹、施設野菜の現場に導入していくだけ。特に、きょうはワインの原料用ブドウという部分にも着目して、やはり関係省庁が連携をしながら、ぜひ私は対策というか制度をつくっていただきたいと思います。

○林国務大臣 大変大事な御指摘をいたしました、こういうふうに思つております。

やはり国内産のワインが海外産に対抗していくために、差別化できるブランド原料というものを活用して、いいワインをつくっていくことが重要であります。最近、私も日本のワインもよく飲んですけれども、フランスやアメリカ、それから新世界ワインに全く負けないような大変いいワインがもうできている、こういうことでございますので、やはりそのための研究開発が非常に大事だ、

こういうふうに思つております。

もう山梨県でやつておられる、農林水産省から

の競争的資金等を活用した研究ですので、委員の方がお詳しいかと思いますが、例えば白ワイン用

の山梨五十四号、非常に赤ワインのいい色が出る

ビジュノワール、それから、やり方として、今環

境省、経産省からもお話がありましたけれども、

この技術として、白色シートを敷設して垣根仕立

てやつていく、こういうところに今お話をあつ

たところをいろいろ組み合わせていく、連携して

いく、このことが大変大事ではないかな、こうい

うふうに思います。

それから、農業・食品産業技術総合研究機構で

すが、病害の抵抗性の簡易検定法、評価法、こう

いうものを開発して、都道府県による研究開発の促進を図ってきたところでありますと、委員が御

指摘のように、醸造用ブドウに関する品種育成、

それが、他の省庁とも連携しながら栽培技術等の研

究開発、これは着実に進んで、いい原料ブドウが

できて、なるほど、日本のワインは競争力がある

な、こうすることにつなげていきたい、こういう

ふうに考えております。

○後藤(斎)委員 大臣、終わりますけれども、今大臣にお答えをいたいたように、やはり単位当たり量をどうふやしていくのかという視点と、そして資材費も含めたコストをどう下げて全体の農業所得の向上につなげるという視点は、ぜひその点について大臣の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○林国務大臣 大変大事な御指摘をいたました、

こういうふうに思つております。

やはり国内産のワインが海外産に対抗していくために、差別化できるブランド原料というものを活用して、いいワインをつくっていくことが重要であります。最近、私も日本のワインもよく飲んですけれども、フランスやアメリカ、それから新世界ワインに全く負けないような大変いいワインがもうできている、こういうことでございますので、やはりそのための研究開発が非常に大事だ、

こういうふうに思つております。

もう山梨県でやつておられる、農林水産省から

の競争的資金等を活用した研究ですので、委員の方がお詳しいかと思いますが、例えば白ワイン用

の山梨五十四号、非常に赤ワインのいい色が出る

ビジュノワール、それから、やり方として、今環

境省、経産省からもお話がありましたけれども、

この技術として、白色シートを敷設して垣根仕立

てやつしていく、こういうところに今お話をあつ

たところをいろいろ組み合わせていく、連携して

いく、このことが大変大事ではないかな、こうい

うふうに思います。

それから、農業・食品産業技術総合研究機構で

すが、病害の抵抗性の簡易検定法、評価法、こう

いうものを開発して、都道府県による研究開発の促進を図ってきたところでありますと、委員が御

指摘のように、醸造用ブドウに関する品種育成、

それが、他の省庁とも連携しながら栽培技術等の研

究開発、これは着実に進んで、いい原料ブドウが

できて、なるほど、日本のワインは競争力がある

な、こうすることにつなげていきたい、こういう

ふうに思つております。

○坂本委員長 次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民主党の鷲尾でございます。

あしたからの法案の審議の前に、きょうは、タ

イムリーというか、ちょっと変わったネタを皆さんに御紹介申し上げたいというふうに思つております。

ですが、麻の話でございます。

麻というと、いろいろ服とかにも使われている

麻でございますけれども、繊維が多くれるとい

うことです。

これは、日本での呼び方ですと大麻ですね。大

麻というと、それこそ麻薬の一種だと思っておら

れる方の方が多いわけでございます。大麻といえ

ば、マリファナという形でいろいろ各国も規制を

してきたところではございます。

この麻ですけれども、各国の規制の状況を調べ

ますと、大変おもしろい現実に直面するわけでござります。きょうは、ちょっとそのところから話を

入りたいというふうに思います。

お配りをしていまます資料をごらんになつていた

だくと、大麻といえば麻薬、そう単純に連想する

方が多いんですけども、さまざま品種がござ

ります。その品種がどういう形で分けられている

かということですけれども、一ページ目、薬用

型と中間型と繊維型というのがあります。

成分によって分けられておりまして、THCと

いうのはテトラヒドロカンabinolといいまし

て、これがマリファナのいわゆる酩酊性が非常に

強く出る成分でございます。それから、CBDと

ありますけれども、これはカンナビジオールとい

うでございます。

ちなみに、大麻はどういう由来かというと、大

きく育つ麻だということだそうです。胡麻と区別

するために大麻というんだそうですね。もともと麻

も、油を搾るために中国から持ってきた。この胡

麻の由来の國も、中國のもうちょっと奥地にある國か

ら、油をとるために輸入してきたということです。

従来ある、大きく育つ麻と区別するために、大麻、

胡麻という形で変わってきたといふことが由来だ

この由来から見ても、実は、大麻と、それから酩酊性がある、あるいは非常に中毒性がある麻薬は由来からして違つて、ということもわかつていただけんじやないかというふうに思います。

産業用大麻の話に戻りますが、この図一の繊維型これを産業用大麻と呼んでおりますけれども、産業用大麻は今大変いろいろな使われ方をしてしまして、麻を熱圧縮して家の建材に使う。これは、強度もよくて、湿度も吸収、放出するので、内装材に非常にいいそうでございます。あるいは、住宅の断熱材。これは、つくりて、解体した後は土に返るので、大変よろしいということでございます。産業廃棄物にならないということですね。

麻のオイルはミネラルのバランスもいいし、カナダでは、実自体をプロテインの摂取として、食用として使用しているわけでございます。ちなみに日本では、ここに書いてあるとおり、図三でございますけれども、実とかの利用を全部禁止していますから、全部違法なんです。

それから、メルセデス・ベンツ社では、自動車の吸音断熱材として使用しております。また、プラスチックにかわるものとして、ボルシェヤルナーのドアのパネルやダッシュボードへ組み込まれてもいたりするわけですね。

もちろん日本では、伝統的に、神社のしめ縄がもともと麻だということでございます。もともと繩に使う麻を、各家庭で使うための麻の需要量が膨大だったのですから、農家の軒先に麻を乾かすために干していたんだそうです。これが金色に輝いたというところもあって、黄金の国のジバングというのは、麻を軒先で乾かして、これが金色に輝くことを表現しているという説もあるそうでございます。

ですから、麻というのは、日本の伝統文化も含めて、大変重要な産物であるけれども、そういう話をしたいわけでございます。

もうちょっとだけ話を続けさせてもらいますと、まだまだあるんです。

最近、バイオマス燃料ということで、トウモロコシとかそういうものが大麥、アメリカでも、それからブラジルでも、バイオエタノールの燃料だということでやっています。日本でそれこそ研究した方がいらっしゃって、いわゆるバイオマス燃料として有効かどうかというのは乾物生産量とした方が非常に重要な要素になってくるということで、バイオマス燃料としても大変有用ではないかと言われているわけでございます。

あともう一つ、これも農水省さんに話をしたいのは、硝酸態窒素の問題です。

子供に余り硝酸態窒素が含まれたものを食べさせてしまうと発がんしてしまう。そういう問題も言われているわけですが、この硝酸態窒素、余り堆肥を土にやり過ぎて、それがある意味栄養があり過ぎて、変な問題になっちゃうという話でございます。窒素が悪さをするわけでありますから、窒素を土の中から吸収していく、この吸収力という意味でも、産業用大麻というのは大変な吸収量を持つていて、これはソバ、トウモロコシも調べて、さらに有用だということで、そういういろいろな研究結果が出てるわけでございます。

そういうたぐい研究結果があつて、しかも、農家の皆さんには、今何を栽培したらいいのか、本当にわからなくなっている。ことしから農水省は、本当にわからなくなっています。これが、うち産業用大麻がどれだけかについて、統計上明らかではないといったような取りまとめによりますと、麻繊維で約五万三千トン、麻の実で約九万八千トンということになつておりますが、このうち産業用大麻がどれだけかについては承知していません、こういうのが現状でございます。あと、規制等の詳細については、当方では承知していない、こういうのが現状でございます。

○鷲尾委員 確かに大麻というのも、今私は産業用大麻という形を中心にお話ししておりますけれども、世界では、医療用の大麻という形で、それこそ、ここにも書いてありますけれども、一ページ

に思うんです。

世界各国の大麻の規制が変わってきて、産業用

大麻ということでいろいろな用途に使われているということなんですね。これが一九四八年につくられてから全く変わっていないんですね。ですから、

農水省さんに、今申し上げたいいろいろな世界の現状があります、それをどのようにお感じになつて

いるかと、いうことで、日本の麻の栽培の現状について、まずお聞きたいと思います。

○佐藤政府参考人 お答えいたします。
まず、我が国の現状でございます。

先ほど先生の方からお話をありましたように、麻は、古くからしめ縄あるいはげたの鼻緒等に使われておりますが、大麻取締法によりまして、その所持、栽培等は都道府県知事による免許が必要となつてあるところでございまして、平成二十四年でございますが、栽培面積は全国で五・九ヘクタール、生産量は、これは繊維で換算したものでございますが、二千一百キロというふうに相なつて、栽培しているところでございます。

さて、世界における麻の生産の現状でございまが、これにつきましては、国連の食糧農業機関

でございますが、厚生労働省さんに来ていただいていますので、厚生労働省が今規制

されていますから、そういう規制の状況等々もや

はり考えていかなきやいけないだらうということ

で、厚生労働省さんに来ていただいていますので、

大麻取締法の規制の経緯をお聞かせください。

○成田政府参考人 御説明させていただきます。

大麻につきましては、大正十四年に署名されま

した第二回片会議条約に基づきまして、昭和五年

に麻葉取締規則が制定され、麻葉として規制され

ることとなりました。

戦後、連合軍の総司令部が麻葉について厳格な

方針をとったこともあり、大麻草の栽培につきま

しては、全面的に禁止され、大麻草を含む麻葉の輸入輸出も原則として禁止されました。

当時、我が国では、大麻草は衣類の原料等に用

れてる部分も、これは各国、規制を緩和しているところがございます。

ただ、これは、いわゆる嗜好品、本当にマリファナとして使うかどうかというところの線引きが難しくて、各国、そこは独自でいろいろ規制のあり方が違つて、そういうことでございますが、今局長が話

をしておりません。

ただ、全体としては大変大きな栽培面積になつて

ております。

日本は、先ほど来申し上げていており、伝統的にも使つてきました。そして、今はまさに産業用で

もいろいろな用途に使われていて、このところの

中で、実は、今これは佐藤局長は言わなかつたけ

れども、栃木県がほとんど九割で、五町ぐらいで

やつて、いるという話なんですね。ですから、本当に伝統工芸という形で細々とやつてているというの

が今の現状じゃないかな。

私は、これをもう少し、農水省も研究して、広げていく必要があるんじやないかというふうに思

うんです。そうはいつても、厚生労働省が今規制

していますから、そういう規制の状況等々もや

が今、現状じゃないかな。

私は、これをもう少し、農水省も研究して、広げていく必要があるんじやないだらうということ

で、厚生労働省さんに来ていただいていますので、

大麻取締法の規制の経緯をお聞かせください。

○成田政府参考人 御説明させていただきます。

大麻につきましては、大正十四年に署名されま

した第二回片会議条約に基づきまして、昭和五年

に麻葉取締規則が制定され、麻葉として規制され

ることとなりました。

戦後、連合軍の総司令部が麻葉について厳格な

方針をとったこともあり、大麻草の栽培につきま

しては、全面的に禁止され、大麻草を含む麻葉の輸入輸出も原則として禁止されました。

当時、我が国では、大麻草は衣類の原料等に用

られておりまして、この需要に応じるため、昭

和二十一年に、繊維及び種子の採取もしくは研究目的の場合限り大麻草の栽培を認める大麻取締

規則が制定されたところでございます。

昭和二十三年には、麻薬取締規則が廃止されました。大麻につきましては、従来は麻薬として取り締まっていたことから、旧麻薬取締法が規制する対象が医師であるに対し、大麻草を栽培する方は農業従事者であることから、旧麻薬取締法とは別個の法律として大麻取締法が制定されたこととなつたところでございます。

大麻取締法では、大麻の用途は学術研究と繊維、種子の採取だけに限定し、大麻の取り扱いを免許制とするとともに、輸入、輸出、栽培、所持、譲渡、譲受等について罰則が設けられております。その後、昭和二十八年の改正で、麻薬取締法で麻薬卸売業者等の免許を国から都道府県知事への機関委任事務としたこととあわせまして、大麻取扱者の免許につきましても、国から都道府県知事の機関委任事務とされております。さらに、平成十一年の地方分権一括法によりまして、都道府県の自治事務となつたところでございます。

以上でございます。

○鶴尾委員 今一九四八年の大麻取締法の話を聞いていただきましたけれども、これは、いわゆる占領下において、特に米軍から、GHQから要請があつて、一括の規制に変わつたわけであります。この当初は、今の農水省も、これを一括で禁止してしまうと栽培している農家に多大なる影響があるということで、大変頑張ったわけでございます。

このときは、全国で作付面積が約一万ヘクタールあつて、北海道の方では亞麻というのもあります、亞麻の方でも約四万ヘクタールぐらいあります。これは、なぜ当時農水省も抵抗したかといふことは、マリファナとかそういう麻薬として乱用の実態が日本においてはなかつたということなんですね。

これはどういうことかというと、これは品種がやはり違います。

詳しく述べてお聞きください。

んけれども、日本でもと主に自生をしているものがいわゆる纖維型といつてもあつたわけでございます。

しかし、それを今は一括して禁止してしまつて

いるということありますから、やはりみずからその可能性を封じてしまつてゐるのではないかと

いうのが私の観点でございます。

そこで、世界の規制のあり方、大分変わつてきていると思いますが、この点もお聞かせください、厚生労働省さん。

○成田政府参考人 御説明させていただきます。諸外国の規制状況でございます。

○鶴尾委員 今、大麻取締法の話をしていましたけれども、これは、いわゆる占領下において、特に米軍から、GHQから要請があつて、一括の規制に変わつたわけであります。この当初は、今の農水省も、これを一括で禁止してしまつと栽培している農家に多大なる影響があるということで、大変頑張ったわけでございます。

欧洲では、纖維や種子を採取する目的で、各国政府の許可を受けた栽培地において、大麻の成分であるテトラヒドロカンナビノール、THCとラヒドロカンナビノール含有率が低い品種について一律に規制することの意味を問いたいなどいうふうに思つてます。

○成田政府参考人 御説明させていただきます。大麻には幻覚等の作用があり、依存性もあることから、大麻取締法では、大麻の乱用による保健衛生上の危害を防止するために、大麻の栽培を原則禁止しております。

また、米国でも、連邦法によりまして、纖維や種子を採取する目的での大麻栽培が認められており、採取を行つ者は米国麻薬取締局に登録が必要であるとされております。

韓国でも、纖維や種子を採取する目的での大麻栽培は認められており、政府の認可を受けた者のみが大麻を栽培できることとなつております。このため、THCの含有量が低い大麻であつても、抽出、濃縮等の方法により、容易に乱用につながる危険性が十分に認められます。

こうしたことから、大麻取締法では、THCの含有量にかかわらず、全ての大麻を規制対象としているところでございます。

○鶴尾委員 そこで、配付資料の三ページ目をごらんになつていただきますと、大麻栽培の各国の状況、四四ということことで、大分簡略化していますけれども、お示ししました。

T.H.C.といふのは、先ほど申し上げたようにテトラヒドロカンナビノールという形で、いわゆるマリファナの醸釀する成分であります。このT.H.C.の成分が、E.U.であれば、〇・一二%

未満の品種は栽培を認められています。これは、麻栽培のライセンスは不要だということありますけれども、それまで含めて全て今閉ざしているという状況が果たして適切なのかどうかといふ話です。

では、厚生労働省さんが言つたとおりのやり方で上げたいかというと、これは品種がやはり違います。

冒頭説明したとおり、カンナビオールがTHCの向精神作用を打ち消すところもあります。THCが多く含まれているものと低く含まれるものとどちらかといふのがいわゆる纖維型といつてもあつたわけですが、これが広がる形になつてくるんだろうと

いうふうに思います。ぜひそういうふうに広がつていつてもらいたいなというふうに思うんです。

というのは、余りにも規制のあり方がしやくし定規過ぎるんじゃないかな、最近の状況を踏まえてないんじゃないかな、あるいは、農水省と厚生省でちゃんとそこら辺はやりとりしているのかな、していないんじゃないかな、そんな思いも私

はこの問題の勉強を通じて思つたところでござります。

今地方自治体がいろいろとやつている取り組み、やはりこれは国自体が研究するということも考えられる、あるいは地方自治体がやつている取り組みにこつちが支援するということも考えられますか、大臣。

○林國務大臣 きょうは大変勉強になつたな、語源から始まつて、麻について深く掘り下げていただいたということだと思います。

委員もお話しただいたように、しめ縄とかげたの鼻緒等に使われておりますが、大麻取締法によつて、都道府県知事による免許で所持、栽培等を行う、こういうことでございまして、この免許制のもとで、伝統文化継承の観点から、しめ縄や神事用の栽培が今行われているといつてあります。

最近の科学的根拠、今THCのお話もありました。それから、諸外国の動向、規制が変わつてい

る動きもあるやに今お示いいただきました。それから、国内のいろいろな動き、こういうものがありまして、新たな規制のあり方、それから生産振興等についての検討をやるべきではないか、こういうお話をありました。一方で、社会的な問題が当然ございます。したがつて、慎重な対応が必要であると考えております。まずは、厚生労働省としっかり連携をして、国内外の動きを含めて情報の収集に努めていきたい、こういうふうに考えております。

○鷲尾委員 まずは情報の収集ということで、情報の収集もぜひしていただきたいなというふうに思ひます。

厚労省さんに、まだちょっと時間があるので聞きますが、先ほど審議官から御説明いただきましたけれども、濃縮とかそついた形で乱用の危険性がある。それは何だつてそうですからね。何だつて、乱用したらそれは全て悪いわけですよ。それを、入り口から一律全て規制するということ

が果たしてふさわしいかどうかなんですね。

何かにつながるおそれがある、薬物乱用につな

がるおそれがあると言ひながら、では、実際に濃縮するということが現場として本当にどこまで簡

単にできるのかという話であつて、これはもう世

界の規制の状況をちゃんと見なきゃいけないし、

その見ているかどうかというところが私は甚だ疑

問なわけあります。

そして、今の厚労省さんの答弁それ自体が、地方においての取り組みについて、もちろん陰に陽に、地方がその取り組みに許可する権限を与えるに、地方政府がその取り組みに許可する権限を与える

わけですから、影響を与えてるわけですよ。そ

こで、やはり地方自治体とのコミュニケーションもしつかりとつてもらいたいと思うし、最近の状況をよく踏まえた上で、厚生労働省さんとしても、本当にそれがどういう形で薬物乱用につながるの

か、具体的に私は研究していくべきだと思うんで

すけれども、どうですか、厚生労働省さん。

○赤石大臣政務官 鷲尾委員にお答えいたしま

す。

今大臣から答弁ありましたように、古く、私も

一九四八年生まれでございまして、確かに、小さ

いころ、随分その辺に麻があつたなという感じは

ありますけれども、厚生労働省としましては、や

はり薬物の乱用というのは今非常に社会的な問題

として起こっておりますので、非常に慎重に取り

扱わなきやならないといふような観点から、今は、

伝統とか、それ以外に代替手段がない場合に限つて認めるという方向になつておるわけであります

けれども、今後、農林水産省とも連携しながら、

大臣の答弁と同じになりますけれども、情報収集に努めて、検討してまいりたい、このように思つております。

○鷲尾委員 ありがとうございます。

今ほど来、両省庁の政治家の皆さんから御答弁をいただきましたけれども、私は、農水省は、これは産業振興という観点でもう一度見直してもらいたい。それが厚労省の法律で規制されているからといって、そういう作物の実態について、調査

あるいは研究が後ろ向きであつてはならないといふに思うわけです。

私も、これは厚労省さんの法律だから、農水省さんが後ろ向きになるという気持ちはよくわかります。よくわかりますけれども、もとはといえれば、

戦前から戦後に至る過程において法律ができた際

に、麻の栽培、その農家を守るうとして戦つたのはまさしく農水省だつたわけですよ。それを、も

う厚労省さんになつたから俺らは知らねえやといふ話には、やはりそれはならない。ぜひそこは強く求めたいというふうに思います。

大臣は、連携して情報収集とおつしやいましたけれども、私は、これは連携して情報収集だけじゃなくて、やはり検討をしてもらいたいんです、これだけきよう紹介しましたから。大臣も、勉強になりましたとおつしやつていただきました。やはりこれが検討していただかなきゃいけない。農水省と厚生労働省が一緒になつて検討するということが大事だと思つんすけれども、大臣、いかがですか。

まず、畜産の関係で、豚流行性下痢、PEDの問題でございます。

これは、私も、ずっとこの冬の間、状況を見守つてしまひましたけれども、全体がよくわからぬところがあるんです。

報道もたびたびなされてますけれども、報道等を見ると、沖縄県で昨年十月に七年ぶりに発生が確認された。一方、十二月には九州南部に広がりが見られた。その後も発生が確認されている。

新聞なんかにもいろいろ報道は出ているんですけども、必ずしも全部正確かなという感じがします。例えば、きのうの読売新聞なんかに出てる

おりますけれども、我々はちゃんと品種のいろいろな研究をしておる、こういうお話をいたしまし

た。これについて、歴史的な経緯を委員から御披露いただいたいて、なるほど、そういうことだったのかな、こういうふうに思つたわけでございます。

余り言葉がひとり歩きすると、かえつてできな

くなることもあるのではないか、こういうふうに思つております。

○鷲尾委員 日本の農民を救うためには、これは本当に大事な取り組みだと思つていています。ですか

ら、私は、またこれは粘り強くこれからやりま

すので、ぜひ将来的な、情報収集していただける

ということですから、情報収集した上で、やはり

これは産業として非常に有望なんじゃないかな、

そういう結論を見る日を待望いたしております。

そのことを申し上げまして、時間となりましたので質問を終わります。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 おはようございました。民主党の大串博志でございます。

きょうは、一般質疑ということで時間をいただきましたので、最近の農林水産行政の中の重要な事項に関する、幾つか議論をさせていただけたらと

いうふうに思います。

まず、畜産の関係で、豚流行性下痢、PEDの問題でございます。

これは、私も、ずっとこの冬の間、状況を見守つてしまひましたけれども、全体がよくわからぬところがあるんです。

報道もたびたびなされてますけれども、報道等を見ると、沖縄県で昨年十月に七年ぶりに発生が確認された。一方、十二月には九州南部に広がりが見られた。その後も発生が確認されている。

新聞なんかにもいろいろ報道は出ているんですけども、必ずしも全部正確かなという感じがします。例えば、きのうの読売新聞なんかに出てる

おりますけれども、我々はちゃんと品種のいろいろな研究をしておる、こういうお話をいたしまし

た。これについて、歴史的な経緯を委員から御披露いただいたいて、なるほど、そういうことだったのかな、こういうふうに思つたわけでございます。

余り言葉がひとり歩きすると、かえつてできな

くなることがあるのではないか、こういうふうに思つております。

○鷲尾委員 日本の農民を救うためには、これは本当に大事な取り組みだと思つていています。ですか

ら、私は、またこれは粘り強くこれからやりま

すので、ぜひ将来的な、情報収集していただける

ということですから、情報収集した上で、やはり

これは産業として非常に有望なんじゃないかな、

そういう結論を見る日を待望いたしております。

○大串(博)委員 十七県ということですけれども、影響を受けた豚の頭数あるいは農場数等々はいかがでしょうか。

○江藤副大臣 これは全部言つた方がいいですかね。(大串(博)委員「ぜひ、総頭数で結構ですかね。」)

ら」と呼ぶ)

沖縄は発生件数四、七十五頭、茨城県一、二百三十四頭、鹿児島県百三十五、二万五千、宮崎県六十、九千三百二十六、熊本七、五百八十五、愛知県六、九百八十、青森県一、四百十九、高知県三、八、岡山県二、二十一頭、佐賀県七、四百九十二頭、大分県三、千四百十頭、鳥取県一、四十頭、福岡県一、五十一頭、長崎県一、一十八頭、埼玉県一、二十五頭、千葉県一、二十一頭、三重県一、三百八十六頭、合計で、発生件数が二百三十七であります。

○大串(博)委員 件数が二百三十七、三万九千頭が被害を受けています、こういうことでございました。

これは私も当初から注意しながら見ていました。冬の間スプレッドする、こういうふうに言わせていて、確かに広がってまいりました。これに対して、政府としてこれまでどういうふうな対応をとつておられるか、確認させていただきたいと思います。

○江藤副大臣 まずは、昨年の十月と十二月の一度にわりまして、いろいろ侵入防止対策であるとか伝播防止の対策、そういったものを、それから本年の三月にも文書で要請をいたしました。

そして、ことしに入りまして、あす行いますが、四月の二日、これは届け出の伝染病でありますので、法定伝染病やありませんので、本来は全国から人を集めて会議をやることは普通はやらないんですけれども、とまらないという現状を受けて、あと、全都道府県の家畜衛生担当者を招集いたしまして、P.E.D.防疫担当者全国会議を開催して、全国の防疫対策に万全を期することといたしております。

○大串(博)委員 私も現場の農家の方々等々の話を聞くと、とにかく、発生した場合には、防疫対策をしつかりやる、消毒をしつかりやり、かつ、人の移動も含めて非常に抑制して広がらないようになります、これに尽きるんだというようなことでござります。

ざいます。これも相当な費用がもちろんかかっています。それで、いろいろな資材が必要になってしまいますし、対するいろいろな資料が必要になってしまいますし、人の移動を制限するということで、事業活動も低下いたします。もちろん、出荷も低下する。

こういったことになつておりますけれども、この対して、国から、県なり市町村なり、あるいは影響を受けている農農家の方々等々への支援等々にはどのような対策をとられていているのかを確認したいと思います。

○江藤副大臣 直接的な対策としましては、都道府県、農業協同組合等が行う自主的な防疫対策を図る取り組みに対しましては、消費安全対策交付金、これは補助率二分の一でございますが、これを活用した支援を行つてはいるところであります。

そして、鹿児島あたりでは、一農場で四千頭とかいう、非常に経営に大きな影響が出るような死亡頭数も出ておりますので、そういう経営に悪影響が出るということであれば、農林漁業セーフティーネット資金、これを活用していただくといふことで考えております。

○大串(博)委員 この流れを見ていますと、どうも、話を聞くと、今申し上げているように、冬の間、拡散の傾向がどうしてもあるものだということも、話をしておりましたので、そちらの傾向がどうしてあるのか、正直言つてわかりません。

ですから、非常に不気味なものでありますけれども、確かに温度上昇につれて発生の頻度それが一回しいて、さらに各都道府県の方々は、我ながら規模も小さくはなつてきておりますが、四月の二日、あすでありますけれども、全国、態勢ももう一回しいて、私の選挙区の方には、我ながら宮崎県では、相當県主導で、各市町村それから農協、共済組合も含めて、何度も何度も会議を開いてやつたにもかかわらず、私の選挙区の方にいるんじやないかという気がしてならないんです。
すなわち、先ほどお話をありました、これは法定伝染病ではございませんので、全国的に大々的な会議を行うという類いのものではなくなかなかないのだけれども、あす全国緊急会議を行つておられます。

がございました。本当にこのタイミングというのを十分迅速だったのかというところは、検証の必要性があるんじやないかというふうに私は思つてあります。

すなわち、先ほど申しましたように、私の地元でもそろそろですけれども、気温が上がりればといふことで、皆さん一生懸命、防疫対策をし、移動を行なながら、広がらないようにやつてこちら等々にはどのような対策をとられていているのかを確認したいと思います。

○江藤副大臣 これは、私のところは口蹄疫を経験していますので、宮崎県の県南の方でも発生をしまして、非常に緊張感を持って、國もそれから都道府県も緊密に連絡をとつていたというところかというところはいかがでしょうか。

○江藤副大臣 これは、私はしっかりと全国的にこうやって結果を私は現場で見ております。一生懸命やつているんですけど、これは非常に不気味で、飛ぶんです。

いわゆる面的な広がりが出ていくような体质のものではなくて、どういう経路でこれが伝播しているのか、正直言つてわかりません。

ですから、非常に不気味なものでありますけれども、確かに温度上昇につれて発生の頻度それが一気にこれにかかる死んでしまうわけですね。御案内のように、大変回転の速い、豚農場で

が一気にこれにかかる死んでしまうわけですね。御案内のように、大変回転の速い、豚農場で

すから、これが出来ないということになると、数ヶ月、二、三ヶ月にわたつて全く出荷できない。

その面においては、経営に極めて大きな打撃が、一時的に穴があくことになるわけですね。その後も、いろいろな防疫対策もとつていかなければならぬということで、これは農家に与える、経営

という面に与える影響も極めて甚大でございま

す。

これにつきまして、これは法定伝染病ではないのでそのカテゴリではありませんが、しかしこれだけ広がつてきて、三万九千頭、二百三十七件

ということであれば、ただでさえ配合飼料等の価格の増嵩等々で非常に厳しい経営環境の中にある豚畜農家ですから、何がしかの経営支援みたいなものもやはり考えるべきときに来ているんじやないかというふうに思います。この辺に関してはいかがでしょうか。

○江藤副大臣 委員の気持ちはよく私も、同感だと申し上げたい気持ちが喉まで出でますけれども、やはり、口蹄疫の場合はワクチン接種であるとか殺処分であるとか、例えは、母豚であれば、一度下痢にかかるても治つてしまえばいいわけで、それから肉用に供されるような豚についても、一度感染しても治つてしまえば出荷制限もかからぬわけありますから、確かに、四千頭が亡くなつたところについては極めて大きな経営に対する影響があつたと思います。しかし、そういったところとも農水としては聞き取り調査をしておりますけれども、サーフティーネット資金を利用したいというようなお話を今のところは受けております。しかし、極めて痛いということは、市場が開催できないとか、市場に対する影響もありましたけれども、今のところは今御紹介させていただいた対策等で対応させていただければというふうに考えております。

○大串(博)委員 先ほど、経営支援に対するセーフティーネットのこともおつしやいました。そういうのも承知しております。今のところは申請がまだないということをございますけれども、現場の声等々を聞くと、やはり経営支援があればありがたいという生の声も出てきておりまします。いずれそのような声が実体化していくのではなく、いかと思われますので、その際には、かつ万端な対応をとつていただけるようお願い申し上げたいというふうに思います。

大臣に、この点に関して最後に、今、話全体を聞いていただきまして、この豚流行性下痢、全国的な広がりがあり、かつ経営にも大きな影響があり得る、これにつきまして、農水大臣として対応をしつかりとるという決意のところをお聞かせい

ということです。そこで、まず、事実、どうだと思つています。

この点について法務省にお尋ねしますけれども、確定判決と、もう一つ、地裁における現在の決定、これは法的な枠組み上の力の違いがあるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 江藤副大臣からお答えさせていたしましたとおり、いろいろな対応を今後もしっかりとやつていく。そして、出荷自粛ということが現に行われるということもあるわけでございまして、先ほど御紹介した農林漁業サーフティーネット資金等の活用を含めてしっかりと対応してまいりたい、こういうふうに思つております。

○大串(博)委員 これは、今後どうなつていくのかというのはまだ非常に不安な状況にありますので、ぜひ、手綱を締めて、あす会議が行われるということでございますので、万全の態勢をとつていただきたいというふうに重ねて申し上げておきたいと思います。

次の質問に参らせていただきます。諫早湾干拓の問題につきましてであります。

この問題については、福岡高裁の確定判決と、長崎地裁における開門差し止めの仮処分、二つの法的義務があつて、これが両方あるのでなかなか難しいんだ、よつて非常に苦しい立場にある、こういうふうに繰り返しおつしやつてこられました。

ただ、私は、きょうは法務省の方も来られていております。

○大串(博)委員 先ほど、経営支援に対するセーフティーネットのこともおつしやいました。そういうのも承知しております。今のところは申請がまだないということをございますけれども、現場の声等々を聞くと、やはり経営支援があればありがたいという生の声も出てきております。いずれそのような声が実体化していくのではなく、いかと思われますので、その際には、かつ万端な対応をとつていただけるようお願い申し上げたいというふうに思います。

大臣に、この点に関して最後に、今、話全体を聞いていただきまして、この豚流行性下痢、全国的な広がりがあり、かつ経営にも大きな影響があり得る、これにつきまして、農水大臣として対応をしつかりとるという決意のところをお聞かせい

○大串(博)委員 そうすることなんですね。

一つの福岡高裁の確定判決は、いわゆる既判力を有する。これはどこがどうなつてももう変わらない、動かないという意味で既判力がある。一方は地裁の決定です。ですから、これを上級審に持ち上げるという意味において、異議を申し立てることができるということ、そういう意味を持つた義務なんですね。

この二つのこと、すなわち、確定判決というのはもう既判力があつて、これは変わらないんだということを前提として考えると、今農林水産省あるいは政府がとるべき論理的帰結は、両方の義務だといふに大臣はおつしやつてゐるよう聞くこえますが、そうではないと思うんですね。片や三年強前に福岡高裁で出た開門判決、それを政府は上告、最高裁に持つていくことをせず、確定判決とした確定判決です。一方は、長崎地裁における開門を差しとめる仮処分の決定、こうなつていて

ます。

一方で、既判力というのは、確定判決の判断内容が正当であるか否かを争うことを禁じる効力、こうしたことでもございまして、そういう関係からいたしますと、実際に執行していくということになりますと、やはり相反する二つの法的義務、このままでしたとおり、いろいろな対応を今後もしっかりとやつていく。そして、出荷自粛ということが現に行われるということもあるわけでございまして、その上で、先ほど御紹介した農林漁業サーフティーネット資金等の活用を含めてしっかりと対応してまいりたい、こういうふうに思つております。

○大串(博)委員 これは、今後どうなつていくのかというのはまだ非常に不安な状況にありますので、ぜひ、手綱を締めて、あす会議が行われるということでございますので、既判力は認められないといつたままにして、当事者を拘束する効力としての既判力が認められるのに対しまして、長崎地裁仮処分決定は、本案の判決が確定するまでの暫定的なものでありまして、保全異議によって取り消され得るものでありますので、既判力は認められないといつたままにしておられます。

○都筑政府参考人 御指摘の福岡高裁判決は、確定判決でございますので、主文に含まれる事項につきまして当事者を拘束する効力としての既判力が認められるのに対しまして、長崎地裁仮処分決定は、本案の判決が確定するまでの暫定的なものでありまして、保全異議によって取り消され得るものでありますので、既判力は認められないといつたままにしておられます。

○大串(博)委員 そういうことなんですね。

一つの福岡高裁の確定判決は、いわゆる既判力を有する。これはどこがどうなつてももう変わらない、動かないという意味で既判力がある。一方は地裁の決定です。ですから、これを上級審に持ち上げるという意味において、異議を申し立てることができるということ、そういう意味を持つた義務なんですね。

この二つのこと、すなわち、確定判決というのはもう既判力があつて、これは変わらないんだということを前提として考えると、今農林水産省あるいは政府がとるべき論理的帰結は、両方の義務だといふに大臣はおつしやつてゐるよう聞くこえますが、そうではないと思うんですね。片や三年強前に福岡高裁で出た開門判決、それを政府は上告、最高裁に持つていくことをせず、確定判決を行つていくということ、これに尽きる、論理的に言うとそこに尽きるんじゃないかというふうに思つます。

もちろん、裁判の結果ですから、どちらも義務を負うというのは私はあると思います。しかし片方は確定判決、片方は一審における決定、まだ上級審に物を持っていく機会がある、こうなつていて

○林国務大臣 法務省から今答弁がありましたように、既判力という意味では、高裁のは確定判決でござりますが、一方で、執行力という、判決に掲げられた給付義務を強制執行により現実化する効力、こういう観点からいたしますと、請求が認められた場合、請求異議の訴え等ですね、確定判決の執行力が排除される、こういうことがござい

○坂本委員長 次に、村上政俊君。

○村上(政)委員 日本維新の会の村上政俊です。本日は、一般質疑において三十分の時間を頂戴いたしました。ありがとうございます。

本日は、TPP、そしてTPPに係る日米協議、そして日豪EPAについてお伺いしてまいりたいと思います。

まず初めに、三月二十七日、二十八日に、米国のワシントンにおいて、両国の実務者の間で協議が行われたと承知いたしております。我が国からは大江首席交渉官代理、そして、先方からは米国の通商代表部のカトラー次席代表代行が協議に当たって、農産物の取り扱いについて協議したというふうに承知いたしております。

まず初めに、この日米の間での協議の内容、日本から、そして先方からどのような主張がなされたのかについてお伺いしたいと思います。

○濫谷政府参考人 お答え申し上げます。

二月のシンガポールの閣僚会合におきまして、甘利大臣の問題提起もございまして、日米の協議も含めて、実務担当者に対して政治的な指示と十分な権限を与えて事務的な調整を進めさせようという方向で合意がされたものでございます。これを受けまして、まず、三月の十一日、十二日の二日間、それから、先ほど先生から御指摘いたしました先週の二十七日と二十八日の二日間、大江首席交渉官代理が訪米いたしまして、カトラー次席代表代行と、日米の市場アクセスについての協議を行つたところでございました。

交渉の具体的な内容は、まさに交渉中でございまして、お話をすることは差し控えたいと思いますが、双方の立場には依然としてかなりの隔たりがあるのは事実でございます。間合いが少しづつ縮まつてきているということを、大江首席交渉官代理はその後のぶら下がりでもお話をされていますが、引き続き、この間合いを詰める作業を日米双方で継続するということになつたということでございます。

○村上(政)委員 その協議をして、日米の閣僚の

間で政治的な決断をするというような状況にはまだ至っていないというような認識でよろしいんでしょうか。

○濫谷政府参考人 大江代理とカトラー氏との間で、三月に二回ほど協議をいたしました。この実務者の間で引き続き協議を続けていくという、ま

だ今後のスケジュールは確定はしておりませんが、近いうちにこの二人を含めた実務担当者で協議を続けていくことになります。

○村上(政)委員 この日米の協議あるいはTPPの運びについてはまた後ほどお伺いしたいと思

ますが、四月には、今月、四月になりましたけれども、オバマ大統領の訪日もありますし、そういう政治日程をにらみながら、しっかりと交渉を続けていただきたいと思います。

我が国はもつと攻めの姿勢で主張すべきことがあります。

○濫谷政府参考人 というのも、この農水委員会でも、TPPある

いは日米協議において重要五品目をどのように守るのか、これは国会の決議もありましたし、そうした観点から、我が国の農業をいかに守つて、また成長させていくかという観点も大事だと思います。他方で、我が国としてアメリカに対してもと主張すべき点がある、あるいは、国際貿易のルールメーリングの主導権を握つて、我が国がやはり世界経済の中でのイニシアチブをとつていくためには、アメリカに対して攻め込んでいく分野もあるんじゃないかなと思います。

その最初の点として、輸出補助金の問題を取り上げたいと思います。

アメリカは農業輸出大国であつて、非常に農業の分野で競争力がある。しかし、その競争力を持つたアメリカが、輸出補助金の迂回に当たるような輸出信用保証制度、商品金融公社、CCCというようなものを設けて、自國の農産品に対して輸出補助を行つてゐるというような現状があります。こういった点は、自由貿易の公平性を考えたとき

に非常に問題があるんじゃないかな。我が国としては、こうした点をやはり日米のバイの協議でも主張していくべきではないかと私は思います。

まず、このアメリカの輸出補助金、こういった制度をとつているということは政府として問題があるというふうに認識されていますでしょ

うか。

○林國務大臣 我が国は、従来から、WTO農業交渉におきまして、加盟国間の競争条件の公平性を確保するために、全ての形態の輸出補助金は撤廃すべきである、輸出信用についても規律の強化が必要である、こういう立場で臨んできております。

TPP交渉においてどうかということになりますと、これは交渉の具体的中身になりますので、日米協議における我が国の主張も含めてお答えは控えさせていただきますが、我が国の立場は冒頭申し上げたとおりでござります。

TPP交渉において最大限実現するように全力を尽くす考

え、これは変わつておりません。

○村上(政)委員 大臣の御答弁で規律強化とい

うな言葉が出てまいりました。

やはり自由貿易のルールをしっかりと

え、これは変わつておりません。

○村上(政)委員 大臣の御答弁で規律強化とい

うな言葉が出てまいりました。

やはり自由貿易のルールをしっかりと

え、これは変わつておりません。

○林國務大臣 実際の交渉は甘利大臣のもとで、内閣官房も来ておられますですが、やつておられます

て、こういったふうに、例えば農業団体がパックについている人たちであつたり、自動車であれば労働組合の人たちもいるでしょう、民主党系の人たちであれば。そういう人たちが連邦議会で非常に強い要求をしているから我々も困っているんだから交渉の場でぜひ日本もそれをわかつてそれというようなことをアメリカの側は言つてくれます。

我が国政府としても、あるいは我が国議会としても、求めていくべきことについては、主張すべきことについては、ぜひ大臣からも強くこの場でおつしやつていただいて、アメリカに対する交渉材料としてこの委員会の場を使つていただいた方がいいんじゃないかなと思います。

繰り返し申し上げると、一般論として交渉の中心がおつしやれないということは私も理解いたします。他方で、アメリカに対して、輸出補助金、これはまかりならぬじゃないかということは、交渉の中心であるというのは理解しますが、やはりこの場でも強くおつしやつていただいて、アメリカに圧力をかけていく必要があるんじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○林國務大臣 これはまかりならぬじゃないかと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○林國務大臣 実際の交渉は甘利大臣のもとで、内閣官房も来ておられますですが、やつておられます

が、先ほど一般論としてWTOでの我が国の立場を申し上げたわけですが、やつておられます

が、先ほど一般論としてWTOでの我が国の立場

を申し上げたわけですが、国会で決議をいただいております。アメリカが、議会がこうだ

からということと同様に、我々も議会でこういう

こと、それに加えて、これはTPP交渉に限

らず、日豪のEPAもそうですが、国会で決議をいただいております。

したがつて、それはなぜ重要なかといえば、妥結

した場合に、今度は批准をしていただかなければいけないわけでありまして、批准をするのは国会でありますから、その国会の御意思としてこの決議があるんだということを常に相手に示しながら

交渉する、これはやつてあるところでございます。

○村上(政)委員 こういった我々の議会での決議というものを使って交渉していくということでありますので、次の質問に移つていただきたいと思います。

私が先ほど申し上げたようなTPPの交渉とい

うものは国際貿易のルールメーキングをめぐる主導権争いであるというような、こういつた認識と、いうものは政府としてお持ちでしようか。私が今申し上げた認識と同じような立場に立たれるものでしようか。

○小泉大臣政務官 御指摘のとおり、TPPとい

うのは、新たな二十一世紀の野性的な経済圏をアジア太平洋でつくり上げるという、大変戦略的な意義の深いものだと認識をしております。

その上で、新たな貿易、投資、そしてサービス、こういった新しいルールづくりに日本が主導的な役割をしていく。確かに日本の参加はおくれましまけれども、参加後は、日本はアメリカと連携もしながら、また各国とも連携をしながら、日本が攻めるべきところは攻め、主張すべきは主張して、しっかりと交渉に当たっていますので、これからも、御指摘のように、ルールメーキング、新しいルールをつくるんだ、そういつた認識を持つて、日本の国益をかけて、交渉に引き続き当たってまいりたいと思っています。

○村上(政)委員 政務官からの御答弁で、同じよう

うな認識であるということで、私は、そういうふうに思つていただくことは非常に結構なことだと思います。

こうした観点からすると、私が取り上げたこの輸出補助金の問題以外にも、アメリカに対しても、あるいはTPPの場において求めていく分野があるんじゃないかなと思います。

というのも、先ほど来申し上げているように、自由貿易の公平性というものを担保することは非常に重要なことであります。我が国が守りだけをするのではない、重要五品目を守るという、攻め込まっている場だけではないはずです、TPPと

いうのは、我が国としても、やはり交渉の主導権を握りながら、あるいは、自由貿易というものがきらんと担保されるように主張していくべき点があります。

○滋谷政府参考人 お答え申し上げます。

TPPの交渉は、大変幅広い分野を扱つております。まして、市場アクセス一つとりまして、物品の関税の交渉以外に、越境サービスですか金融サービス、政府調達などなどの、市場を開放する規制緩和の交渉も行つてあるところでござります。

実は、そうした規制緩和、サービスなどの投資を受け入れる、あるいは政府調達で門戸を開放するということに関しては、我が国は、この二カ国の中でもかなり高い水準にいるわけでございまして、そういう点は、アメリカも含めて他の国に對して、厳しいリクエストを出して、主張しているところでございます。

○村上(政)委員 今、規制緩和等の幾つかの分野についての御紹介が審議官の方からありました。が、農業に係る分野についても、同じように、幾つかの点があるんじゃないかなと思います。

例えば、輸出独占の問題があると思います。これは、一国の会社に対して、その国の政府が輸出の権利を独占的に与えるといった問題。あるいは輸出規制の問題もあります。これは、二〇〇七年に世界的に食料価格が高騰した後に、自国の農産物の輸出を禁止したり、輸出枠を設定したりした国もありました。

こういった輸出独占あるいは輸出規制についても、きつちりと、してはならないんじゃないかと。輸出規制という問題がもし起これば、これは我が国として、このTPP交渉において、あるいは日米協議において攻めていける分野だと思いません。

この問題であります。そこで、まず、日本車の輸入関税について臨んできているのであります。日本車の輸入関税について、撤廃することもやぶさかでないというふうに発言したというふうに新聞紙上では報じられております。実際に、豪州はどうな態度で、この問題について、日本車の輸入関税について臨んできているのでしょうか。お伺いいたします。

○正木政府参考人 御質問に言及のありましたインターネットの内容は、報道として承知しております。お伺いいたします。

日豪のEPA交渉におきましては、日本側の主な関心品目としましては、当然のことながら自動車を含みます。先方の鉱工業品の関税撤廃でござります。また逆に、オーストラリア側の主な関心品目は、農産品の市場アクセスの改善でござります。現在、これらの品目の扱いを含め、オーストラリア側と銳意交渉しているところでござります。いずれにしましても、この日豪EPAにつきましては、双方にとりまして利益となるような協定を実現すべく、早期妥結を目指して交渉に取り組

いては、どのようにお考えでしようか。

○滋谷政府参考人 個々の具体的な問題について合意をされた文書がございます。

そこで、物品市場アクセスのルールについてどういう議論がされているかということが公表されていますが、「農産品の輸出競争や食料安全保障に関する規定も議論されている」という紹介がございます。

現在、農産品の輸出競争ないし食料安全保障にかかる条文について、ルールについても交渉が行われているところでございまして、我が国は、これは我が国だけではなくどの国もそうなんですけれども、物品市場アクセスの二国間の協議を続ける傍らで、ルールの分野についても、市場アクセスの交渉を有利に進めるように、お互いにここのセットで考へて、そういう交渉をどの国も行つておりまして、我が国も、しつかりと主張すべきところは主張するということで交渉を行つてあるところでございます。

○村上(政)委員 次に、先ほど大臣からも御発言があつた、アボット首相の来日に合わせて、日経新聞がインタビューを行いまして、アボット首相は、日本車の輸入関税について、撤廃することもやぶさかでないというふうに発言したというふうに新聞紙上では報じられております。実際に、豪州はどうな態度で、この問題について、日本車の輸入関税について臨んできているのでしょうか。お伺いいたします。

○正木政府参考人 次に、林大臣と会談をいたしました。林大臣と会談をなさったというふうに承認いたしております。ロブ大臣と林大臣の間で、

牛肉を含めた農産物関税についてはどのように話し合われたのでしょうか。お伺いします。

○林国務大臣 三月二十六日でございましたが、EPAについてお伺いしていきたいと思います。豪州のロブ貿易・投資大臣と会談を行いました。EPAを含む二国間経済関係について議論を行いました。

会談の中では、この日豪EPA交渉の中の農産品市場アクセスについても意見交換を行つたわけですが、結果として、引き続き、協議を継続します。

具体的な議論内容は、交渉が今継続中でございまして、申し上げることはできないわけでございません。

品市場アクセスについても意見交換を行つたわけですが、結果として、引き続き、協議を継続します。

日本が正式に参加する前でございますが、TPPの輪郭というものが、当時のTPP参加国、アメリカも含めてですけれども、首脳同士で確認、合意をされた文書がございます。

どういう議論が、二〇一一年の十一月に、これは日本が正式に参加する前でございますが、TPP

んでいるところです。

相手国との関係もござりますし、現在交渉中でございますので、具体的な交渉の内容について、ございますので、差し控えさせていただきたいと

思います。

○村上(政)委員 オーストラリアの首相はこういうふうに発言して、政府として、交渉中であるので中身については言及できないということでありましたが、やはりオーストラリアの自動車市場を獲得するために、先方が妥協する、交渉する用意があるというふうに言及しているというのは、非常に重要な指摘、発言であるというふうに私は思っています。

私はそう思うんですけれども、他方で、しかしながら新聞あるいはメディアの論調を見ると、必ずしもそういうふうに捉えていないというような論調も見受けられます。

例えば、北海道新聞の三月二十八日付の記事を見ますと、オーストラリアでは、トヨタ自動車が一七年未に撤退すると、大手メーカーの生産拠点はなくなり、自動車関税の意義が薄れるとの事情もあるというふうに紹介されています。

私は、こういった考え方方はちょっと違つんじやないかなと思います。というのも、やはり、先方の、オーストラリアという非常に成長が有望視される、そういうたった国での自動車市場を獲得できるというのは、我が国にとって非常に大きな利益があるのではないかと思います。

例えば、トヨタが撤退するから、向こうが自動車関税で譲つてもそれは意味がないというふうな認識というのは、ちょっと行き過ぎた認識であるんじゃないかなと思うんですけれども、これは政府としてはいかがお考えでしょうか。

○正木政府参考人 委員御指摘のような報道も承知しておりますが、繰り返しで大変恐縮でございますが、この日豪のEPA交渉におきましては、自転車を含む鉱工業品の関税撤廃ということを主要な関心品目として踏まえて交渉しておりますし、

引き続き、オーストラリア側と、双方にとつて利益となる協定を実現すべく、早期妥結を目指して交渉しておる次第でございます。

○村上(政)委員 農水委員会ですので、自動車の話はこれぐらいにして、どういうふうに交渉を進めいくかとということを引き続き議論させていただけばと考へるんすけれども、やはり論点となつてくるのは、自動車と農産物ということなんだと思います。

過去に我が国が結んだEPAというものを見てみると、例えば、我が国とメキシコ、日墨のEPA、あるいは我が国とチリの日・チリEPAといつたところでは、牛肉や豚肉等について定率の関税割り当てを設定して、交渉を妥結したというような事例があると思います。

○林国務大臣 今委員がお話しになつたように、こういった形での、我が国と豪州との間で折り合う、落としたところを探るといったお考へは政府としておありでしょか。

一方で、日豪EPAにおいて個別の品目をどういうふうに扱うかということは、まさに今交渉している中身そのものでござりますので、お答えは差し控えたい、こういうふうに思います。

○村上(政)委員 ななかかおつしやれないというふうな扱いがござりますので、しっかりとどちらが主張すべきは主張して、TPPはTPPで早期妥結に向けて取り組む、そして日豪のEPAに関しても、早期妥結に向けて、双方にとつて前向きな結果になるよう努力をし合つて、TPP、日豪、刺激をして加速化していくことをこちらとしても期待しております。

○村上(政)委員 大胆な決断ということを言つてしまふと交渉にならないといふような御答弁でしたけれども、それはちょっと違つんじやないかなと思います。

大胆な決断というのは、私は、政治がリーダーシップをとつていて、ぜひ政権でリーダーシップをとつていてまとめて上げてほしいと思っています。

これは日豪EPAとは少し離れます、やはり豪州というのは、我が国にとって戦略的なパートナーでありますし、アジア太平洋地域におけることはあるんだと思うんですけど、やはりせつかくアボット首相ももうすぐ来日するということです。

これは日豪EPAとは少し離れます、やはり豪州にとっては、我が国にとって戦略的なパートナーでありますし、アジア太平洋地域におけることはあるんだと思うんですけど、やはりせつかくアボット首相ももうすぐ来日するということです。

これは日豪EPAとは少し離れます、やはり豪州にとっては、我が国にとって戦略的なパートナーでありますし、アジア太平洋地域におけることはあるんだと思うんですけど、やはりせつかくアボット首相ももうすぐ来日するということです。

みますと、八〇年代、九〇年代にAPECを日豪が協力してつくつていったというような協力もあつたと思います。非常に今、豪州との間のこういった協力の機運、あるいは関係深化の動きというものがまさに起つているわけですから、ぜひ政府としても大胆な御決断を日豪EPAの間でしていただくことが必要なんじゃないかなと思います。

こういった日豪のEPAを成果として成就させることの、私が今申し上げたような、経済、安全保障の日豪関係のみならず、我が国にとってのアジア太平洋地域における戦略、あるいはTPP交渉というものとも非常に密接に関連する問題だと思います。ですので、政府としても、ぜひこの日豪EPAについて大胆な御決断というものを、先ほど御紹介したような日墨EPA、日・チリEPA、そういった先例の枠組み、形を参考にだと思います。ですので、政府としても、ぜひこの日豪EPAについて大胆な御決断というものを、先ほど御紹介したような日墨EPA、日・チリEPA、そういった先例の枠組み、形を参考にしながら、していただくことが必要なんじゃないかなと思つてます。

○小泉大臣政務官 オーストラリアは、まず、日本にとつても大変重要なパートナーだと思います。ただし、交渉において、大胆な決断をしますと言つては交渉にならぬんで、しっかりとどちらが主張すべきは主張して、TPPはTPPで早期妥結に向けて取り組む、そして日豪のEPAに関しても、早期妥結に向けて、双方にとつて前向きな結果になるよう努力をし合つて、TPP、日豪、刺激をして加速化していくことをこちらとしても期待しております。

○村上(政)委員 大胆な決断ということを申し上げるのは必ずしも適当ではないと思います。

○滋賀政府参考人 お答え申し上げます。

本日、先生にいろいろ御指摘いただいた点は、今後も交渉に、現場にぜひ生かさせていただきたいと思っておりますが、交渉の担当をしている者たれども、政府としてはどのようにお考えでしょか。

○滋賀政府参考人 お答え申し上げます。

本日、先生にいろいろ御指摘いただいた点は、この場で、どこそこの交渉がこの別な国との交渉にどう影響というふうに考へるんじやないかなというふうに考へるんすけれども、政府としてはどのようにお考えでしょか。

○村上(政)委員 私がきょう質問させていただい

せんので、そういった意味でも、ぜひ御決断をいただきたいなと思います。

最後に、この日豪とのEPAというものが、派生的に我が国にどういうふうな利益なり、いいところをもたらすのかということなんですかとも、この日豪EPAをうまくまとめて上げれば、日本米の協議に対してもいい効果を及ぼすんじゃないかな。

というのも、やはり、アメリカは中間選挙を控えて非常に内向きになつて、あるいは国内の事情というものが優先される傾向が強まつてきてるんだと思います。選挙を控えていますので、アメリカ政府、オバマ政権というものは、なかなか農産物について大胆な譲歩なり決断というものが日豪EPAについて大胆な御決断というものを、先ほど御紹介したような日墨EPA、日・チリEPA、そういった先例の枠組み、形を参考にだと思います。ですので、政府としても、ぜひこの日豪EPAについて大胆な御決断というものを、先ほど御紹介したような日墨EPA、日・チリEPA、そういった先例の枠組み、形を参考にしながら、していただくことが必要なんじゃないかなと思つてます。

ただ、交渉において、大胆な決断をしますと言つては交渉にならぬんで、しっかりとどちらが主張すべきは主張して、TPPはTPPで早期妥結に向けて取り組む、そして日豪のEPAに関しても、早期妥結に向けて、双方にとつて前向きな結果になるよう努力をし合つて、TPP、日豪、刺激をして加速化していくことをこちらとしても期待しております。

○村上(政)委員 大胆な決断ということを申し上げるのは必ずしも適当ではないと思います。

○滋賀政府参考人 お答え申し上げます。

本日、先生にいろいろ御指摘いただいた点は、この場で、どこそこの交渉がこの別な国との交渉にどう影響というふうに考へるんじやないかなというふうに考へるんすけれども、政府としてはどのようにお考えでしょか。

○滋賀政府参考人 お答え申し上げます。

本日、先生にいろいろ御指摘いただいた点は、この場で、どこそこの交渉がこの別な国との交渉にどう影響というふうに考へるんじやないかなというふうに考へるんすけれども、政府としてはどのようにお考えでしょか。

○村上(政)委員 私がきょう質問させていただい

た問題意識というのは、一つは、我が国としてアメリカに対して攻め込んでいく分野があるはずで

ある。輸出補助金の問題であつたり、アメリカが不正に競争力を高めている問題については、アメリカとのバイの協議でもきちんと我が国として主張するし、マルチの場でもきちんと我が国として主張して指導権をとつていくべきではないかなという点です。そして、そういう観点から、この委員会、我が国の国会というものを政府としてぜひ活用いただいて、委員会でこういう質問をしているやつもいるから、うるさいやつもいるから、ぜひ日本米のバイの協議なりTPPの場で、まあ、皆さんわかつてよといふような、アメリカがやつてゐるようなことも我が国としてやつてほしいということあります。

これは私の問題意識で、御答弁としてもそういつたところに、完全にではないですかけれども、そういう点に非常に沿つた御答弁もいただけたと思います。こういつた問題意識を改めて御紹介しながら終わりたいと思ひますけれども、大臣、最後に一言いただきたいと思います。

○林國務大臣 村上先生におかれましては、外務省に御勤務の御経験もあつたということで、きょうは大変味わい深い御議論を賜つた、こういうふうに思つておりますので、しつかりと活用させていただきたいと思ひます。

○村上政委員 質問を終わります。ありがとうございます。

○坂本委員長 次に、岩永裕貴君。

○岩永委員 維新的岩水でございます。

私も、味わい深い質問をきょうは目指して、頑張らせていただきたいなというふうに思います。

なにようは、質問させていたく前に、以前から私が取り上げさせていただいている「銀の匙」について、大臣の方からちょっとその御感想なんかも伺ひながら、質問を始めさせていただこうかななど思つていてました。

先ほど稻津委員の方からそのあたりについてはお伺いをするといふことはないんですけど、この「銀の匙」、私も単行本を本当にたくさん買つてお触れをいたしましたので、私の方から改めてお伺いをするといふことはないんですけど、別枠表示を認めるといふことも決められておるようですが、

て、いろいろな人に読んでくださいよと広めさせてしまつたりして中で、試写会にお招きしていただいたら、この委員会に期待をさせていただきます。ぜひまたの機会に期待をさせていただきます。せひまたこの「銀の匙」、何か農林水産省としてかかわりのあるときには御案内をいただければ本当にあります。

それと、きょうは消費税が8%になりました。昨日、一昨日と、私の地元の方でも、ガソリンスタンドにも長蛇の列ができたり、スーパーの中で大きな混雑が見られていたわけなんです。

一方で、農業に携わつていただいている皆様方にお話を伺つてみると、これは以前からですけれども、消費税の転嫁というものがやはりなかなか難しいんだというお話をされております。やはり農業の分野は、まだまだ人ととのつながりででき上がつてある部分もたくさんござりますし、まだ売買というのがシステムマッチにできていない部分も大変多くございます。

そうした中で、転嫁ができるないんだという現場の声、これは通告はしていないんですけど、農林水産省さん、どなたでも結構です、もし、こない部分も大変多くございます。

だからといって、あれはお伺いをさせていたいたいんですが、ございますでしょうか。

○林國務大臣 四月一日、きょう新年度に入りますし、消費税が三党合意に基づいて決定したとおりに引き上がるということでござります。

これは、農林水産省にとどまらず、関連する全ての省庁と連携して、テレビなんかを見ますと転嫁Gメンですか、こういうのがよく出てきますが、全省的にきつと、税率引き上げに伴う移行がスムーズに行われるよう、しつかりとやつていただきたいと思つております。

既に法律でたしか決まつておると思いますが、暫定的に、いわゆる内税といいますか、別枠表示を認めるといふことも決められておるようですが、

○岩永委員 ありがとうございます。

恐らく、このカロリーベース、一人当たりの摺取カロリーを昨年ですと二千四百五十カロリーベースの目標が定められたものと認識をするところであります。

）

いるのかということを教えてください。

○小里大臣政務官 お尋ねの目標五〇%は、平成二十一年当時におきまして策定をされました食料・農業・農村基本計画において定められたものであります。

世界の人口の増加、あるいは中国やインド等の新興国が経済発展をすることによりまして、特に穀物等の需要が中長期的に逼迫をする、そういう背景があつて、この数字が策定をされたものと認識するところでございます。

このため、我が国持てる資源を全て投入した場合に、例えば農地を表も裏もフルに使つて、全て投入した場合に可能となる高い目標としてこれがあるものと認識をいたします。

カロリーベースの食料自給率というものは、御案内のとおり、食料消費に対しても国産がどれだけあるかということを示すものであります。分母の総供給熱量につきましては、平成三十二年度の各品目の消費見込み量を熱量換算して二千四百六十キロカロリーとしております。分子の国産熱量につきましては、平成三十一年度の各品目の生産数量目標等を熱量換算して一千二百三十一キロカロリーと試算をしたものであります、結果、五〇%と定められたものであります。

○岩永委員 今御説明で、ということは、日本国内にある農地をフル活用して五〇%ということです、どれだけ頑張つても、カロリーベースでいうと五〇%以上にはもうならないというような認識でよろしいんでしょうか。

○小里大臣政務官 当時、民主党政権下であります

が、そこを将来的な可能性としてどの程度に捉えていたか、私は存じております。ただ、まず五〇%という食料自給率目標があつたということは認識します。そこから計算をして、それぞれの品目の生産目標が定められたものと認識をするところであります。

らに設定をされているということなんですが、この中には廃棄されるカロリーも含まれております。して、実際に一人が摂取するカロリーは一千カロリーグらいではないかというふうなことも言われているようでございます。

この間、人口構造も大分変わってきておりますし、いつときは、一九六〇年ぐらいには八〇%ぐらいあつたものが、今は四〇%まで低下しているというような中で、放棄地なんかふえていることも一方では事実なんですけれども、人口構造が変わったり、食生活が大分、米や芋、そういうたとかロリーの高いものをなかなか食べなくなつたと聞を見て、九六%の方が不安を抱いているというようなこの現状について、ちょっと異常ではないかなというふうに考えていて、大臣、本当にこれだけ多くの国民が不安に駆られるような、今現在、日本では食の安全保障というものが危機的な状況にあるのかどうか、そして、自給率というものが何%ぐらいになつていけば本当に国民の皆さんは安心をされるのかというところについて、御見解をいただければと思います。

○小里大臣政務官 確かに、御指摘のとおり、最近、とみに国民の皆さんのが食料安全保障ということに関して不安を覚えていらっしゃるということは認識しております。

現在消費されている食料全てを国産で賄うといふことは不可能であります。それだけに、では、これを何%まで引き上げていけばいいのか、いけども、これが何%まで引き上げていけばいいのか、いけるのか、これをとにかく表現を申し上げることは困難であると言わざるを得ないわけであります。が、このことにつきましては、ことし改定作業を行なう食料・農業・農村基本計画において、食料供給力の概念もあわせながら議論がなされ、また策定をされると認識をするところであります。

国民の皆さんのがいかに不安を覚えていらっしゃるのかといふことも、ちょっと客観的に考えな

るか、この答弁要旨にありますけれども、先生の方が御承知であります。

食料の安定供給を確保することは、国家の最大の責務であると考えます。まずは、国内の農業生産の増大を図る、そして、輸入と備蓄を適切に効率的に組み合わせをして食料安全保障を図つてい

く必要があることは言うまでもないわけであります。また、申し上げましたように、国民の皆さんのが不安に応えていくという意味では、後ほど御質問もあるんでしようけれども、食料自給力の概念もあわせて理念として用いながら、しっかりと対応してまいりたいと存じます。

○岩永委員 恐らく、国民の皆さんのは率直な感じをいかに設定するのかというのは非常に難しいんだろうというふうには思いますが、私は、この新聞を見て、九六%の方が不安を抱いているというように、この現状について、ちょっと異常ではないかなというふうに考えていて、今後、世界は二〇五〇年には九十億人に人口があふえていくといふこともあるんでしょうか。今は大丈夫だけれども、将来していらっしゃる。今は大丈夫だけれども、将来もしかしたら食料が足りなくなるかもしれません。う、本当に漠然とした不安が多分国民の皆さんの方の中にはあるんだろうなと思うんです。

それがこの九〇%という数字にあらわれているんだと思うんですが、やはり食の安全保障といふことなども、もう少し国民の皆さん方にしっかりと食の安全保障とは何かということを御認識いただくことも非常に大切です。

何か起つたときに、近年、災害時であつてもなかなか答えの出ない分野ではあるんでしようけれども、もう少し国民の皆さん方にしっかりと食の安全保障とは何かということを御認識いただくことも非常に大切です。

ななかなか答える出ない分野ではあるんでしようけれども、もう少し国民の皆さん方にしっかりと食の安全保障とは何かということを御認識いただくことも非常に大切です。

まだ、通常の食料需給に関する情報の収集、分析、提供等も行つております。

また、これに加えまして、食料供給に影響を及ぼす局地的、短期的な緊急事態に備えるための平素からの取り組みとしまして、食品産業事業者による事業継続計画の策定、また家庭における食料備蓄等を推進しているところであります。

○岩永委員 先ほど食の自給率と安全保障という部分について触れさせていただいて、恐らく四〇%という食の自給率の低さに国民は大きな不安を覚えているというようなこともお話をさせていただきましたが、これは本当に「自給率」ということから、以下、質問をさせていただきます。

食料の安全保障というものについては定義づけ

がされていると思うんですが、その定義について、そして、その定義を達成するために、平時にどのような取り組みを農林水産省として行つてあるのかということについて、まず御説明をいただきたいと思います。

○小里大臣政務官 御指摘のとおり、定義につきましては、食料・農業・農村基本法第十九条におきまして、不測時ににおける食料安全保障に関する規定をされております。すなわち、食料安全保障とは、危機管理対応として、国民への食料の安定供給を図る上で、不測の事態が生じ、国内もあわせて理念として用いながら、しっかりと対応してまいりたいと存じます。

○岩永委員 恐らく、国民の皆さんのは率直な感じを申し上げますと、知識としては、日本の食料自給率は四〇%であつて、これは主要国では世界の最低水準にある、それで、中国は人口があふえていて、食の取り合いに、今後、世界は二〇五〇年には九十億人に人口があふえていくといふこともあるんでしょうか。今は大丈夫だけれども、将来していらっしゃる。今は大丈夫だけれども、将来もしかしたら食料が足りなくなるかもしれません。う、本当に漠然とした不安が多分国民の皆さんの方の中にはあるんだろうなと思うんです。

それがこの九〇%という数字にあらわれているんだと思うんですが、やはり食の安全保障といふことなども、もう少し国民の皆さん方にしっかりと食の安全保障とは何かということを御認識いただくことも非常に大切です。

まだ、では、平時にどういう対応を行つていて、食の自給率と安全保障といふことを意味するものであります。

また、では、平時にどういう対応を行つていて、農地、担い手、技術といった食料生産基盤をしっかりと確保していく必要があります。したがつて、農地、担い手、技術といった食料生産基盤をしっかりと確保していくことを意味します。

あわせてまた、適切な備蓄が必要であります。輸入面におきましても、例えば、分散型で、多くの国からなるべく安定的に入るようになります。

また、通常の食料需給に関する情報の収集、分析、提供等も行つております。

また、これに加えまして、食料供給に影響を及ぼす局地的、短期的な緊急事態に備えるための平素からの取り組みとしまして、食品産業事業者による事業継続計画の策定、また家庭における食料備蓄等を推進しているところであります。

○岩永委員 先ほど食の自給率と安全保障といふことについて触れさせていただいて、恐らく四〇%という食の自給率の低さに国民は大きな不安を覚えているというようなこともお話をさせていただきましたが、これは本当に「自給率」ということから、以下、質問をさせていただきます。

農林水産省としましては、食料輸入の多角化、安定化を図る観点から外務省などとも連携しながら、国内で十分に生産することができない畜産の飼料、それから油糧原料、油脂原料として不可欠なトウモロコシや大豆などにつきまして、企業に対する農業投資関連情報の提供なども行つてているところです。

○岩永委員 続いての質問は、外務委員会で我が

ればならないのかなというふうにも考えております。例えば、ある本を読ませていただきと、イギリスの政府なんかは、自給率と食の安全保障の関係性というものは全くないという結論を、結果をつけているというような話もあります。自給率を高めるために特定作物の価格を人工的に上昇、維持させる施策は農家の質を低下させるんだというようないふうに思っています。

○松島政府参考人 食料の安定供給というような観点から、どういう形で国際的な取り組みをしているかというお尋ねがございました。

先生御指摘のとおり、食料の安定供給のためには、国内農業生産の増大を基本としながら、必要な食料の輸入の安定化と多角化を図ることが重要です。

そうした中で、安定的な輸入対策といふものに食の安全保障ということを考えるときには非常に大切なことであるというふうにも思います。

そうした中で、安定的な輸入対策といふものについて今政府がどのように取り組んでいるのかと、いうことについて、御説明をいただければと思います。

そうした中で、安定的な輸入対策といふものに食の安全保障ということを考えるときには非常に大切なことであるというふうにも思います。

そうした中で、安定的な輸入対策といふものについて今政府がどのように取り組んでいるのかと、いうことについて、御説明をいただければと思います。

そうした中で、安定的な輸入対策といふものに食の安全保障ということを考えるときには非常に大切なことであるというふうにも思います。

そうした中で、安定的な輸入対策といふものについて今政府がどのように取り組んでいるのかと、いうことについて、御説明をいただければと思います。

農林水産省としましては、食料輸入の多角化、安定化を図る観点から外務省などとも連携しながら、国内で十分に生産することができない畜産の飼料、それから油糧原料、油脂原料として不可欠なトウモロコシや大豆などにつきまして、企業に対する農業投資関連情報の提供なども行つていているところです。

○岩永委員 続いての質問は、外務委員会で我が

党の小熊慎司委員からも聞かれた質問ではあるんですけれども、最近、ランドラッシュという言葉をよく耳にいたします。これは、世界農業争奪戦とか農地争奪戦とか言われるものなんですかね、要は、海外で農作物をつくって、そして自國のためにそこから輸入をしつかりしていくって、安定期的に農作物を供給していくくといふな考え方でございます。国によっては、その海外での農地取得に対して、政府がかなりの関与をして、そして補助をしているというような国もあるようです。

日本は、今、国交省でも経産省でもそうですが、それとも、製造業を中心とした企業の海外の展開に対する対応は、かなり政府を挙げて予算を投じている、そして支援をしているというような現状でもあるんですけれども、農林水産省として、海外に進出する農業系の企業のサポート、土地取得に関しては、かなり政府を挙げて予算を投じている、それを教えていただければと思います。

○松島政府参考人 まず、先生から、海外への我

が国の食料関係企業の進出または農地の取得につ

いて支援があるのかということでございますが、

我が国企業が海外で農地の取得やリースを行う際

の直接の支援というのは行つてございません。

ただ、途上国では、食料生産に係る諸問題、例

えば生産基盤の整備でございまして、栽培技術の

改善といった問題に加えまして、効率的な加工流

通施設の整備がおくれておりまして、その結果と

供給上大きな課題となつていて、その問題がござ

います。

それを、フードバリューチェーンと私ども申し

上げておりますけれども、そういう問題を解決

するために、農作物の生産から加工、流通、消費

という各段階のつなぎを強化いたしまして、そ

れぞれの段階で付加価値を高めていく供給体制を確立するということを支援してございまして、民

間企業と経済協力の連携といったことにつきま

して意を用いて、特に途上国におけるフードバ

依然として栄養不足あるいは飢餓が重要な問題で

あります。

○雨宮政府参考人 お答えいたします。

国際農林水産業研究センター、JIRCASで

ございます。開発途上地域における農林水産業に

関する技術の向上に向けた研究を実施している研

究機関でございまして、国際的にも広く認知をさ

れております。

先生御発言のとおり、開発途上地域においては、

依然として栄養不足あるいは飢餓が重要な問題で

あります。

ございまして、これらを解決し、栄養不足人口や

飢餓人口の削減に貢献するため、稻作などの我が

国が比較優位を持つ研究分野を中心に、現地の研

究機関、国際研究機関と共同で研究を行なうことに

よりまして、開発途上地域の食料生産の安定など

を図るための技術開発を行なっているところでござ

ります。

このように、世界的な食料問題の解決に取り組

むことを通じまして、我が国の食料の安定供給に

寄与してまいりたいと考えているところでござい

ます。

○岩永委員 ランドラッシュ、農地争奪戦です

ね、これは賛否両論あります。そして、私も、そ

ういった争奪戦に日本が負けないよう、積極的に

参画をしていくべきだという見解は全く持つて

おりません。

これは、先日、農林水産省の外郭団体であるJ

IIRCASというところに視察に行つて、お伺い

をさせていただいてまいりました。

今、世界の多くの先進国は、植民地政策という

ものを過去に経験しているがゆえに、やはり途上

国に對して半ば強引な外交を行つて、現状があ

るということも現地の研究員の皆様方がおつ

しゃつておりました。

そこで、やはり日本型の技術支援であつたりと

か各国との関係づくりというもののこのJIRC

CASというところは非常に積極的に真摯に取り組

んでいらっしゃるという現状をお伺いしている中

で、農地を取得して、それを日本国の国益につな

げるという考え方私は賛同はできないんですけど

れども、技術をしつかりと提供していく、その

国が潤つてくださることが世界全体の食不足に対

応することにもなるんだと思うんですけれども、

やはり日本に何か危機的な状況が起つたときに

は、技術を支援したんだという事実を先方の政府

に受けとめていただきて、そのときには、申しわ

けないけれども、しっかりと輸入ができるような

体制を構築したいというようなところまでの交渉

を技術支援をしている先の各国としているのかど

うかという部分についてはいかがでしょうか。

ただ、途上国では、食料生産に係る諸問題、例

えば生産基盤の整備でございまして、栽培技術の

改善といった問題に加えまして、効率的な加工流

通施設の整備がおくれております。

そこで、フードロスが発生したり、また食料の安定

供給上大きな課題となつていて、その問題がござ

います。

それを、フードバリューチェーンと私ども申し

上げておりますけれども、そういう問題を解決

するために、農作物の生産から加工、流通、消費

という各段階のつなぎを強化いたしまして、そ

れぞれの段階で付加価値を高めていく供給体制を確立するということを支援してございまして、民

間企業と経済協力の連携といったことにつきま

して意を用いて、特に途上国におけるフードバ

依然として栄養不足あるいは飢餓が重要な問題で

あります。

○岩永委員 今、小熊慎司委員がおつしやつていた

だいたいのような内容であろうかと思うんですけれども、やはり最終的にこの作業を行つていただくの

は現場の皆様方でござりますし、こういった事態

に陥つたときに、自分たちが食の安全保障という

のを守るためにどういった動きをとらなければな

らないのかということも少し頭の片隅に置いてお

いていただくことも非常に重要なことであろうと

思いますけれども、いろいろな方にこれもお伺いすると、ほとんどの方が認識をいただいていないというような現状でもございます。

緊急時というのは、その名のとおり、緊急に起るものでございまして、緊急に対応しなければならない状態のことをいうわけなので、そういうことも含めて、現場の皆さん方と足並みをそろえるというか、情報共有をしっかりと今後もしていただきこともまた、国民の安心につながつていい大きな要因かなというふうに考えておりますので、ぜひお取り組みもいただきたいなと思います。

そして、先ほど政務官からございました自給力ということについて少しお伺いをさせていただきたいんです。

自給率ではなくて自給力というのは、恐らく、もっと多様な要素があつて、それは農地も含めて多角的に考えられて、この国の自給力といつものはどういった力があるのかということを考えられるというようなことなんですねけれども、この自給力といふものについて、今政府がどのように考えておられて、今後どのようなタイミングで国民の皆さん方に認識していただきたいこうと考えているのか、少し教えていただきたいと思います。

○小里大臣政務官 食料自給力についてのお尋ねでございます。

本来、私どもは、主には食料自給率に基づいて説明を申し上げてまいりました。ただ、特にカロリーベースの食料自給率だけでありますと、なかなか説明がつかない部分があります。すなわち、では、野菜とか果樹とか、カロリーの低い生産はどうするんだということになります。畜産も、飼料の二六%しか自給できておりませんから、したがつて、畜産で幾ら生産をふやしても、二六%しか食料自給率には換算されないということでございます。

例えば、パンダラデシュ、ここは局所的な食料不安の国であるとされているところでありますが、実は穀物自給率は九七%なんですね。日本のそれは一七%であります。あるいは、ラオスも穀

物自給率は一二〇%を超えておると思います。一方で、四〇%が食料不足の状態にあると言われておられます。

そういうたところが、なかなか食料自給率の概念だけでは説明できないのかなと思うところでございます。

したがつて、野菜あれ、果樹あれ、あるいははたばこあれ、それぞれの地域がふさわしいもの、それぞの創意工夫、自主性を持つてつくれたそのような農地、担い手、技術等が、いざといふときの食料生産基盤となつて機能するわけあります。

すなわち、先ほど申し上げたレベル二のような状態になりましても、そうやつて確保された農地に例えば芋類を中心とする熱効率の高いものを作付するところで、最小限度必要な一人一日当たりの二千キロカロリーを確保していく、そういうことにつながっていくわけであります。そこに食料の安全保障の中における食料自給力の考え方をございます。

○岩永委員 物すごくわかりやすいんです。やはりカロリーベースで考えることには限界があるということはもちろん御認識をいただいておられるわけですし、今のように多角的に国の自給力というものを考えていくことを国民の皆さんに正確に発信していかなければならぬんだというふうに考えております。

国民の八割、九割の皆さんが食に対する関心をこれほどまでに持つていただいているということ也非常に大切なことではあるんですが、何か緊急時には過敏な行動に結びついてしまうといふことも本当に大きな危惧として残っておりますので、ぜひその自給力という部分について、これから国民の皆さん方に深く御理解をいただいて、また農林水産省がこれまで取り組んでこられた国外との関係、そして輸出輸入の関係など、本当に

バランスのいい食についての知識というものをしっかりと持つていただきょうに、今後もぜひ努力していただきたいということをお願い申し上げます。

このテーマについては最後になるんですけども、大臣の方から、今の自給率と食の安全保障という観点あつたり、また先ほど私が申し上げました、新しい外交の形というか日本型の外交の形のようなものも含めて、今後の食の安全保障といふものをどのように考えていらっしゃるのかといふことをお伺いできますでしょうか。

○林國務大臣 ランドラッシュの話から、自給率のお話を聞いていただいておるわけでござります。まさに日本の援助の基本的な考え方というのは、魚を上げるのはなくて、魚のとり方を教えてあげる、こういうような基本の考え方がある、こういうふうに言われておりますが、さらに、最近、国際的な会議においては、我々は、責任ある農業投資ということを訴えています。地元で働く人を雇うことで、農業を支えています。地元で働くことにつながっていくわけであります。そこに食料の安全保障の中における食料自給力の考え方をございます。

やはりカロリーベースで考えることには限界があるということはもちろん御認識をいただいておられるわけですし、今のように多角的に国の自給力をどういったふうに考えております。

そういう意味で、情けは人のためならずといいますが、そういうことをきちっとやっていくことが、まさかのときに、この間、三・一のときもそうでしたけれども、各国からいろいろな御支援をいただいた、こういうことにつながつていくと、いうことをしっかりとやつていく必要があるので、

そうですが、そういうふうに思つております。一方、この世論調査についても、かなり高い数字が出ておりまして、要因について、なぜそう思うかというところまで聞いていなものですか。なかなか難しいところはあるかもしれませんけれども、やはり数十年間、それから最近のトレンドで、我々は、農政改革の議論をするとき、耕作放棄地がここまでふえたとか、それから農業従事者の平均年齢が上がっている、こういうこと

を結構言つておるものですから、そういうところもあるのかなということも考えられますので、も相まって、将来、大丈夫かなというようななところがあるのかなということも考えられますので、これが農政改革、昨年決めていただきましたもので、しっかりと持つていただきまして、将来自分がなにかとおもつて、日本がなにかとおもつて、なるほど、日本の農業は力強く頑張っているなどいうことを見てもらおうということが一つ大事なことではないか、こういうふうに思つております。

それから、カロリーの自給率ということだけではなくて、生産額の自給率、そして自給力、今御議論いただいたようなものを複合的に、複眼的に出していくといふことによって、そういう御理解をしっかりと賜るということが大事である、こういう観点で、食料・農業・農村政策審議会において基本計画の見直しを今まさにやつていただいておるところでございます。自給力の取り扱いについても、この基本計画の見直しの議論の中でさまざまの観点から検討してまいって、それをしっかりと国民の皆様に御説明してまいりたい、こういふふうに思つております。

○岩永委員 ありがとうございます。お話を聞いておりますが、それこそ我々がしっかりとつくり上げていかなければならぬ分野であろうかと思ひますので、また次の機会になぐということで、質問を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。

○坂本委員長 この際、休憩いたします。午後零時二分休憩

午後三時五十八分開議

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。林田紀君。

○坂本委員長 この際、お諮りいたします。

本日、政府参考人として外務省経済局長片上慶一君の出席を求め、説明を聽取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○坂本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○林(宙)委員 結いの党的林宙紀でございます。

本会議の後、皆さんお疲れのところで恐縮ですが、私は質問をさせていただきたいと思います。

冒頭、私は花粉症歴が二十七年目に突入しますが、私は質問をさせていただきたいと思います。人生の四分の三、花粉症患者であるという状態で、きょうはちょっと鼻声で、お聞き苦しいところが多々あるかと思うんですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。花粉症のことを言つておいて、全く森林のことにはきょうは触れませんが、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、きょう、何名かの質疑者の方が少し触れられおりましたが、日豪EPAのことについてお伺いしたいと思います。

私も、衆議院議員とならせていただきて一年数カ月、いろいろと農政のことを中心にやらせていただきましたが、特に、TPPのところで、決議ということで衆参の農林水産委員会では出させいただきました。

そのときに、いろいろと考えるところがあるんですが、よく大臣や政府の方々は、この決議を踏まえて交渉に当たりますということをおっしゃるんですけれども、この踏まえてというのがどういうことなのかなということを最近とみに考えることがよくございます。

役所の方に、どういうことなんだろうなということを先日ちょっとだけお伺いしたところ、決議というのは立法府たる衆参農林水産委員会の意思であるということ、それは翻つて言うと、私たちは国民の皆さんを代表してこの場にいるということなので、国民の意思でもあろうかということがなるんで、國民の意見であります。どうふうに理解をしてお

ります。

一方で、政府というのは行政府であられるといふことですので、その立法府の意思を酌んでといふか、そこが踏まえてという表現になるんだそうですね。されども、判断をしていくんだよということでは、この決議というのは必ずしも行政府の方々の判断を縛るものではないということですね。

では、この決議というものはなかなか難しいものなんだと思つております。ただ、約束をするという類いではないんだなというふうに理解しているんであります。

最近、いろいろなところでお話を聞いてみると、私も農林水産の者ですというふうに言うと、これはTPPに関してなんですかれども、決議というものは単なるパフォーマンスなんぢやないのかといふことを言わてしまふぐらいのことがありまして、だからこそお伺いをしておきたいなというふうに思つてます。

今日は日豪EPAでございます。先日、大臣も会議をなさつてきたところでござります。

まず、日豪EPAは、当然、従前の国会の決議というものを踏まえて交渉されるということだと思いますが、一部で報道されているように、何かしらの分野で、何かしらというのは牛肉というところが報道では出ておりますが、こういうことに

なつてきた場合、決議に反したということになつてしまふんぢやないかなと私は思つてはいるわけですが、ちょっとそこにプラスをして、その決議と

通告どおりの質問をすれば、これは決議に反するんじゃないですかというお伺いの仕方になるわけですが、申しわけございません、もし可能であれば、ちょっとそこにはちょっとそこか

た場合というの、そういった旨を大臣なり政府の方からしつかりとまず私たちに、この農林水産委員会で決議をしているわけですから、どういうことがあります。そこで、そこが競合するというような書かれ方でございますが、政府としてもそのような認識であります。お願いします。

○林(宙)委員長 日豪EPA交渉については、TPP交渉でもそうですが、衆参両院の農林水産委員会で御決議いただいておりますので、まさにこの決議を踏まえて交渉に取り組んでおるところであります。

○林(宙)委員 日豪EPA交渉については、TPP交渉でもそうですが、衆参両院の農林水産委員会で御決議いただけておりますので、まさにこの決議を踏まえて交渉に取り組んでおるところであります。

この決議の意味するところ、今委員は、報道をご覧になつて、この決議に反する可能性があるのではないかというような趣旨のことをちょっとおっしゃつておられましたが、あくまで、ここでの一部でも含まれたら、今やつてある決議というのを農林水産委員会ではやつたはずだ、しかし

ながら、政府の方は本当にその内容を守つてくれるとか、どういう意味だということについては、まさにその決議をされた両委員会、衆参の農林水産委員会で御判断をいたぐものだ、こういう整理ではないかといふふうに思つてますので、こちら側から、これはこういう意味であるとか、解釈を示すことは適切でないといふうに考えておりま

す。

○佐藤政府参考人 林先生の御質問にお答えします。豪州産の牛肉でございますが、これにつきましては、主として、米国産牛肉と非常に強い競合関係にあるといったことが言えるかと思つております。そして、また、国産のホルスタイン種の牛肉とも若干競合するといふうに考えられるところでございます。

具体的なことを申し上げますと、先ほど申し上げました米国産と豪州産との関係でございますが、平成十三年の我が国のBSEの発生直後、平成十四年でございますが、このときに、豪州産の牛肉の輸入量は二十六万トンであります。それと、米国産の輸入量は二十四万トンということで、米国産と豪州産というのがほぼ同じような輸入量になつておつたわけでございます。

その後、平成十五年にアメリカでBSEが発生しまして、平成十六年にはアメリカ産の牛肉の輸入実績はありませんでした。その間、豪州産の牛肉がシェアを奪いまして、十四年に二十六万トンであったものが平成十六年には四十万トンといふふうな答え方をさせていただいています。いずれにしても、しっかりと、眞面目に、前向きに向かつていくに当たつて、これは決まっていふふうな答え方をさせていただいています。

今言われているのは、オーストラリア産の牛肉

の関税が半分ぐらいに引き下がるのか、それともそこを守つていくのかというお話なんですが、そもそも、このオーストラリア産、豪州産の牛肉と

いうのは、日本でいうとどういった牛肉と競合していくのか。報道では、例えば乳用牛の雄とかそういうところが競合するというような書かれ方をしていますが、政府としてもそのような認識であります。お願いします。

○佐藤政府参考人 林先生の御質問にお答えします。豪州産の牛肉でございますが、これにつきましては、主として、米国産牛肉と非常に強い競合関係にあるといったことが言えるかと思つております。そして、また、国産のホルスタイン種の牛肉とも若干競合するといふうに考えられるところでございます。

○佐藤政府参考人 林先生の御質問にお答えします。豪州産の牛肉でございますが、これにつきましては、主として、米国産牛肉と非常に強い競合関係にあるといったことが言えるかと思つております。そして、また、国産のホルスタイン種の牛肉とも若干競合するといふうに考えられるところでございます。

具体的なことを申し上げますと、先ほど申し上げました米国産と豪州産との関係でございますが、平成十三年の我が国のBSEの発生直後、平成十四年でございますが、このときに、豪州産の牛肉の輸入量は二十六万トンであります。それと、米国産の輸入量は二十四万トンということで、米国産と豪州産というのがほぼ同じような輸入量になつておつたわけでございます。

その後、平成十五年にアメリカでBSEが発生しまして、平成十六年にはアメリカ産の牛肉の輸入実績はありませんでした。その間、豪州産の牛肉がシェアを奪いまして、十四年に二十六万トンであったものが平成十六年には四十万トンといふふうな答え方をさせていただいています。

その後、アメリカ産のシェアを奪いました。十三万トンということで、シェアをまた回復しております。つまり、まずそこに一つの競合関係がございました。

それと、先ほど申し上げました米国産のホルスタ

イン種との関係でございますが、具体的な金額で申し上げますと、平成二十四年度の牛肉の全国の小売価格について見ますと、豪州産牛肉の価格は百グラム当たり二百三円となつておりますが、国産のホルスタイン種の牛肉の価格については三百十三円ということで、百円程度低いといったような状況に相なつてゐるところでございます。

○林(宙)委員 詳細をありがとうございます。
ちょっと話がそれますけれども、私は地元が仙台なものですから、仙台というと、皆さん、仙台牛といふのが大変有名なんですけれども、仙台牛ともう一つ、牛タンといふのがあるわけです。仙台といふえば牛タンですね。この牛タンも、いろいろな牛からとつくるんですけれども、一般的に広く流通しているものは、オーストラリア産だつたりアメリカ産の牛タンだつたりするわけです。仙台長におつしやつていただいた、例のBSEの問題なんかのときは、アメリカ産が激減して、牛タンといふのは、普通、塩で焼いたものを出しているところがほとんどなんですが、みそ漬けというのが出て、要は、牛タンの在庫が少なくなつてくるので、できるだけ保存させようということです。みそ漬けみたいなものが出来た時期もありました。そこからオーストラリア産というのがふえたわけです。

まさに、今おつしやつていただいたのとほぼ同じぐらいのシェアで賄つています。輸入牛タンの大体四〇%ぐらいは今オーストラリア産だと言われていますが、アメリカ産がここに来て若干盛り返してきているようで、そろそろオーストラリア産が三〇%台になるんじやないかというようなことを言わせていまます。

何で今牛タンの話をしたかというと、もちろん、日本全国のことを考えれば、やはり肉、畜産の方々をどうやって守つていくかは非常に重要なところなんですが、私は、消費者として、では、牛タンを食べようかなと思つたときに、もしオーストラリア産なりアメリカ産なりの牛タンの価格がちょっと安くなつたなどいうと、これは消費者的

には単純にうれしいだらうというようなどころになつてくるわけです。

そうすると、これはまた三月二十六日の新聞に書いてあつたことなので、報道ですから、どこまでがそのなかわかりませんが、オーストラリアのFTA委員会のハート会長が、牛肉といつても、日本産とオーストラリア産では競合しないんだ、だから、仮に関税を引き下げるというようなことになつても、それは日本の消費者のためになるんじゃないかといふようなことをおつしやつてゐるわけです。

値段については、先ほどおつしやつていただいたおり、大体百円前後くらいの差がついている。その記事には、ちょっとおもしろいなと思ったのですが、眞実かどうかわかりませんけれども、輸入業者さんの中には、結局、そいつた価格差ができるいて、ある程度のみ分けができるが、ゆえに、実際、関税なるものが日本の生産者を守つてゐるのかどうかがよくわからないというようないふべきで、なんですかね。それが、ちょっとおつしやつております。

これは通告をしていないので、もしよろしければなんですかね。こういう論調もあるというところを政府の方でどのように受けとめられていました。そこを政府の方でどのように受けとめられていました。たんだですが、もし可能でしたら、御答弁をいただけないかと思います。

○佐藤政府参考人 先ほど先生にお答えいたしましたように、我が国の肉用牛の構造でございますが、一番品質のいいものでありますと、これは二十四年度の平均的な価格でございますが、卸値でございますが、キログラム当たり、去勢牛で千七百四十一円という価格になつておりますと、その次に、F₁といふ、ホルスタインと黒毛をかけ合わせました交雑種でございますが、これが千円程度となつております。

その下に、先ほど申し上げましたホルスタインの雄がございまして、これが六百八十五円といつたことに相なつていまして、それとオーストラリア産というものが大体競合しておりますのです

から、この乳雄との競合といったことについて、今後非常に注意深く見ていく必要があるというふうに今考えていところでございます。

○林(宙)委員 もちろん、日本全体のことを考えれば、消費者のことも大事ですし、生産者のことも大事ですし、そのバランスで政治というのは進んでいくんでしょうか。私は、もう少し詳しく思いますが、今、いわゆるホルスタインという肉、雄になりますが、肉牛といふのは切り分けることはなかなか難しいかも知れませんが、その品種の肉牛に関しての生産額といふのは実際にどのくらいあると見積もられてゐるんでしょう。

○佐藤政府参考人 肉用牛につきまして、和牛、乳用種等の品種ごとに区分した生産額の統計データはございませんが、品種別の牛肉生産量、枝肉重量でございますが、この統計がござります。これに食肉中央卸売市場の枝肉価格の年度平均を乗じることによりまして生産額を算出いたしますと、乳用種の牛肉につきましては、七百二十四億円といつたような生産額に相なるところでございます。

一方で、肉用牛を扱つてゐる畜産家は一千三百戸ぐらいあるんだというふうに事前にお伺いしました。今七百二十四億円ほどの生産額であるといふことです。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

したように、我が国の肉用牛の構造でございますが、一番品質のいいものでありますと、これは二十四年度の平均的な価格でございますが、卸値でございますが、キログラム当たり、去勢牛で千七百四十一円という価格になつておりますと、その次に、F₁といふ、ホルスタインと黒毛をかけ合わせました交雑種でございますが、これが千円程度となつております。

先ほど岩永委員は、食料自給率といふところのお話と、それから自給力といふことでお話し下さいました。しかし、私は、この食料自給力といふのが、恐らく、私がいろいろと報道等々を拝見していく中で理解をするのは、実際に日本がどういつた作物をどのぐらいくる力があるのかというようなことなんだろうなというふうには思つております。

しかししながら、やはりまだ漠然としていて、一体これで何を目指したいのかというのもまだまだ把握できかねるところがありますので、ちょっとそのあたり、定義というものが決まつてゐるのかとか、今どういった要素が考えられるのかとか、そういうふうなことをお伺いしたいなと思います。

○小里大臣政務官 食料自給率とは、例えば、農地、農業用水といった農業資源、そして担い手、あるいは農業技術といったものによつて構成をさ

れます。すなわち、食料の潜在的な供給能力とうことが言えようと思ひます。

ちなみに、食料供給力といえば、この食料自給

力に、備蓄、そしてまた輸入力を加えたものであ

ります。

特に、紛争とか異常気象等によりまして輸入が途絶えたような場合においては、この食料自給力が物を言つていくわけあります。そのため、こういった農業資源、担い手、あるいはまた農業技術、これを確保するという政策目的を持つて各種施策を展開しているということです。

○林(宙)委員 丁寧に御説明いただきました。ありがとうございます。

もう一つ、それに関してちょっと追加で聞かせていただきたいなどということでお伺いしたいんです。

今のお説明はそのとおりで、私はいいことなんだと思います。

これも報道ベースのお話で、例えば、自給力の議論の中で、食料・農業・農村政策審議会というところで議論されている中で、JA全中の会長さん、この自給力というのをこれから具体化していくに向けては、政務官おっしゃるとおりで、どれだけの農地が必要で、担い手もどう確保すべきか、そういう視点で今後の目標を打ち出していくましょうというようなことを御指摘されているわけです。

そこから考へると、私は、たしか去年の臨時国

会のときだったと思うんですが、将来にわたって、それが十年後でも二十年後でもいいんですが、農地がこの日本という国にどのくらいあるべきなんだというビジョンはありますかといった趣旨の質問をさせていただいたことがあります。

そのときは、たしか、明確にはこうだというこ

と答えられないけれどもどういうような感じのお話だったのですから、なかなか難しいことだと思います。

ただ一方で、あのとき私が質問した趣旨は、これから大規模化というのを進めていく、当然、大

規格化には平たんな土地が大変有利である、一方

で、私が見てきた広い水田の平たんな地というの

ほとんど宅地化されていくところが多い

ことですよ、それはやはり将来的なビジョンを持つて

いないと、何か気がついたら、思つていた以上に

宅地化が進んじゃって後戻りできなくなつたと

か、そんなことになつたらどうするんでしようか

というような趣旨でお話を聞いたんです。

ちよつと話は長くなりましたが、要は、私がそ

のとき、ビジョンを教えてくださいと言つた。そ

のとき、ちよつと難しいけれどもと言いつも、

こういった形で、食料自給力というのは、もしか

して、将来、やはりこのぐらい農地が必要で、担

い手はこのぐらい必要で、というようなことを具体的に想定していく作業だ、そういう一部だと思つてもよろしいのかなというふうに思つていてるんで

ですが、政務官、これははどうでしょうか。

○小里大臣政務官 食料自給力というものは、いざというときには、既に備えてるものだと申し上げたわけであります。が、仮に、今確保されている農地を前提

に考えた場合に、もし何らかの理由で輸入が途絶えた場合に使われる農地、これを表作も裏作も全部

使って、熱効率のいい芋を主体にして作付をした場合に初めて国民一人一日当たりに必要な二千キロカロリーを何とか賄うことができるかなといふ

ことあります。言いかえれば、これ以上農地

はなかなか減らせないね、そういう状況にあるこ

とはまず念頭に置いていただきたいと思います。

同時にまた、担い手も同様であります。これらから担い手も、高齢化とともに相当減っていくと思われますけれども、これに対しても、特に新規就農を今の倍のペースで持つていいというこ

と思つています。

農業従事者を何とか九十万人ぐらいは確保してい

きたいという試算は存在するところであります。

○林(宙)委員 今御答弁の中で、逆に言うと、こ

れ以上は農地を減らせないよねというようなス

テージなんだという趣旨のお話をだつたと思うんで

すが、農地をどういうふうにどのくらい保全して

いくべきなのかということは、結構クリティカル

といふか、本当に重要なことだと思うんです。

そんな話をしている間に、実は、私の地元で、

これがいいとか悪いとかという話じゃないんですね

よ、今度物すごく大きいショッピングセンターが

またできるということになりました。それはどこ

に建つかというと、田んぼを潰すんです。水田を

潰します。結構な大きさのものができるそういうの

で、ああ、ここから今度は米がとれなくなるんだ

など思うだけで、やはりちよつと悲しいものがあ

りますよね。

そういうことを考えてみると、確かに、そこの

手はこのぐらい必要で、というようなことを具体的に想定していく作業だ、そういう一部だと思つてもよろしいのかなというふうに思つていてるんで

ですが、政務官、これははどうでしょうか。

○小里大臣政務官 食料自給力というものは、いざ

いうときには、既に備えてるものだと申し上げたわけであります。が、仮に、今確保されている農地を前提

に考えた場合に、もし何らかの理由で輸入が途絶えた場合に使われる農地、これを表作も裏作も全部

使って、熱効率のいい芋を主体にして作付をした場合に初めて国民一人一日当たりに必要な二千キロカロリーを何とか賄うことができるかなといふ

ことあります。言いかえれば、これ以上農地

はなかなか減らせないね、そういう状況にあるこ

とはまず念頭に置いていただきたいと思います。

同時にまた、担い手も同様であります。これら

から担い手も、高齢化とともに相当減っていくと思われますけれども、これに対しても、特に新規就農を今の倍のペースで持つていいというこ

と思つています。

農業従事者を何とか九十万人ぐらいは確保してい

きたいという試算は存在するところであります。

○林(宙)委員 今御答弁の中で、逆に言うと、こ

れ以上は農地を減らせないよねというようなス

テージなんだという趣旨のお話をだつたと思うんで

すが、農地をどういうふうにどのくらい保全して

いう話になると、今度、輸入がどのぐらいできるのかとか、そういう要素も入りますよということでした。まさにその輸入なんです。輸入をするときに、当然、外国産と日本産というのは、全く品質が似ているものもありますし、そうじやないものもある。そうじやないものの筆頭は何だと

いつら、私は米だと思っています。

きょうお配りした資料が、済みません、最後の

五分を切つてからようやく資料を登場させていた

だくという形になりますが、米ですね。

きょうは、これがいいとか悪いとか言うつもりはないんです。ただ、データとしてどう見たらいいのかなということなんですか、一応、国

に建つかというと、田んぼを潰すんです。

きょうお配りした資料が、済みません、最後の

五分を切つてからようやく資料を登場させていた

だくという形になりますが、米ですね。

きょうは、これがいいとか悪いとか言うつもりはないんです。ただ、データとしてどう見たらいいのかなということなんですか、一応、国

に建つかというと、田んぼを潰すんです。

きょうお配りした資料が、済みません、最後の

五分を切つてからようやく資料を登場させていた

だくという形になりますが、米ですね。

きょうは、これがいいとか悪いとか言うつもりはないんです。ただ、データとしてどう見たらいいのかな

ことなんですか、一応、国

に建つかというと、田んぼを潰すんです。

きょうお配りした資料が、済みません、最後の

五分を切つてからようやく資料を登場させていた

だくという形になりますが、米ですね。

す。

ちなみに申し上げますと、平成五年の不作のときには、タイ産米を大量に輸入いたしました。そのときに、長粒種といったことを市場に出したわけですが、なかなか消化といったものが、ござりますが、なかなか消化といつたものが、ござります。

○林(宙)委員

そういう前提でいきますと、これはちょっと最後の質問になるかと思うんですが、六十七円とか六十円とかという価格群の米の上に、百六十とか五百十五と書いてあるものがあるんです。中国産とか米国産のウルチ精米・短粒種といふものの価格なんですが、これは何だという、いわゆるSBSと言われているものです。毎年およそ十万トン輸入しているのですね。

これは、ウルグアイ・ラウンドのときに輸入を義務づけられたミニマムアクセス米のうちの一部という事になると思うんですが、これが実は用途としてどういうものに使われているかというと、日本国内だと外食産業の主食用米に使われているということなんです。主食用米といつても、どういった使われ方がというのはここでは言いませんが、ただ、外食産業で日本の米と遜色ないような形で使われているという意味では、済みません。通告を一つ飛ばしましたが、識者によつては、そういう価格差を外と中で比較するときは、品質のことを考慮すると、むしろSBSのものの方が的確なんじゃないかと。

要は、これを輸入する商社なんかも、この品質

だったら日本の米と同じように扱つてよいんだないか、値段等いろいろ比べなきやいけないんですけれども。そういう意味で輸入していくので、いろいろな輸入に際する輸送コストとかがこここの価格には全部入っていますから、日本国内で米がどういうふうに競合するのかという前提に立つたときは、むしろこっちの方の値段を考えた方がいいんじゃないですかというような考え方があります。

○江藤副大臣 載つております、今週が山だともかな

す。

最後になりますが、政府としては、こういう見解がありますよということに関してはどのようにお考えなのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

○江藤副大臣 お答えをさせていただきます。

御存じのとおり、七十七万トンのうち十万トン、御指摘をいたいたとおりです。十万トンについては主食ですけれども、いわゆる外食で、吉野家さんとかそういうところで使われているわけでありますけれども、現実には、分母と言われる、日本の米の需要は大体約八百万トン、その中に十万トンでありますので、これをやりますと、御存じかもしれません、このSBSの部分については、輸入業者と国内実需者がペアで国の入札に参加をして、国と輸入業者、実需者が三者間で特別売買契約を結ぶということになつてきます。そういうことになると、現実問題何が起ころかといふと、輸出側から見ると、日本の米価をにらんで価格が設定されるということになりますので、こういうことになつていています。

ます。

結果として、例えば関税を撤廃した場合の輸入価格としてSBS方式をこれに用いると、十万トンしかないのでありますから、これは比較対象として適切ではないのではないかというのが我々の考え方であります。

○林(宙)委員 ありがとうございます。

そのあたりについても、またちょっとと詳細につけては改めてお伺いをさせていただきたいといふことにいたしまして、きょうの質問を終わらせて

いただきます。
○坂本委員長 次に、畠浩治君。
まあ、日豪EPA交渉についてお伺いしたいと思ひます。

思います。

日豪EPA交渉、これは最近、新聞にもかなり

り言われているようですが、要は、どういう交渉の方針と状況によってやつているのかということなんですか。

新聞報道を見ると、当然といえば当然なんですが、日本側は一定の影響の少ないような、恐らく牛肉なんでしょうか。この関税を下げるという方針じゃないかと。報道によると、今三九・八%でしたでしようか、それを約半分の二〇%という議論もあるという声もありまして、折り合うといえ、この関税の率を下げるということは確かに想定されるわけです。

そこも含めて、答えられる部分と答えられない部分については、輸入業者と国内実需者がペアで国と輸入業者、実需者が三者間で特別売買契約を結ぶことになります。そういうことになると、現実問題何が、交渉の方針と交渉の状況について、まずお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 日豪EPAでございますが、平成十九年に開始して以来、衆參農林水産委員会の国会決議を踏まえまして、双方に利益となる協定を実現すべく、公式会合を含むさまざまレベル、事務レベルも含めて協議を重ねてきたところあります。

三月二十六日には、この委員会の御配慮もいただいて、豪州のロブ貿易・投資大臣と会談を行いました。去年の五月にも、実は当時のエマーソン大臣とともに、あれはOECDの閣僚理事会だつたと思いますが、その参加の機会を捉えて協議を行つたわけでござります。

先週の三月二十六日には、今のロブ大臣とも会談を行つて、日豪EPA交渉における農産品市場アクセスについても意見交換を行いましたが、引き続き、協議を継続するということになりました。

具体的な協議内容は、交渉が継続中でござりますので、なかなか申し上げることはできないわけですが、引き続き、この決議を踏まえて、真剣に交渉に取り組んでいきたい、こういうふうに思つております。

○畠委員 決議を踏まえて、引き続きということ

ればTPPと似たようなことを書いて、表現が微妙に違うんです。米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目が、除外又は再協議の対象となるよう」と書いてあります。

仮に幾分でも関税が引き下げられた場合には、この「除外又は再協議の対象となるよう」というのはどうなるんでしょうか。仮に関税が下げられた場合とすることあります。

○林国務大臣 これは何度かTPPの方でもお話をしているわけで、決議とも関係しているわけでござりますが、基本的に、決議というのは、この農林水産委員会で御決議をいたいておりますので、この決議の中身、文章の意味するところ等々について、我々が解釈を申し上げるのは適當ではない、こういうふうに考えております。

○畠委員 そこは、実は内閣官房の資料にも、以前どこかの委員会で、予算委員会ですか、議論したことがあるんですが、内閣官房の資料だと、除外または再協議というのは手を触れないというような趣旨のことが書いてあります。であれば、そこはかなり国会決議も厳しい書き方をしたなど今になつて思うんですけど、関税引き下げでここに抵触しないかどうかというのは、非常に微妙な問題というか、解釈をはらむのだと私は思います。

ちなみに、日豪EPAで、まさに痛みのない程度というか、差し支えのない程度で関税を下げるという交渉を仮にしたとすれば、それはアメリカとのTPPの交渉に対するいろいろな作戦の一環もあるんだろうと確かに思います。

米国は、御存じのとおり、まさに関税の撤廃を求めており、さまざまなタフネゴシエーターの態度で交渉に臨んでいますので、他の国を味方につけるという意味では、日豪EPAでそういうふうな方針でやるということは、これは決議との関係は別とすれば、それはそれであるのかもしれない。

これで、日豪EPA交渉でどういう内容になる

<p>かというのは予断を許さなくて、関税引き下げで決着するかどうかというのは、そこを前提にするわけにはいきませんが、いずれにても、農産物の向こうの要求も踏まえて、クリアした形で、仮に、決着するトスレバするわけです。</p> <p>その場合、日豪EPAの交渉で決着したとすれば、関税撤廃をぎりぎり求めている米国とのTPPの協議にどのような影響があるのか、お伺いします。</p>
<p>○林國務大臣 先ほど申し上げましたように、日豪EPA交渉は二〇〇七年から交渉が開始されています。一方、TPP交渉は二〇一〇年から交渉が開始されて、二〇一三年から我が国が参加をしたということでございましたして、基本的に別の交渉である、こういうことでございます。</p> <p>仮に、そういうことでございましたので、仮に日豪EPA交渉でどのような合意がなされようとも、TPP交渉においては、交渉参加国である日本以外の十カ国、豪州も含めて十カ国でございますが、それぞれ合意に至る必要がある、こういうことでございますので、日豪EPAで何らかの合意がなされた場合に、それがTPP交渉にどういう影響を及ぼすかということは、あらかじめ申し上げることはなかなか難しいのではないか、こういうふうに思っております。</p> <p>○畠委員 大臣、先週の記者会見だと思ひますが、EPA交渉の妥結がTPPにも何かいい影響があるとおっしゃったような、ちょっとそういう記憶がありまして、そこは一概には言えないといふことですが、いい影響なのか悪い影響なのか、率直にどうお考えになっているか、ちょっと感触をお伺いしたいと思います。</p> <p>○林國務大臣 会見のときは、質問が、安倍政権全体の通商戦略の中でこの日豪EPAというのはどういうふうに位置づけられるとお感じになつてゐるでしょうか、こういうことでございました。したがつて、私がそういう趣旨のことを申し上げた意味は、いろいろなFTA交渉を同時に交渉しております、日本とEU、それからRCに今やつております。</p>
<p>EPA、TPP、日豪と。</p>
<p>したがつて、先に一つが進むということは、全体が、ある意味では、そういう交渉に弾みがつくことがあります。しかし、公開したがゆえに、これは批判ですが、直前ぎりぎりでだめになつたという批判もあって、だから今TPPのようなことになつていてるという反論もあるんです。</p> <p>そこは、TPPみたいなマルチとEPAの場合もまた違いますし、一律で秘密にするということはいかがかと私は思っていますので、そこでの交渉の信頼関係、あるいは交渉上不利になる場合が含め、いわゆる外交交渉においては、相手国あるいは内容、こういったものについては、相手国に上がったように、どういう影響が出るかというのはなかなか一概に申し上げるのは困難であろう、こななかなか残念であります。</p> <p>以前、TPP交渉で、私は、組める国、仲間にいる国があるのか、仲間を見つけないと、アメリカとバイでやっていくて、なかなか厳しいのではないかといふことを申し上げたことがあります。</p> <p>さはさりながら、関税を引き下げることがいいとは私も言えないんですが、交渉の中で、そこは折り合える中でやつて、アメリカに対して対抗できるような仕組みができればそれはそれでいいと思いますが、そこの交渉というのをどのようにしつかりやつていただかくかということだと思います。</p> <p>ちなみに、今議論をしていて、交渉方針があるのでなかなかこれは言えないというのは恐らく日本の論理だと思いますが、いつもこういう国際交渉の議論をしていて隔靴搔痒だと思うのは、なかなか交渉の方針は明かせません、あるいは状況を話せませんということなわけであります。これは、TPPなら守秘義務があるということで、国際的な関係などということはわかります。EPA、FTAは、恐らく守秘義務や秘密保持条項はかかるべきですね。経済的な連携協定というのは、国家の安全保障の条約と違つて、おのずからその出し方というのを違つただろうと思います。</p>
<p>一生懸命情報公開をしていると言いますが、私に言わせれば、していいと思います。</p>
<p>そういうことで、今までいろいろ不満もあるし、きょうの午前中、村上議員の話にもありますように、FTAでもEPAでも話さないというのは、ちょっと私もいかがかなと思つています。そういう観点から、これは本筋じやないんです。</p> <p>○林國務大臣 きょうは、どなたもこれを聞いていただけないので、少し寂しい思いをしておりましたが、ありがとうございます。</p> <p>昨日ですが、I.C.J.、国際司法裁判所で、日本と豪州の間の南極における捕鯨訴訟、これはニュージーランドが後ほど参加をしておりますが、この</p>

判決が言い渡されました。

I C J が、第二期南極海鯨類捕獲調査は、国際捕鯨取締条約第八条一項の規定の範囲ではおさまらないと判示をしております。このことは大変残念であつて、深く失望している、こうなっています。

しかしながら、日本は、国際社会の基礎である

国際法秩序及び法の支配を重視する国家として、この判決には従うということです。

今後の具体的な対応については、これは随分大部の判決でございまして、まだ現地に行つているチームが帰つておませんので、帰つてきて内容を慎重に精査した上で今後の対応を検討していく

たい、こういうふうに思つております。

○畠委員 ありがとうございました。

調査捕鯨の範囲におさまるにはどうなことを改善してやれば認められるのかという検討も恐らく必要になると思いますし、あるいは調査捕鯨から仮に撤退する場合でも、もちろん、鯨は食べられない、全くとれないことはなくて、調査捕鯨ではなくて、ノルウェーとかあの辺の、沿岸でやつてある国もあります。

それが条約に合つてゐるかどうかは別として、そういうやり方を含めて、日本人が食べる分を沿岸でとれるような枠組みを、調査捕鯨ということではなく、やつていくのか、いろいろ考え方があるのだろうと思うので、引き続き、十分な検討をよろしくお願ひしたいと思います。

それで、本論の水産資源のあり方検討会についてお伺いします。

水産庁で水産資源のあり方検討会が始まつたと、いうことを報道で読みました。これについて、今このようないかだめの検討会をなぜ開催することになつたのか、これはどういうふうな検討の取りまとめの方性を考えでおられるのか、お伺いします。

○林国務大臣 水産日本の復活を果たすために、世界三大漁場の一つと言われる我が国の周辺水域の恵まれた漁場環境を生かしながら、水産資源の適切な管理を通じて、資源の回復、よつてもつて

生産量の維持増大を実現することが緊要な課題だ

と思つております。

我が国の周辺水域においては、四割の水産資源が低位水準ということになつております。中でも、最近話題になつておりますが、クロマグロ、スケトウダラ、それからトラフグも著しく悪化している資源ということがなつております。

このために、水産庁内に有識者から成る資源管理のあり方検討会を設置しまして、現行の資源管理の現状と課題についてまずレビューを行つて、クロマグロなど資源が悪化している魚種については、具体的に魚種ごとに取り上げまして議論を進めたい、こういうふうに思つております。

今後、精力的に検討を行つていただき、六月をめどに取りまとめを行いたい、こういうふうに考えておりまして、この取りまとめを踏まえて、将来に向けた水産資源の持続的な利用の実現に向けて努力をしたい、こういうふうに思つております。

○畠委員 まさに漁業も、目先の漁獲高の推移に一喜一憂するのではなくて、中長期の観点が必要だと私も思つておりました。

農業とか林業というのは、割とそういう視点、農業とか林業長は割とそういう視点、農業とか林業長は割り当てたところがなかなか一般的には行いにくい環境でございます。それから、水揚げをする港も非常に数が多いということで、水揚げの量を個人別に割り振つたものをどのように管理するか、このような課題もあるところでございます。

一部には、T A C を個別に割り当ててている事例もございます。

我が国で、どのような形で I Q 、いわゆる個別の割り当てを実施するか、こうなることも含めて資源管理の検討会で議論をしてまいりたいと考えてゐるところでございます。

○畠委員 いろいろ実務的に難しいことがある、そういうお話をどううと思ふんです。

日本の今の漁業管理の方法というのは、海区調整をして、海区を決めて、そこですみ分けるとか、あるいは船のトン数制限で漁獲量を決めるとか、あと、漁業団体の自ら規制ですか、そういうのを組み合わせながらしていくことだと思います

とをぜひとも期待したいと思います。

その際に思ひますのは、漁業の資源管理の方法です。よく言われるのは、日本は個別 T A C をつけていないということでありまして、海外の科学的な漁業管理とは違うといふことが言つております。

漁業の資源の持続的維持の觀点からは、日本の制度は制度でいろいろやつてゐるのは知つておりますが、これはこれで、きちっとやるのはかなり

合理的だと私は思つております。なぜ個別 T A C 制をとられてこなかつたのか、その点を伺いたい

いと思います。

○本川政府参考人 T A C という、魚をとる量を割り振るというようなことで設定をして取り組んでおります。漁業許可制度に加えて、七魚種につ

いては T A C を設定して取り組んでおるところでございます。

ただ、いかんせん、我が國の場合、漁業者の数も船も非常に多い、それから、温帶地域でございまして、魚の種類も非常に多いということで、個別の漁業者ごとに、あるいは船ごとに T A C を

割り当てるということがなかなか一般的には行いにくい環境でございます。それから、水揚げをする港も非常に数が多いということで、水揚げの量を個人別に割り振つたものをどのように管理する

か、このような課題もあるところでございます。

一部には、T A C を個別に割り当ててている事例もございます。

我が国で、どのような形で I Q 、いわゆる個別の割り当てを実施するか、こうなることも含めて資源管理の検討会で議論をしてまいりたいと考えてゐるところでございます。

○本川政府参考人 先ほども申し上げましたが、我が国は漁業管理につきましては、基本的に、まずは漁業許可制度というのを設けております。そ

の上、漁業許可制度に基づいて船の数があるとかトン数、基本的な規制を設けた上で、漁獲可能量、T A C 、こういうものを魚種によっては割り振るような形で公的管理を行つております。

それに加えまして、資源管理・収入安定対策という経営の下支え対策を裏打ちといたします。

幅広い漁業者の参画を得て、計画的な資源管理を実施しているということがあります。

この計画的な資源管理につきましては、それを守つていただいた方には一定の収入安定対策の適用を差し上げるといったようなことで一定の効果が上がつておると思っておりまして、例えば太平洋のマサバ資源でございますと、二〇〇三年にこ

ういう自主的な管理計画を定めて資源回復に取り組んだところ、最近は劇的に改善をしてきており、このような例も見られるようになつてきているところでございます。

○畠委員 そこが日本はうまくいっているといふのは、いろいろデータで見ると、私は必ずしもそうじやないんじやないかといふように見ておりま

別に、とり方の規制もちょっと不十分な部分もあるんですが、そういうことも言われます。あるいは、漁業団体による、漁協なんかの自主規制についても、漁協の有力者のとつてゐる漁法に配慮して偏つたことになつてしまつというか、違う立場の人からはそういう不満があるわけです。

結局、何となく透明ではないし、見直しも適切に行われないし、大きいところにはいいけれども、沿岸漁業者には冷たいという不満も聞かれる、そこをできるだけ透明化していくことが必要だと思ふんです。私は、個別 T A C というのを必要だと思ふんです。

ただ、やはり透明度が低いと、漁業者には冷たいという不満もあるわけですね。

○本川政府参考人 まさに、従来の規制方法の限界があると

思ふんですが、現行のやり方に対する評価と、現行のやり方で十分と思っているのか、そこをお伺いしたいと思います。

ちなみに、従来の規制方法の限界があると

思ふんですが、現行のやり方に対する評価と、現行のやり方で十分と思っているのか、そこをお伺いしたいと思います。

○本川政府参考人 先ほども申し上げましたが、我が国は漁業管理につきましては、基本的に、ま

ずは漁業許可制度というのを設けております。そ

の上、漁業許可制度に基づいて船の数があるとかトン数、基本的な規制を設けた上で、漁獲可能量、T A C 、こういうものを魚種によっては割り振るような形で公的管理を行つております。

それに加えまして、資源管理・収入安定対策といふのを裏打ちといたします。

幅広い漁業者の参画を得て、計画的な資源管理を実施しているということがあります。

この計画的な資源管理につきましては、それを守つていただいた方には一定の収入安定対策の適用を差し上げるといったようなことで一定の効果が上がつておると思っておりまして、例えば太平

洋のマサバ資源でございますと、二〇〇三年にこ

ういう自主的な管理計画を定めて資源回復に取り組んだところ、最近は劇的に改善をしてきており、このような例も見られるようになつてきているところでございます。

○畠委員 そこが日本はうまくいっているといふのは、いろいろデータで見ると、私は必ずしも

まあ違反ですけれども、そういうこともあります。岩手は、眞面目な南部人、岩手人だと言われますが、眞面目に守つてゐるけれども、周辺の海から来て根こそぎとられてしまう、これも

不満の声を聞いたり、あるいは我々が稚魚を放流して、十分大きくなる前にとられるとか、これも

すが、ちなみに、ここは事実をお答えいただきたいのですが、日本と米国とノルウェー、アイスランドでは増加をしている、そのような傾向でございます。

○本川政府参考人 この四、五年は別として、さらに前から、一九八〇年代半ばからると、実はデータ的には、日本だけひとり負けなんですね。養殖は日本もほぼ横ばいがありますが、天然が激減していって、諸外国はトータルではそんなに減つてないというか、まあ日本だけが事実としては、データ的には減っているような形です。

私は、これを見ると、日本の漁業の政策が必ずしもよくなかったというか失敗だった部分もあると思います。日本は、海で囲まれている海洋資源の国だと言わながら、なぜ魚を食べなくなつたのか、そもそも魚がそれなくなつたのか、ここに問題意識を大きく持つておられるところであります。

天然物を、要は持続的な形で育てながらとていうことは必要なんですが、そうは言つても、結局個別の管理をしていかないと、種苗を放流しても小さいところでとられてしまつたりして育たない。大きくしてからなるならば、とり放題といふか、先取りのメリットを防がなきやいかな。そこで、個別の割り当てというのが必要で、つくり育てる漁業ということと結びつけていかなきやいけないのであります。

そういう意味で、今のやり方がいいのかどうかということは問題だと思つておられますし、また、結局、種苗放流で対応しているといつても、その

がございますが、日本と米国とノルウェー、アイスランド、カナダ、こういったところの漁獲量について、ここ最近五年ぐらい、二〇〇八年から二〇一二年で比べてみると、日本、ノルウェー、カナダでは減少傾向にございます。逆に、米国、アイスランドでは増加をしている、そのような傾向でございます。

○畠委員 この四、五年は別として、さらに前から、一九八〇年代半ばからると、実はデータ的には、日本だけひとり負けなんですね。養殖は日本もほぼ横ばいがありますが、天然が激減していって、諸外国はトータルではそんなに減つてないといふか、まあ日本だけが事実としては、データ的には減っているような形です。

私は、これを見ると、日本の漁業の政策が必ずしもよくなかったというか失敗だった部分もあると思います。日本は、海で囲まれている海洋資源の国だと言わながら、なぜ魚を食べなくなつたのか、そもそも魚がそれなくなつたのか、ここに問題意識を大きく持つておられるところであります。

天然物を、要は持続的な形で育てながらとていうことは必要なんですが、そうは言つても、結

がつているのかどうか、お伺いします。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕

○本川政府参考人 先ほども申し上げましたが、大臣からもおっしゃっていましたが、AOCとは言いませんが、今より厳格な方向での漁業資源管理の方法というのは議論される俎上に上がつておるのを伺つて、改めてお伺いしますが、内容について予断を持つてはいけないと思うんですが、漁業管理、TACとは言いませんが、今より厳格な方向での漁業資源管理の方法といふのは議論される俎上に上がつておるのを伺つて、改めてお伺いします。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕

○本川政府参考人 先ほども申し上げましたが、斯akeトウダラの資源でありますとかトラフグの資源あるいはクロマグロの資源、こういうものについて、どのような形とすればこれを回復傾向に持つておられるか、それをさらにふやしていけるかといったような議論を基本的にはしてまいりたいと思つております。

その中で、例えば、管理方法としてどのような形が適切なのか。それは、議員御指摘のI.Q制度を個別にそういう魚種ごとに試験的に導入することも含めて、私どもとしては検討対象に加えて、議論していくことを考えておるところでございます。

○畠委員 よろしく御検討をお願いいたします。

それでは、残った時間で、あしたから法案審議が始まります。ちょっとその関係のものを、法案そのものじゃないですが、一問お伺いしておきたいと思います。

日本型直接払いなんですが、私は、直接支払いという用語の政府の使い方は違和感を持っておりまして、なぜならば、直接支払いというのは、い

たいと思います。

種苗放流が成功しているとは言いがたいのではないか。サケの回帰率もそうですが、放流しても回帰率が低くなつてるとか、どこかでどちらがござりますが、日本と米国とノルウェー、アイスランドでは減少傾向にござります。その原因是、以前委員会で質疑しましたが、中長期のビジョンはしっかりとつくつていただきたいと思います。

改めてお伺いしますが、内容について予断を持つてはいけないと思うんですが、漁業管理、TACとは言いませんが、今より厳格な方向での漁業資源管理の方法といふのは議論される俎上に上がつておるのを伺つて、改めてお伺いします。

〔委員長退席、齋藤(健)委員長代理着席〕

○本川政府参考人 先ほども申し上げましたが、大臣からもおっしゃっていましたが、スケトウダラの資源でありますとかトラフグの資源あるいはクロマグロの資源、こういうものについて、どのような形とすればこれを回復傾向に持つておられるか、それをさらにふやしていけるかといったような議論を基本的にはしてまいりたいと思つております。

その中で、例えば、管理方法としてどのような形が適切なのか。それは、議員御指摘のI.Q制度を個別にそういう魚種ごとに試験的に導入することも含めて、私どもとしては検討対象に加えて、議論していくことを考えておるところでございます。

○江藤副大臣 畠先生の御意見は、私個人としても一部受けとめる部分はあります。地元に帰れば、質問を受けないことはありません。

概論的なことを申し上げて申しわけないんですけれども、もう先生よく御存じのことですから、農業者に対する支援策として、関税の設定などで農業者を間接的に支援するのが価格支持、これに対しまして、補助金を支払つて農業者を直接的に支援するものが直払い、こういふうに呼んで、もちろん、農水省にいらっしゃいましたからよく御存じのことだと思います。諸外国においても、従来から、価格支持の代替措置としてだけではなくて、農業環境支払い、条件不利地域など、直接支払いの政策的手法として用いられている。

さ後に申し上げれば、我々の時代から、平成の時代から、中山間地直接支払いというものは定着しているわけでございますが、今回も確

わゆるEU型も含めて、農産物の価格支持政策はやめなくて、ある程度あつてもいいんですが、競争させていくと、やはり価格下落が起こるわけです。その価格下落の部分の所得減少分の一一定部分を補填するというものだなど理解しております。ただ一方、日本型直接支払いというのは、農地を農地として維持するということで、原則、集落に対して支払うという仕組みになっております。集落からは、もちろん手間賃で行くことはあるんですけど、受け手は集落である。全くその性質が、從来の欧米も含めて、想定されているものとは違う。直接支払いというのは、まさに個々の経営者なり農家に行くものだらうと思います。

なぜ、ここで直接支払いという用語を用いたのか。減反の廃止も、ちょっと不正確な表現で、いろいろ、両方の立場の人から議論と批判はあったところですが、これも不正確な表現で、国民をミスリードさせるものではないかと私は問題意識を持っていますが、そのところをいかがお考えで下さい。

○江藤副大臣 畠先生の御意見は、私個人としても一部受けとめる部分はあります。地元に帰れば、質問を受けないことはありません。

概論的なことを申し上げて申しわけないんですけれども、もう先生よく御存じのことですから、農業者に対する支援策として、関税の設定などで農業者を間接的に支援するのが価格支持、これに対しまして、補助金を支払つて農業者を直接的に支援するものが直払い、こういふうに呼んで、もちろん、農水省にいらっしゃいましたからよく御存じのことだと思います。諸外国においても、従来から、価格支持の代替措置としてだけではなくて、農業環境支払い、条件不利地域など、直接支払いの政策的手法として用いられている。

さ後に申し上げれば、我々の時代から、平成の時代から、中山間地直接支払いというものは定着しているわけでございますが、今回も確

かに、個人に支払われるわけじゃなくて、基本的に集団に支払われるものであります。ある程度の面積要件が整つていれば、集団でなくとも支払う場合もありますけれども、基本的に集落に対する支払うんです。

そして、我々は農家の所得に着目して政策を組んでおりますので、先生もちょっと今触れていただいたように、日当として支払う場合もあるでしょうし、本来であれば農家が自己負担しなければならない部分を、いわゆる支払うことによって農家の手出し分が減るというようなことに着目をして、EU型とは違うんだということを国民の方々にわかっていただくという意味合いで含めまして、日本型直接支払いという用語を、宮腰部会長、その後、私が部会長で、その後、小里部会長で、長い時間をかけて党内で議論をした結果、選挙の公約としても掲げて、このようにしたところでございます。

〔齋藤(健)委員長代理退席、委員長着席〕

○畠委員 今、中山間地支払いをとつてお話をあります。そして、中山間地直接支払い、二分の一以上でしたか、個人に行くような形に基準がなつていて、その議論をすると、恐らく手間賃としてたまたま行いと、そういう形じやなくて、そのほかの環境支払いとか、個人に行くような形に基準がなつていて、その議論をすると、多くその詰めの議論が必要で、それが個人に行くようになつていて、その辺のところも含めて、どういう基準で個人に行くようになつていて、どういう形じやなくて、そのほかの環境支払いとか、個人に行くような形に基準がなつていて、その辺のところも含めて、直接支払いと言えるかどうかということが出てくるんだろうと思います。

そこがどういう基準でどうなつていくかというのにはあした以降の議論になると思うので、まだ、引き続き議論させていただきたいと思います。本日は終わります。ありがとうございました。

○坂本委員長 次に、内閣提出、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面

的機能の發揮の促進に関する法律案並びに第百八

十三回国会、大串博志君外六名提出、農業者戸別所得補償法案及び大串博志君外六名提出、農地・水等共同活動の促進に関する法律案、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案、環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農

林水産大臣林芳正君。

農業の担い手に対する経営安定のための交付金農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○林務大臣 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の農業、農村の発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の担当部分を担う農業構造を確立し、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、地域の共同活動を通じて農業の有する多面的機能の維持發揮を促進する地域政策を車の両輪として推進していくことが重要となつております。

こうした政策の着実な実施に向け、経営所得安定対策を確立するとともに、日本型直接支払制度を法制化する必要があることから、本一法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

まず、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する法律案についてであります。

第一に、交付金の対象農業者の要件の変更であ

ります。

本法は、農業の担い手の経営安定を図ることを目的としており、対象農業者として、認定農業者及び集落農業組織に加え、農業経営基盤強化促進法に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止することとしております。

第二に、生産条件不利補正交付金の交付基準の変更であります。

対象農産物の生産拡大を図るため、対象農産物の品質及び生産量に応じて交付することを基本としつつ、収穫前に作付面積に応じて内金を支払うこととしております。

次に、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案についてであります。

第一に、基本理念についてであります。

農村における過疎化、高齢化の進行による集落機能の低下など、我が国の農業、農村の現場を取り巻く状況が厳しさを増している中、国民に多くの恵沢をもたらす重要な機能である農業の多面的機能の適切かつ十分な発揮を将来にわたって確保するため、国及び地方公共団体が相互に連携を図りつつ適切な支援を行う必要があり、その際、良好な地域社会の維持及び形成や、農用地の効率的な利用の促進に資する地域の共同活動を活用していくという本法の基本的な考え方を定めております。

第二に、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための具体的な仕組みとして、農業者の組織する団体等による農用地の保全等に必要な施設の機能を保持する取り組み等の内容を、多面的機能発揮促進事業として規定しております。

第三に、これらの取り組みに係る計画制度の創設であります。

○玉木議員 農業者戸別所得補償法案及びいわゆるふるさと維持支払い三法案につき、その提案理由及び内容を説明いたします。

まず、農業者戸別所得補償法案についてであります。

我が国の農業の現状を憂い、民主党を中心とした政権のもとで導入したのが農業者戸別所得補償制度であります。その結果、農業所得が回復傾向に転じ、農家の皆さんからも高い評価を得てきました。

自民党に政権交代した後の一年間も含む四年間、何の変更もなく安定的に続けられてきた農政はほかになかったと思います。猫の日農政からの脱却を図り、農家の予測可能性を高めてきた制度を、政権がかわったからという政局的な理由で変更することは、生産現場に混乱を与えるものであります。この戸別所得補償制度を安定的な制度とするため、昨年六月、今般の法案を提出した次第であります。

第四に、多面的機能発揮促進事業を推進するた

めの措置についてであります。

市町村の認定を受けた事業計画の実施に必要な費用について、国、都道府県及び市町村が補助を行なうことができることを規定するとともに、地域の実情に即して効果的に事業を推進するための農業振興地域の整備についておきます。

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○坂本委員長 次に、提出者玉木雄一郎君。

農業者戸別所得補償法案

農地・水等共同活動の促進に関する法律案

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案

環境保全型農業の促進を図るための交付金の交付に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○玉木議員 農業者戸別所得補償法案及びいわゆるふるさと維持支払い三法案につき、その提案理由及び内容を説明いたします。

まず、農業者戸別所得補償法案についてであります。

我が国の農業の現状を憂い、民主党を中心とした政権のもとで導入したのが農業者戸別所得補償制度であります。その結果、農業所得が回復傾向に転じ、農家の皆さんからも高い評価を得てきました。

自民党に政権交代した後の一年間も含む四年間、何の変更もなく安定的に続けられてきた農政はほかになかったと思います。猫の日農政からの脱却を図り、農家の予測可能性を高めてきた制度を、政権がかわったからという政局的な理由で変更することは、生産現場に混乱を与えるものであります。この戸別所得補償制度を安定的な制度とするため、昨年六月、今般の法案を提出した次第であります。

第四に、多面的機能発揮促進事業を推進するた

めの措置についてであります。

この法律の最大の目的は、恒常的にコスト割れしている米、麦などの生産を行う農業者に対し、そのコスト割れ部分を補填することで、価格のいい面積規模要件を廃止することとしております。

法規に規定する認定就農者を追加するとともに、面積規模要件を廃止することとしております。

案についてであります。

農村集落における共同活動は、農業生産活動を維持し、あわせて多面的機能を維持する上で不可欠であり、共同で行う水路や農道の保有に必要な費用について支援することとしております。

ただし、本法案が政府・与党の日本型直接支払いと大きく異なるのは、私たちの案は、あくまで非農家も含めた共同活動を支援対象とし、農村コミュニティの維持、ふるさとの維持を明確な法目的としていることであります。

これに対し、政府・与党案は、従来の農地・水の制度の中から、農家のみの団体でも交付を受けられる新たな区分を切り出し、日本型直接支払いを創設したとしておりますが、私たちの案では、個々の農家の活動によって発揮される多面的機能の支援については、あくまで戸別所得補償制度などによって行うものと明確な整理をしております。必ずしも個々の農家への直接支払い、つまりダイレクトペイメントになつていい制度を無理

に日本型直接支払いと呼ぶことで、政府・与党案は、生産現場に混乱を与えるとともに、制度や事務を複雑にする可能性が高く、問題があると考えております。

次に、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案についてであります。

中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動は、国土の保全等といった、金銭的には評価しにくい恩恵を国民にもたらしています。しかし、こうした地域での営農継続は他の地域より困難であるため、その生産条件の不利性に着目し、それを補正しようとするのが本法律案の目的であります。

なお、私たちの案では、政府・与党案とは異なり、支援の要件となる条件不利性について、單に傾斜の度合いだけではなく、分散錯闘の状況など連担化の困難性などにも着目し、平地における条件不利地についても交付可能な仕組みとしております。

最後に、環境保全型農業の促進を図るために交

付金の交付に関する法律案であります。これに

ついては、有機農業など自然環境の保全に資する農業を推進するため、その農法の導入に要する費用を補填することとしております。

以上が、これらの法律案の提案の理由及びその内容であります。

私たちは、私たちの理念に基づき、また、三年三ヶ月の与党時代の実績も踏まえ、農家にとって維持の觀点からは、政府・与党案よりもすぐれているとの自信があります。

正々堂々、議論を行つてまいりますので、何ぞ、十分な審議時間を確保していただき、徹底した審議の上、可決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○坂本委員長 これにて各案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十一分散会

とし、イの次に次のように加える。

口 農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者

第二条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 この法律において「生産条件不利補正対象農産物」とは、対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものであつて、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

3 この法律において「収入減少影響緩和対象農産物」とは、対象農産物のうち、収入の減少が農業経営に及ぼす影響を緩和する必要があるものとして政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」のうち、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、「生産条件不利補正対象農産物を生産する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

（交付期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（交付金に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「新法」という。）第二条から第四条までの規定は、平成二十七年度の予算に係る新法第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係るこの法律による改正前の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

この場合において、平成二十七年度の予算に係る新法第四条第一項の交付金についての同項の規定の適用については、同項中「対象農業者」とあるのは、「対象農業者（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する。）」を削り、同号中口をハ

により算定した金額をいう。以下同じ。）を控除して得た」を加え、同条第五項中「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に改め、同条第六項中「又は」を「若しくは」に、「定める」を「定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正する」に、「特定対象農産物」を「生産条件不利補正対象農産物」に、「補てん」を「補填」に改め、同条第七項中「定めよう」を「定め、又は調整額の算定に係る第四項の農林水産省令を制定し、若しくは改正しよう」に改める。

第四条第一項中「対象農産物」を「収入減少影響緩和対象農産物」に、「これによる対象農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、対象農業者（）を「収入減少影響緩和対象農産物を生産する対象農業者（収入減少影響緩和対象農産物に係る）」に改める。

第五条第一項中「特定対象農産物（対象農産物のうち、我が国における標準的な生産費が標準的な販売価格を超えると認められるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）」のうち、我が国における生産条件と外国における生産条件の格差から生ずる不利を補正するため、「生産条件不利補正対象農産物を生産する」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 当該年度における対象農業者の生産条件不利補正対象農産物の作付面積に応じて交付する交付金

（交付期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

（交付金に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（以下「新法」という。）第二条から第四条までの規定は、平成二十七年度の予算に係る新法第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金から適用し、平成二十六年度以前の年度の予算に係るこの法律による改正前の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項各号又は第四条第一項の交付金については、なお従前の例による。

この場合において、平成二十七年度の予算に係る新法第四条第一項の交付金についての同項の規定の適用については、同項中「対象農業者」とあるのは、「対象農業者（農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の一部を改正する。）」を削り、同号中口をハ

削り、同条第二項第一号イ及びロ中「であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの」を削り、同号中口をハ

削り、同条第二項第一号イ及びロ中「であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの」を削り、同号中口をハ

削り、同条第二項第一号イ及びロ中「であつて、その耕作の業務の規模が対象農産物の効率的な生産を図る上で適切なものとして農林水産省令で定める基準に適合するもの」を削り、同号中口をハ

号)による改正前の第二条第二項各号に掲げる要件に該当し、かつ」とする。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平成十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一号中「期間平均生産面積(同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。)」を「作付面積」に改め、同条第二号中「期間平均生産面積」を「作付面積」に改める。

(理由)

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する措置を図るため、対象農業者への認定就農者の追加、生産条件に関する不利を補正するための交付金に係る基準年度の変更等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もつ

て国民生活及び国民経済の安定に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農業の有する多面的機能は、その発揮により国民に多くの恵沢をもたらすものであり、食料その他の農産物の供給の機能と一体のものとして生ずる極めて重要な機能であることを踏まえ、その適切かつ十分な発揮により、将来にわたって国民がその恵沢を享受することができるように、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るための取組に対して、国、都道府県及び市町村が相互に連携を図りながら集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図らなければならない。

2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に当たっては、その発揮に不可欠であり、かつ、地域における貴重な資源である農用地の保全に資する各種の取組が、長年にわたって農業者その他の地域住民による共同活動により培まれ良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動の実施による各種の取組の推進が図られなければならない。

3 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設(これらの施設と一体的に管理することが適当なものとして農林水産省令で定める土地を含む。以下同じ。)の管理に関する事業であつて、次に掲げる活動のいずれかを行うもの

(イ) 当該施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

(ロ) 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めることができる。

5 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

(基本方針)

第六条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業の有する多面的機能の発揮の促進の目標

2 多面的機能発揮促進事業の実施を推進すべき区域の基準

3 次条第一項に規定する促進計画の作成に関する事項

4 前二項に掲げるもののほか、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する事項

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(基本指針)

第三条 この法律において「農業の有する多面的機能」とは、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。

2 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養育の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地をいう。

3 この法律において「多面的機能発揮促進事業」とは、農業の有する多面的機能の発揮の促進を図るために、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者(以下「農業者団体等」と

3 3 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、環境大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣その他関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

6 第六条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)を作成することができる。

2 促進計画においては、次に掲げる事項を定め

準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

実施に必要な助言、指導その他の援助を行ふよう努めるものとする。

第十一条 農業振興地域の整備に関する法律第十一条の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、当該変更に係る土地が認定事業の実施区域(第六条第二項第四号の規定により定められた区域内のものに限る。内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかるとおり同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、当該認定事業の実施期間が満了していることその他の農林水産省令で定める要件を満たす場合に限り、することができる。)

(報告の徴収)

第十四条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者団体等に対して認定事業の実施状況について報告を求めることがある。

(罰則)

第十五条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十二条 都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等(第七条第四項(第八条第四項において準用する場合を含む。)の同意をした相手方であるものに限る。)に対し、当該同意に係る施設の管理の全部又は一部を委託することができること。

2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項の規定による委託について準用する。

この場合において、同条第二項中「国営土地改良事業」とあるのは、「都道府県営土地改良事業」と、「土地改良財産たる土地改良施設(農林水産省令で定める)」とあるのは、「土地改良施設(農業の有する多面的機能の發揮の促進に関する法律第七条第四項(同法第八条第四項において準用する場合を含む。)の同意に係る」と、「準拠して」とあるのは、「準拠するとともに、同法第八条第二項に規定する認定事業計画に記載された同法第七条第三項に規定する当該土地改良施設についての管理に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

第十三条 国及び関係地方公共団体は、認定農業者団体等に対し、認定事業の確実かつ効果的な措置を講ずるものとする。

理由

農業の有する多面的機能の發揮の促進を図るために、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、多面的機能發揮促進事業について、その事業計画の認定、費用の補助、関係法律の特例等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業者戸別所得補償法案

農業者戸別所得補償法(目的)

第一条 この法律は、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能的重要性に鑑み、米穀、麦その他重要な農産物の生産を行う農業者に対するその農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずることにより、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図り、もつて食料自給率の向上に寄与し、あわせて多面的機能(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第二百六号)第三条に規定する多面的機能をいう。)の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「農業者」とは、次に掲げる者をいう。

一 農産物の販売を目的として農業を営む者であつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

二 委託を受けて農作業を行なう組織であつて農林水産省令で定める要件に該当するもの

この法律において「畑作物」とは、麦、大豆、てん菜、でん粉の製造の用に供するばれいしょ、そば、なたねその他の農産物であつて、次の各号のいずれにも該当するもののうち政令で定めるものをいう。

一 食料自給率の向上を図る上で国民の食生活上特に重要なものの

二 前号に該当する他の農産物と組み合わせた生産が広く行われているもの

三 標準的な生産費が標準的な販売価格を超えるもの

ると認められるもの

3 この法律において「水田活用作物」とは、水田において生産される農産物であつて主食用米(主食用として生産される米穀をいう。以下同じ。)以外のもののうち、水田における生産が広く行われ、かつ、食料自給率又は飼料の自給度の向上を図る上で特に重要なものとして政令で定めるものをいう。

(畑作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付)

第三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、畑作物の生産を行う農業者の農業所得を補償し、畑作物の安定的な生産を確保するため、当該農業者に対し、次に掲げる交付金を交付するものとする。

一 畑作物の生産面積に応じて交付する交付金

二 畑作物の品質及び生産量に応じて交付する交付金

2 前項第一号の交付金の金額は、農業者ごとに、畑作物についての種類別の面積当たりの単価に、その者の当該年度における当該畑作物の種類別の生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

3 第一項第一号の交付金の金額は、農業者ごとに、畑作物についての種類別及び品質の区別別の数量当たりの単価に、その者の当該年度における当該畑作物の種類別及び品質の区分別の生産量をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。

4 各年度において、第一項第一号の交付金の交付を受けた農業者に対して同項第一号の交付金を交付する場合においては、畑作物の種類ごとに、前項の規定により算出した金額から、第二項の規定により算出した金額を控除して交付するものとする。

5 第二項及び第三項の単価は、第一項各号の交付金の交付により畑作物の生産に要する標準的な費用の額と当該畑作物の販売による標準的な収入の額との差額の補填を図ることを旨とし、

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、第二項又は第三項の単価を改定することができる。	7 農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
(水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付)	(水田活用作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付)
8 農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。	8 農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定しようとするときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
9 前条第八項の規定は、第二項又は第五項の単価を定め、又は改定しようとする場合について準用する。	9 前条第八項の規定は、第二項又は第五項の単価を定め、又は改定した場合について準用する。
4 第五条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従つて主食用米の生産を行う農業者の農業所得を補償し、主食用米の額を合算した金額とする。	4 第五条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)第五条第一項の認定に係る生産調整方針に従つて主食用米の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付
3 前項の単価は、第一項の交付金の交付により主食用米に係る標準的な所得の額と水田活用作物に係る標準的な所得の額との差額の補填を図ることを旨とし、水田活用作物の種類別の標準的な収入及び費用の額を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。	3 前項の単価は、第一項の交付金の交付により主食用米に係る標準的な所得の額と水田活用作物に係る標準的な所得の額との差額の補填を図ることを旨とし、水田活用作物の種類別の標準的な収入及び費用の額を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。
4 政府は、第一項の交付金のほか、毎年度、予算の範囲内において、水田の有効活用及び地域の農業の振興を図るため、主食用米以外の農産物のうち農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定するもの(以下「地域作物」という)の生産を行う農業者に対し、地域作物の生産面積に応じて交付金を交付することができる。	4 政府は、第一項の交付金のほか、毎年度、予算の範囲内において、水田の有効活用及び地域の農業の振興を図るため、主食用米以外の農産物のうち農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定するもの(以下「地域作物」という)の生産を行う農業者に対し、地域作物の生産面積に応じて交付金を交付することができる。
5 前項の交付金の金額は、農業者ごとに、地域別の生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。	5 前項の交付金の金額は、農業者ごとに、地域別の生産面積をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額とする。
6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、第二項又は第三項の単価を改定することができる。	6 前項の単価は、水田を有効活用して地域作物の生産の振興を図ることを旨とし、地域の特性を考慮しつつ、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて定めるものとする。
7 農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。	7 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、第二項又は第三項の単価を改定することができる。
8 農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。	8 農林水産大臣は、第二項又は第三項の単価を定め、又は改定しようとするときは、遅滞なく、これを告示するものとする。
9 前条第八項の規定は、第二項又は第五項の単価を定め、又は改定しようとする場合について準用する。	9 前条第八項の規定は、第二項又は第五項の単価を定め、又は改定した場合について準用する。
4 第六条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における主食用米及び畑作物のうち政令で定めるもの(以下この条において「対象農産物」という。)の種類別の収入の額として農林水産省令で定めるところにより農業者ごとに算出した額(次項において「前年度種類別収入額」という。)が、対象農産物の種類別の標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより農業者ごとに算出した額(次項において「標準的種類別収入額」という。)を下回った場合には、これによる農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、当該農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。	4 第六条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、当該年度の前年度における主食用米及び畑作物のうち政令で定めるもの(以下この条において「対象農産物」という。)の種類別の収入の額として農林水産省令で定めるところにより農業者ごとに算出した額(次項において「前年度種類別収入額」という。)が、対象農産物の種類別の標準的な収入の額として農林水産省令で定めるところにより農業者ごとに算出した額(次項において「標準的種類別収入額」という。)を下回った場合には、これによる農業者の農業経営に及ぼす影響を緩和するため、当該農業者(収入の減少がその経営に及ぼす影響を緩和するための積立金であつてその他の事項が農林水産省令で定める基準に適合するものを積み立てているものに限る。)に対し、交付金を交付するものとする。
5 第七条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、農業経営基盤の強化、農地の農業上の利用の増進その他の政令で定める取組を行つ農業者に対し、農林水産省令で定めるところにより算定した加算等交付金を交付するものとする。	5 第七条 政府は、毎年度、予算の範囲内において、農業経営基盤の強化、農地の農業上の利用の増進その他の政令で定める取組を行つ農業者に対し、農林水産省令で定めるところにより算定した加算等交付金を交付するものとする。
6 第八条 農林水産大臣は、農産物の生産及び販売量を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。	6 第八条 農林水産大臣は、農産物の生産及び販売量を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。
7 第九条 地方公共団体及び農業に関する団体その他地域の関係者は、地域作物の生産の振興その他地域におけるこの法律に基づく措置の円滑な実施に資する事項について協議するため、地域農業協議会を組織することができる。	7 第九条 地方公共団体及び農業に関する団体その他地域の関係者は、地域作物の生産の振興その他地域におけるこの法律に基づく措置の円滑な実施に資する事項について協議するため、地域農業協議会を組織することができる。
8 第十条 第三条第一項各号、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条の交付金(以下単に「交付金」という。)の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めたところにより、農産物の生産又は農作業の受託に関する計画その他の農林水産省令で定める書類を添付して、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。	8 第十条 第三条第一項各号、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条の交付金(以下単に「交付金」という。)の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めたところにより、農産物の生産又は農作業の受託に関する計画その他の農林水産省令で定める書類を添付して、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。
9 第十一条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ぜることができる。	9 第十一条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対してその交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ぜることができる。
10 第十二条 前項に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、農林水産省令で定める。(交付金の返還)	10 第十二条 前項に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、農林水産省令で定める。(交付金の返還)
11 第十三条 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。	11 第十三条 農林水産大臣は、前項の農林水産省令を制定し、又は改正しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならぬ。

農村政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

(加算等交付金の交付)

の補填を図ることを旨とし、主食用米の標準的な生産費・販売価格及び単位面積当たりの収穫量を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。

(農地の利用の増進その他の政令で定める取組)

農地の農業上の利用の増進その他の政令で定める取組を行つ農業者に対し、農林水産省令で定めるところにより算定した加算等交付金を交付するものとする。

(調査)

農林水産大臣は、農産物の生産及び販売量を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。

(農業経営基盤の強化)

農業経営基盤の強化、農地の農業上の利用の増進その他の政令で定める取組を行つ農業者に対し、農林水産省令で定めるところにより算定した加算等交付金を交付するものとする。

(地域農業協議会)

地域農業協議会の組織及び運営に際し必要な事項は、地域農業協議会が定める。

(交付金の交付の申請等)

前項に定めるもののほか、交付金の交付に必要な事項は、農林水産省令で定める。

(交付金の返還)

第一類第八号

限を指定してこれを督促しなければならない。

前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告及び検査)

第十二条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは受けようとする者若しくはこれらの者からその生産した農産物の加工若しくは販売の委託を受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができ。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十三条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治四十一年法律第四十五号)に正条があるときは、刑法による。

第十四条 第十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十五条 法人(法人でない団体で代表者又は代理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関する、前二条の違反行為をしたときは

は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する

としても、各本条の罰金刑を科する。

ある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほ

か、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事

訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条及び第十六条の規定は、公布の日から施行する。

(単価に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。前においても、第三条第二項若しくは第三項の単価、第四条第二項若しくは第五項、第七項及び第八項、第四条第三項、第六項、第八項及び第九項並びに第五条第三項、第五項及び第六項の規定の例により、第三条第二項若しくは第三項の単価、第四条第二項若しくは第五項の単価又は第五条第二項の単価(次項において単に「単価」という。)を定め、これを告示することができる。

2 前項の規定により定められた単価は、施行日において第三条第五項、第四条第三項若しくは第六項又は第五条第三項の規定により定められたるものとみなす。

(施行のために必要な準備)

第三条 農林水産大臣は、第六条第二項の農林水産省令を制定しようとするときは、施行日前においても、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くことができる。

(畑作物の生産を行う農業者の農業所得を補償するための交付金の交付に関する特例)

第四条 第三条第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「当該年度」とあるのは、「当該年度の前年度」とする。

(農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止)

第五条 農業の扱い手に対する経営安定のための

交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)は、廃止する。

(農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止)

第六条 平成二十五年度以前の生産に係る前条の規定による廃止前の農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

2 平成二十四年度以前の旧法第二条第一項に規定する対象農産物に係る収入に係る旧法第四条第一項の規定による交付金の交付については、なお従前の例による。

(農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止に伴う積立金に関する経過措置)

第七条 施行日前に積み立てられた旧法第四条第一項に規定する農林水産省令で定める基準に適合する積立金は、施行日において第六条第一項に規定する積立金として積み立てられたものとみなす。

(農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律の廃止に伴う罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第六条第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二条第一項又は第四条第一項の交付金の交付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第九条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第一項中「農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を「農業者戸別所得補償法(平成二十五年法律第二号)」に改める。

第十一条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を「農業者戸別所得補償法(平成二十五年法律第二号)」に改める。

第三十三条第二項中「農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第十二条 食料・農業・農村基本法の一部を次のように改正する。

第十四条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第十五条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第十六条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第十七条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第十八条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第十九条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第二十条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第二十一条 第二項中「農業の扱い手に対する

経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法(一部改正)

第六条第一項又は第七条に改める。

第六十一条の二第一項中「農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第一項又は第四条第一項」を「農業者戸別所得補償法第三条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条」に改める。

第六十二条第一項又は第七条に改める。

第六十三条第一項又は第七条に改める。

第六十四条の二第一項に規定する交付金等の交付に関する法律第三条第一項、第四条第一項若しくは第四項、第五条第一項、第六条第一項又は第七条に改める。

第六十五条第一項又は第七条に改める。

第六十六条第一項又は第七条に改める。

第六十七条第一項又は第七条に改める。

第六十八条第一項又は第七条に改める。

第六十九条第一項又は第七条に改める。

第七十条第一項又は第七条に改める。

第七十一条第一項又は第七条に改める。

第七十二条第一項又は第七条に改める。

第七十三条第一項又は第七条に改める。

第七十四条第一項又は第七条に改める。

第七十五条第一項又は第七条に改める。

第七十六条第一項又は第七条に改める。

第七十七条第一項又は第七条に改める。

第七十八条第一項又は第七条に改める。

第七十九条第一項又は第七条に改める。

第八十条第一項又は第七条に改める。

第八十一条第一項又は第七条に改める。

第八十二条第一項又は第七条に改める。

第八十三条第一項又は第七条に改める。

第八十四条第一項又は第七条に改める。

第八十五条第一項又は第七条に改める。

第八十六条第一項又は第七条に改める。

第八十七条第一項又は第七条に改める。

第八十八条第一項又は第七条に改める。

第八十九条第一項又は第七条に改める。

第九十条第一項又は第七条に改める。

第九十一条第一項又は第七条に改める。

第九十二条第一項又は第七条に改める。

第九十三条第一項又は第七条に改める。

第九十四条第一項又は第七条に改める。

第九十五条第一項又は第七条に改める。

第九十六条第一項又は第七条に改める。

第九十七条第一項又は第七条に改める。

経営安定のための交付金の交付に関する法律

(平成十八年法律第八十八号)を削り、「及び米

穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成

二十一年法律第二十五号)を、「米穀の新用途

への利用の促進に関する法律(平成二十一年法

律第二十五号)及び農業者戸別所得補償法(平

成二十五年法律第一号)に改める。

(独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人農畜産業振興機構法(平

成十四年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」を「農業者戸別所得補償法(平成二十五年法律第一号)」に、「期間平均生産面積(同項第一号に規定する期間平均生産面積をいう。次号において同じ。)」を「生産面積」に改め、同条第二号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」を「農業者戸別所得補償法」に、「期間平均生産面積」を「生産面積」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十四条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四条第三項中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)」第三条第一項及び第四条第一項を「農業者戸別所得補償法(平成二十五年法律第一号)」第三条第一項、第六条第一項及び第四項、第五条第一項、第六条第一項並びに第七条に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第十五条 前条の規定による改正前の特別会計に

関する法律に基づく食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定(米管理勘定及び麦管理勘定をいう。)、業務勘定及び調整勘定の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例に

よる。

(政令への委任)

第十六条 この附則に規定するものほか、この

法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第十七条 附則第十四条及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第一号)の規定により改正される特別会計に

関する法律の規定は、同条の規定によつてまず改正され、次いで特別会計に関する法律の一部を改正する法律の規定によつて改正されるものとする。

第十八条 農業収入の減少を補填するための保険制度の在り方については、この法律の施行後三年を目標として、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な法制上の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

第十九条 農地・水等共同活動の促進は、農地・水等共同活動が、農業生産活動を維持し、あわせて多面的機能を維持する上で不可欠であるとともに、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしているにもかかわらず、農村における過疎化、高齢化、農業に携わらない住民の増加等により農地・水等共同活動の充実した実施が困難となつてゐる状況に鑑み、多くの農業者その他の地域住民の参加を得て、地域の実情を踏まえ、効果の高い農地・水等共同活動が広く行われるように実施されなければならない。

(定義)

第二十条 この法律において「農地・水等共同活動」とは、地域において行われる共同活動であつて、農用地の保全又は利用上必要な農業用排水施設、農業用道路等の施設の維持又は改良その他農業生産活動の基盤の維持及び整備をし、あわせて多面的機能の維持に資するために行われるものをいう。

第二十一条 この法律において「農業振興事業」とは、農業者の組織する団体その他の農林水産省令で定める者(以下「農業者団体等」という。)が実施する農地・水等共同活動であつて、次に掲げるものをいう。

一 農地・水等共同活動の促進は、農業振興地

設の機能の保持を図る活動であつて、農林

水産省令で定めるもの

二 水産省令で定める事業

三 水産省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、農地・水等共同活動の促進に関する重要事項

五 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

六 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

七 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

八 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

九 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十一 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十二 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十三 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十四 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十五 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十六 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十七 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十八 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十九 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十一 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十二 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十三 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十四 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十五 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十六 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もつて農業生産活動の維持を図り、あわせて多面的機能(食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第二百六号)第三条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。)の維持に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 農地・水等共同活動の促進は、農地・水等共同活動が、農業生産活動を維持し、あわせて多面的機能を維持する上で不可欠であるとともに、良好な地域社会の維持及び形成に重要な役割を果たしているにもかかわらず、農村における過疎化、高齢化、農業に携わらない住民の増加等により農地・水等共同活動の充実した実施が困難となつてゐる状況に鑑み、多くの農業者その他の地域住民の参加を得て、地域の実情を踏まえ、効果の高い農地・水等共同活動が広く行われるように実施されなければならない。

(基本指針)

第四条 農林水産大臣は、農地・水等共同活動の促進に関する基本指針(以下「基本指針」といいう。)を定めるものとする。

第五条 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項に規定する基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 農地・水等共同活動の促進の意義及び目標に関する事項

二 農地・水等共同活動促進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

三 農地・水等共同活動促進事業に関する基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、農地・水等共同活動の促進に関する重要事項

五 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

六 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

七 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

八 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

九 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十一 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十二 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十三 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十四 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十五 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十六 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十七 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十八 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

十九 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十一 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十二 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十三 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十四 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十五 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十六 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十七 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十八 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

二十九 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

三十 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

設の機能の保持を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

口 当該施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動であつて、農林水産省令で定めるもの

二 その他農林水産省令で定める事業

三 この法律において「農用地」とは、耕作的目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧のために供される土地をいう。

四 基本指針

五 基本指針

六 基本指針

七 基本指針

八 基本指針

九 基本指針

十 基本指針

十一 基本指針

十二 基本指針

十三 基本指針

十四 基本指針

十五 基本指針

十六 基本指針

十七 基本指針

十八 基本指針

十九 基本指針

二十 基本指針

二十一 基本指針

二十二 基本指針

二十三 基本指針

二十四 基本指針

二十五 基本指針

二十六 基本指針

二十七 基本指針

二十八 基本指針

二十九 基本指針

三十 基本指針

三十一 基本指針

三十二 基本指針

三十三 基本指針

三十四 基本指針

三十五 基本指針

四	農地・水等共同活動の促進に当たっては、多額の経費を要する農地・水等共同活動について必要に応じ複数年にわたり資金を積み立てた上で実施する等その効率的かつ効果的な実施が確保されなければならないこと。	4 農林水産大臣は、基本指針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。
5	前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。	5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
(促進計画)	6 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。	6 第二項の規定は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び都道府県知事に通知しなければならない。
一 農地・水等共同活動促進事業の目標	7 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	7 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
四 同活動の促進に関する事項	一 農地・水等共同活動の促進の目標	一 農地・水等共同活動促進事業の内容に関する次に掲げる事項
3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農地・水等共同活動促進事業の実施を推進すべき区域の基準	二 農地・水等共同活動促進事業の実施を推進すべき区域の基準	イ 農地・水等共同活動促進事業の種類及び実施区域
4 都道府県知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。	三 次条第一項に規定する促進計画の作成に関する事項	ロ 第三条第二項第一号に掲げる事業を実施しようとする場合にあっては、当該事業に係る施設の所在及び種類、当該施設の管理に関し行う同号イに掲げる活動又は同号ロに掲げる活動の別及び当該活動の内容その他の農林水産省令で定める事項
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。	四 市町村は、促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に協議しなければならない。	四 第一号の区域内において特に重点的に農地・水等共同活動促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域
(事業計画の認定)	五 市町村は、促進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に当該促進計画の写しを送付しなければならない。	五 前各号に掲げるものほか、促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項
第六条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、農地・水等共同活動の促進に関する計画(以下「促進計画」という。)を作成することができる。	六 前二項の規定は、促進計画の変更について準用する。	四 その他農林水産省令で定める事項
第七条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第二項第一号の区域内において農地・水等共同活動促進事業を実施しようとする農業者団体等は、その実施しようとする農地・水等共同活動促進事業に関する計画(以下「事業計画」という。)を作成し、当該促進計画を作成した市町村(以下「特定市町村」という。)の認定を申請する。	七 第一条の認定の手続については、申請する者の負担ができるだけ軽減されるよう配慮される場合にあっては、その旨を含む。を公表しなければならない。	三 当該事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業の実施区域(当該事業計画に二以上の農地・水等共同活動促進事業が記載されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるもの)が、現に耕作又は養畜の目的で耕作され、その全ての実施区域内に、現に耕作又は養畜の目的で耕作されると認められる場合は、その旨を含む。を公表しなければならない。
第八条 前条第一項の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。	八 第一条の認定を受けた農業者団体等(以下「認定農業者団体等」という。)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。	二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る農地・水等共同活動促進事業を確實に実施するために適切なものであること。
第九条 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従て当該認定事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	九 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従て当該認定事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	三 当該事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業の実施区域(当該事業計画に二以上の農地・水等共同活動促進事業が記載されておらず、かつ、引き続き耕作又は養畜の目的で耕作され、その全ての実施区域内に、現に耕作又は養畜の目的で耕作されると認められる場合は、その旨を含む。を公表しなければならない。
第十条 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	十 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。	四 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る農地・水等共同活動促進事業を確實に実施するために適切なものであること。
第十一条 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従て当該認定事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	十一 特定市町村は、認定農業者団体等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更があつたときは、その変更後のもの。以下この条において「認定事業計画」という。)に従て当該認定事業計画に記載された農地・水等共同活動促進事業(以下「認定事業」という。)を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	五 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る農地・水等共同活動促進事業を確實に実施するために適切なものであること。

るときは、認定農業者団体等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。

4 前条第四項から第七項までの規定は、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(費用の補助)
第九条 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項から第七項までの規定中「第一項」とあるのは、「次条第一項」と読み替えるものとする。

(費用の補助)
第九条 特定市町村は、認定農業者団体等に対し、認定事業（第三条第二項第二号に掲げる事業を除く）の実施に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。

(土地改良法の特例)

第十条 都道府県は、認定事業を行う認定農業者団体等（第七条第四項（第八条第四項において準用する場合を含む。）の同意をした相手方であるものに限る。）に対し、当該同意に係る施設の管理の全部又は一部を委託することができる。
2 土地改良法第九十四条の六第二項の規定は、前項の規定による委託について準用する。この場合において同条第一項中「国営土地改良事業」とあるのは、「都道府県営土地改良事業」と、「土地改良財産たる土地改良施設（農林水産省令で定める。）」とあるのは、「土地改良施設（農地・水等共同活動の促進に関する法律第七条第四項（同法第八条第四項において準用する場合を含む。）の同意に係る。）と、「準拠して」とあるのは、「準拠するとともに、同法第八条第二項に規定する認定事業計画に記載された同法第七条第三項に規定する当該土地改良施設についての管轄に関する事項の内容に即して」と読み替えるものとする。

(国等の援助等)

第十一条 国及び関係地方公共団体は、認定農業者団体等に対し、認定事業の確実かつ効果的な実施に必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、農林水産大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び認定農業者団体等は、認定事業の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(報告の徴収)
第十二条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者団体等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。

(罰則)
第十三条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、同項の刑を科する。

3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟の刑を科する。

（目的）
第一条 この法律は、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律）を制定するため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もつて中山間地域その他の条件不利地域において農業生産活動の維持を図り、あわせて多面的機能（肥料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六百二号）第三条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の維持に資することを目的とする。

（施行期日）
1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定に

ついて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

農地・水等共同活動の促進を図るため、その基づき行政機関の長、関係地方公共団体及び認定農業者団体等は、認定事業の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（定義）

本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、農地・水等共同活動促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（目的）
第一条 この法律は、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律案（中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する法律）を制定するため、その基本理念、農林水産大臣が策定する基本指針等について定めるとともに、条件不利地域農業生産継続推進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、これを推進するための措置等について定め、もつて中山間地域その他の条件不利地域において農業生産活動の維持を図り、あわせて多面的機能（肥料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六百二号）第三条に規定する多面的機能をいう。以下同じ。）の維持に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進は、中山間地域その他の条件不利地域において営まれる農業が、我が国の農業において重要な地位を占めているとともに、これに係る多面的機能が国民に多く必要があると認めるとときは、この法律の規定に

の恵沢をもたらしているにもかかわらず、中山間地域その他の条件不利地域においては農業生産活動を継続することが他の地域より困難であることとに鑑み、農業の生産条件の不利を補正することを旨として実施されなければならない。

（定義）

この法律において「中山間地域その他の条件不利地域」とは、次に掲げるものをいう。

（定義）

一 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）第二条第四項の規定に基づき公示された特定農山村地域

（定義）

二 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項の規定に基づき指定された振興山村

（定義）

三 過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二条第二項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第三十三条第一項又は第二項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

（定義）

四 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第二条第一項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

（定義）

五 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域

（定義）

六 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十号）第三条第一号に規定する沖縄群島

（定義）

七 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島

（定義）

八 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第二条第一項に規定する小笠原諸島

（定義）

九 その他農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が定める地域

（定義）

10 この法律において、「条件不利地域農業生産継続推進事業」とは、中山間地域その他の条件不利地域において、農業生産活動の継続的な実施

を推進し、あわせて多面的機能の維持に資するため、農業者その他の農林水産省令で定める者（以下「農業者等」という。）が実施する事業をいう。

3 この法律において「農用地」とは、耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧のために供される土地をいう。

（基本指針）

第四条 農林水産大臣は、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する基本指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項に規定する基本方針の指針となるべきものを定めるものとする。

一 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進の意義及び目標に関する事項

二 条件不利地域農業生産継続推進事業の実施を推進すべき区域の設定に関する基本的な事項

三 条件不利地域農業生産継続推進事業に関する重要な事項

四 前三号に掲げるもののほか、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する重要な事項

3 基本指針は、次に掲げる事項に配慮されたものでなければならない。

一 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十五回）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の農用地に係るものだけでなく、これを必要とするあらゆる農用地に係るものについて行われなければならないこと。

二 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続は、対象となる農用地についての勾配及び自然条件による規模

若しくは形状の制約又は利用の集積に当たつての制約（離島等地域全体としての生産をする費用の過重な負担その他農業の生産条件を不利にする多様な要因が考慮されなければならないこと。

三 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進は、その成果が適切に評価され、その結果が中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する措置に適切に反映されるよう行われなければならないこと。

四 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に当たっては、多額の経費を要する活動について必要に応じ複数年にわたり資金を積み立てた上で実施する等その効率的かつ効果的な実施が確保されなければならないこと。

5 農林水産大臣は、基本指針を定めたときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（促進計画）

第六条 市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内について、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に

関する計画（以下「促進計画」という。）を作成することができる。

2 促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 促進計画の区域

二 促進計画の目標

三 第一号の区域内においてその実施を推進する条件不利地域農業生産継続推進事業に関する事項

四 第一号の区域内において特に重点的に条件不利地域農業生産継続推進事業の実施を推進する区域を定める場合には、その区域

五 前各号に掲げるもののほか、促進計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項

六 前二項の規定は、基本指針の変更について準用する。

（基本方針）

第五条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内について、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めることができる。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の促進は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十五回）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内の農用地に係るものだけでなく、これを必要とするあらゆる農用地に係るものについて行われなければならないこと。

二 条件不利地域農業生産継続推進事業の実施を推進すべき区域の基準

する事項

四 前三号に掲げるもののほか、中山間地域その他の条件不利地域における農業生産活動の継続の促進に関する事項

3 都道府県知事は、基本方針を定めようとするときは、農林水産大臣に協議しなければならない。

六 前三項の規定は、促進計画の変更について準用する。

第七条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第一項第一号の区域内において条件不利地域農業生産継続推進事業を実施しようとする農業者等は、その実施しようとする条件不利地域農業生産継続推進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができる。

（事業計画の認定）

第七条 促進計画に基づいて当該促進計画に定められた前条第一項第一号の区域内において条件不利地域農業生産継続推進事業を実施しようとする農業者等は、その実施しようとする条件不利地域農業生産継続推進事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、当該促進計画を作成した市町村（以下「特定市町村」という。）の認定を申請することができる。

（事業計画の認定）

第七条 促進計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 条件不利地域農業生産継続推進事業の目標に関する次に掲げる事項

二 条件不利地域農業生産継続推進事業の内容に関する次に掲げる事項

イ 条件不利地域農業生産継続推進事業の種類及び実施区域

口 条件不利地域農業生産継続推進事業に係る農業生産活動の内容、当該農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動の内

容その他農林水産省令で定める事項

三 条件不利地域農業生産継続推進事業の実施期間

四 その他農林水産省令で定める事項

3 特定市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、そ

の認定をするものとする。

一 当該事業計画が促進計画に照らし適切なものであること。

二 当該事業計画に定める事項が当該事業計画に係る条件不利地域農業生産継続推進事業を確実に実施するためには適切なものであること。

三 当該事業計画に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業の実施区域（当該事業計

4	事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作され、又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。	画に二以上の条件不利地域農業生産継続推進事業が記載されている場合にあっては、その全ての実施区域)内に、現に耕作又は養畜の目的に供されおらず、かつ、引き続き耕作され、又は養畜の目的に供されないと見込まれる農用地として農林水産省令で定めるものがないこと。	4	特定市町村は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る事業計画の概要(当該認定に係る事業計画に、前条第二項第四号の規定により定められた区域内において実施される条件不利地域農業生産継続推進事業が記載されている場合にあっては、その旨を含む)を公表しなければならない。
5	第一項の認定の手続については、申請する者の負担ができるだけ軽減されるよう配慮されるものとする。	5 第一項の認定を受けた農業者等(以下「認定農業者等」という)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	5 第一項の認定を受けた農業者等(以下「認定農業者等」という)は、当該認定に係る事業計画の変更をしようとするときは、特定市町村の認定を受けなければならない。ただし、その変更が農林水産省令で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。	
2	特定市町村は、認定農業者等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業計画)と、その変更後のもの(以下この項において「認定事業計画」という)に従つて当該認定事業計画に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業(以下「認定事業」という)を実施していいないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	2 特定市町村は、第一項の認定を受けた農業者等(以下「認定農業者等」という)は、当該認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業計画)と、その変更後のもの(以下この項において「認定事業計画」という)に従つて当該認定事業計画に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業(以下「認定事業」という)を実施していいないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	2 国は、都道府県が、前項の規定による補助をする特定市町村に対し当該補助に要する費用の一部を補助する場合には、当該都道府県に対して、予算の範囲内において、政令で定めるところに、当該補助に要する費用の一部を補助することができる。	第九条 特定市町村は、認定農業者等に対し、認定事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。
3	特定市町村は、認定農業者等が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定農業者等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。	3 前条第三項から第五項までの規定は、認定事項の刑を科する。	3 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。	第三条 この法律において「環境保全型農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十一号)第二条に規定する有機農業その他の自然環境の保全に資する農業の生産方式(以下「環境保全型農業生産方式」という。)を導入した農業生産活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。
4	前条第三項から第五項までの規定は、認定事項の刑を科する。	4 第九条 特定市町村は、認定農業者等に対し、認定事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。	4 第九条 特定市町村は、認定農業者等に対し、認定事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。	4 第一条 この法律において「環境保全型農業」とは、有機農業の推進に関する法律(平成十八年法律第百十一号)第二条に規定する有機農業その他の自然環境の保全に資する農業の生産方式(以下「環境保全型農業生産方式」という。)を導入した農業生産活動であつて農林水産省令で定めるものをいう。
5	第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に处罚する。	5 第十一条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。(罰則)	5 第十一条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。(罰則)	5 第十一条 特定市町村の長は、この法律の施行に必要な限度において、認定農業者等に対し、認定事業の実施状況について報告を求めることができる。(罰則)
2	特定市町村は、認定農業者等が前条第一項の認定に係る事業計画(前項の変更の認定又は同項に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業計画)と、その変更後のもの(以下この項において「認定事業計画」という)に従つて当該認定事業計画に記載された条件不利地域農業生産継続推進事業(以下「認定事業」という)を実施していいないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。	2 第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に处罚する。	2 第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に处罚する。	2 第十二条 前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に处罚する。
3	特定市町村は、認定農業者等が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定農業者等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。	3 第十三条 特定市町村は、認定農業者等が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定農業者等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。	3 第十三条 特定市町村は、認定農業者等が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定農業者等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。	3 第十三条 特定市町村は、認定農業者等が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるとときは、認定農業者等に対し、当該認定事業計画の変更を指示し、又は同条第一項の認定を取り消すことができる。
4	前条第三項から第五項までの規定は、認定事項の刑を科する。	4 第十四条 特定市町村は、認定農業者等に対し、認定事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。	4 第十四条 特定市町村は、認定農業者等に対し、認定事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。	4 第十四条 特定市町村は、認定農業者等に対し、認定事業の実施に要する費用の一部を補助することができる。

方式の種類別の標準的な経費の額を考慮して、農林水産大臣が定めるものとする。

4 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、第二項の単価を改定することができる。

5 農林水産大臣は、第二項の単価を定め、又は改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聽かなければならない。

6 農林水産大臣は、第二項の単価を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

(交付金の交付の申請等)

第四条 前条第一項の交付金（以下単に「交付金」）

という。の交付を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農産物の生産又は農作業の受託に関する計画その他の農林水産省令で定める書類を添付して、農林水産大臣に交付の申請をしなければならない。

2 前項に定めるものほか、交付金の交付に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。
(交付金の返還)

第五条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者があるときは、農林水産大臣は、その者に対する交付を受けた交付金の全部又は一部の返還を命ぜることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、農林水産大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、農林水産大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徵収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、交付金の交付を受け、若しくは(報告及び検査)

は受けようとする者若しくはこれらの者からそ

の生産した農産物の加工若しくは販売の委託を

受け若しくは当該農産物の売渡しを受けた者に

対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員

に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させることができ

る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す證明書を携帯し、関係人

に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第七条 偽りその他不正の手段により交付金の交付を受けた者は、三年以下の懲役又は百万円以下

の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法によ

る。

2 第八条 第六条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、

三十万円以下の罰金に処する。

第八条 第六条第一項の規定による報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、

三十万円以下の罰金に処する。

理由

環境保全型農業が、農業の持続的な発展及び自然環境と調和のとれた農業生産の確保に有益であるとともに、消費者の安全かつ良質な農産物に対する需要に対応するものであることに鑑み、環境保全型農業を行う農業者に対する交付金の交付について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約五十億円の見込みである。

(施行期日)

附 則